新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成29年12月
（第２回訂正分）

ナレッジスイート株式会社

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、金融商品取引法第７条第１項により有価証券届出書の訂正届出書を平成29年12月８日に関東財務局長に提出し、平成29年12月９日にその届出の効力は生じております。

○　新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由
　平成29年11月13日付をもって提出した有価証券届出書及び平成29年11月29日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集240,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し99,200株（引受人の買取引受による売出し55,000株・オーバーアロットメントによる売出し44,200株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成29年12月７日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○　訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には＿＿＿罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

２【募集の方法】
　平成29年12月７日に決定**された**引受価額**（1,840円）**にて、当社と元引受契約を締結**した**後記「４　株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第１　募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額**（発行価格2,000円）**で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。
　なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定**された**価格で行います。
＜欄内の数値の訂正＞
　「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「209,760,000」を「**220,800,000**」に訂正
　「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「209,760,000」を「**220,800,000**」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

４．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

５．本募集並びに「第２　売出要項　１　売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「２　売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第２　売出要項　３　売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「４　売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

６．本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　３．ロックアップについて」をご参照下さい。

（注）５．の全文削除及び６．７．の番号変更

３【募集の条件】

（２）【ブックビルディング方式】

＜欄内の数値の訂正＞

「発行価格（円）」の欄：「未定（注）１．」を「2,000」に訂正
「引受価額（円）」の欄：「未定（注）１．」を「1,840」に訂正
「資本組入額（円）」の欄：「未定（注）３．」を「920」に訂正
「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）４．」を「１株につき2,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

１．発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。
発行価格の決定に当たりましては、仮条件（1,800円～2,000円）に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。
当該ブックビルディングの状況につきましては、
①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。
以上が特徴でありました。
上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、2,000円と決定いたしました。
なお、引受価額は1,840円と決定いたしました。

２．「２　募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格（2,000円）と会社法上の払込金額（1,530円）及び平成29年12月７日に決定された引受価額（1,840円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

３．資本組入額は、１株当たりの増加する資本金であります。なお、１株当たりの増加する資本準備金の額は920円（増加する資本準備金の額の総額220,800,000円）と決定いたしました。

４．申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額（１株につき1,840円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

７．販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
（略）

（注）８．の全文削除

４【株式の引受け】

＜欄内の数値の訂正＞

「引受けの条件」の欄：

２．引受人は新株式払込金として、平成29年12月15日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（１株につき1,840円）を払込むことといたします。

３．引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（１株につき160円）の総額は引受人の手取金となります。

＜欄外注記の訂正＞

１．上記引受人と平成29年12月７日に元引受契約を締結いたしました。

２．引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

5【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額の総額（円）」の欄：「419,520,000」を「441,600,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「411,340,000」を「433,420,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

１．払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

（2）【手取金の使途】

上記の手取概算額433,420千円については、「１　新規発行株式」の（注）３．に記載の第三者割当増資の手取概算額上限81,035千円と合わせた手取概算額上限514,455千円について、「ナレッジスイート」を中心としたクラウドサービスの追加機能開発に係る開発の人件費に324,455千円、企業の知名度向上、見込み客獲得を目的とした広告宣伝費に42,000千円を充当する予定であります。また、設備資金として、クラウドサービスのサーバー等増強に係る設備費用に40,000千円、オフショア開発拠点の準備費用に30,000千円、営業の機動力向上を目的とした本社移転費用に78,000千円を充当する予定であります。

具体的な充当時期は、クラウドサービスの追加機能開発に係る人件費については、平成30年９月期に62,000千円、平成31年９月期に102,000千円、平成32年９月期に160,455千円を予定しており、広告宣伝費については、平成30年９月期に6,000千円、平成31年９月期に14,000千円、平成32年９月期に22,000千円を予定しております。また、設備資金に係る具体的な充当時期は、本社移転費用については、平成30年９月期に予定しており、サーバー等増強に係る設備費用及びオフショア開発拠点の準備費用については、平成31年９月期を予定しております。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第２【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成29年12月７日に決定された引受価額（1,840円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「２　売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）　(2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第２　売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格2,000円）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「104,500,000」を「110,000,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「104,500,000」を「110,000,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

３．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の（注）２．に記載した振替機関と同一であります。

４．本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「３　売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「４　売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

５．引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　３．ロックアップについて」をご参照下さい。

（注）３．４．の全文削除及び５．６．７．の番号変更

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（2）【ブックビルディング方式】

＜欄内の記載の訂正＞

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）１．（注）２．」を「2,000」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）２．」を「1,840」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）２．」を「１株につき2,000」に訂正

「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）３．」を「（注）３．」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

２．売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一**の理由により決定いたしました。**ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一**の理由により決定いたしました。**

３．**元引受契約の内容**
金融商品取引業者の引受株数　　いちよし証券株式会社　　55,000株
引受人が全株買取引受けを行います。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額**（１株につき160円）**の総額は引受人の手取金となります。

４．上記引受人と**平成29年12月７日**に元引受契約を締結**いたしました。**

３【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「83,980,000」を「**88,400,000**」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「83,980,000」を「**88,400,000**」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

１．オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を**勘案した結果、**いちよし証券株式会社が行う売出しであります。

５．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の（注）２．に記載した振替機関と同一であります。

（注）５．の全文削除及び６．の番号変更

４【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

（２）【ブックビルディング方式】

＜欄内の数値の訂正＞

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）１．」を「**2,000**」に訂正
「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）１．」を「**１株につき2,000**」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

１．売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一**の理由により、平成29年12月７日に決定いたしました。**ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

２．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である稲葉雄一（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成29年11月13日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式44,200株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式　44,200株
(2)	募集株式の払込金額	１株につき1,530円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	**増加する資本金の額　　40,664,000円（１株につき金920円）** **増加する資本準備金の額　　40,664,000円（１株につき金920円）**
(4)	払込期日	平成30年１月15日（月）

（注）　割当価格は、平成29年12月７日に決定**された**「第１　募集要項」における新規発行株式の引受価額**（1,840円）**と**同一であります。**

（以下省略）

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成29年11月

（第１回訂正分）

ナレッジスイート株式会社

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第７条第１項により有価証券届出書の訂正届出書を平成29年11月29日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○　新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成29年11月13日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集240,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成29年11月28日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し99,200株（引受人の買取引受による売出し55,000株・オーバーアロットメントによる売出し44,200株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項及び「第二部　企業情報　第２　事業の状況　２　生産、受注及び販売の状況　(3) 販売実績」及び「第二部　企業情報　第５　経理の状況　１　財務諸表等　(1) 財務諸表　注記事項（ストック・オプション等関係）」及び「第二部　企業情報　第５　経理の状況　１　財務諸表等　(1) 財務諸表　注記事項（セグメント情報等）」並びに「第四部　株式公開情報　第３　株主の状況」の記載内容の一部に誤りがあり、これを訂正するため、また、「第二部　企業情報　第５　経理の状況　１　財務諸表等　(3) その他」の第11期（平成28年10月１日から平成29年９月30日まで）の財務諸表の注記に係る記載を追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。なお、「第二部　企業情報　第２　事業の状況　２　生産、受注及び販売の状況　(3) 販売実績」及び「第二部　企業情報　第５　経理の状況　１　財務諸表等　(1) 財務諸表　注記事項（セグメント情報等）」につきましては、相手先名を訂正したため、また、「第二部　企業情報　第５　経理の状況　１　財務諸表等　(1) 財務諸表　注記事項（ストック・オプション等関係）」につきましては、株式の種類別のストック・オプションの数を訂正したため、また、「第四部　株式公開情報　第３　株主の状況」につきましては、株主の住所を訂正したためであります。

○　訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____罫を付し、ゴシック体で表記しております。
（ただし、「第二部　企業情報　第５　経理の状況　１　財務諸表等　(3) その他」の追加記載部分については、_____罫を省略し、明朝体で表記しております。）

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

１【新規発行株式】

＜欄外注記の訂正＞

２．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号

３．上記とは別に、平成29年11月13日開催の取締役会において、いちよし証券株式会社を割当先とする当社普通株式44,200株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　２．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

（注）２．の全文削除及び３．４．の番号変更

２【募集の方法】

平成29年12月７日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「４　株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第１　募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成29年11月28日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（1,530円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額（円）」の欄：「408,000,000」を「367,200,000」に訂正

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「220,800,000」を「209,760,000」に訂正

「計（総発行株式）」の「発行価額の総額（円）」の欄：「408,000,000」を「367,200,000」に訂正

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「220,800,000」を「209,760,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

３．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

５．仮条件（1,800円～2,000円）の平均価格（1,900円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は456,000,000円となります。

３【募集の条件】

（２）【ブックビルディング方式】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額（円）」の欄：「未定（注）２．」を「1,530」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

１．発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,800円以上2,000円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年12月７日に引受価額と同時に決定する予定であります。

需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

①中小企業のニーズをとらえており、ストック型で利益を積み上げられる点と、独自のビジネスモデルを持っているので、安定した成長が期待できる。

②中小企業向けクラウドサービスの提供という、大きな市場をターゲットとしている点は評価できる。

③今後の成長には人材の獲得が必要である。

以上の評価に加え、類似会社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は1,800円から2,000円の範囲が妥当であると判断いたしました。

２．「２　募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額（1,530円）及び平成29年12月７日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

８．引受価額が会社法上の払込金額（1,530円）を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

４【株式の引受け】

＜欄内の数値の訂正＞

「引受株式数（株）」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「**いちよし証券株式会社166,500、ＳＭＢＣ日興証券株式会社23,600、みずほ証券株式会社20,600、株式会社ＳＢＩ証券11,800、マネックス証券株式会社8,800、エース証券株式会社2,900、東洋証券株式会社2,900、極東証券株式会社2,900**」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

１．上記引受人と発行価格決定日（平成29年12月７日）に元引受契約を締結する予定であります。

２．引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

（注）１．の全文削除及び２．３．の番号変更

５【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額の総額（円）」の欄：「441,600,000」を「**419,520,000**」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「433,420,000」を「**411,340,000**」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

１．払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、**仮条件（1,800円～2,000円）の平均価格（1,900円）を基礎として算出した見込額であります。**

（２）【手取金の使途】

上記の手取概算額**411,340**千円については、「１　新規発行株式」の（注）**３．**に記載の第三者割当増資の手取概算額上限**76,982**千円と合わせた手取概算額上限**488,322**千円について、「ナレッジスイート」を中心としたクラウドサービスの追加機能開発に係る開発の人件費に**298,322**千円、企業の知名度向上、見込み客獲得を目的とした広告宣伝費に42,000千円を充当する予定であります。また、設備資金として、クラウドサービスのサーバー等増強に係る設備費用に40,000千円、オフショア開発拠点の準備費用に30,000千円、営業の機動力向上を目的とした本社移転費用に78,000千円を充当する予定であります。

具体的な充当時期は、クラウドサービスの追加機能開発に係る人件費については、平成30年９月期に62,000千円、平成31年９月期に102,000千円、平成32年９月期に**134,322**千円を予定しており、広告宣伝費については、平成30年９月期に6,000千円、平成31年９月期に14,000千円、平成32年９月期に22,000千円を予定しております。また、設備資金に係る具体的な充当時期は、本社移転費用については、平成30年９月期に予定しており、サーバー等増強に係る設備費用及びオフショア開発拠点の準備費用については、平成31年９月期を予定しております。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第２【売出要項】

１【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「110,000,000」を「104,500,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「110,000,000」を「104,500,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

３．売出価額の総額は、**仮条件（1,800円～2,000円）の平均価格（1,900円）で算出した見込額であります。**

５．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の（注）２．に記載した振替機関と同一であります。

３【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「88,400,000」を「83,980,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「88,400,000」を「83,980,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

５．売出価額の総額は、**仮条件（1,800円～2,000円）の平均価格（1,900円）で算出した見込額であります。**

６．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の（注）２．に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

２．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である稲葉 雄一（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成29年11月13日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式44,200株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式　44,200株
(2)	募集株式の払込金額	１株につき1,530円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。　（注）
(4)	払込期日	平成30年１月15日（月）

（注）　割当価格は、平成29年12月７日に決定される予定の「第１　募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

（注）１．の全文及び２．の番号削除

（以下省略）

第二部【企業情報】

第２【事業の状況】

２【生産、受注及び販売の状況】

(3) 販売実績

＜欄外注記の訂正＞

２．「相手先」の欄：「株式会社電通アイソバー」を「**電通アイソバー株式会社**」に訂正

第５【経理の状況】

１【財務諸表等】

（１）【財務諸表】

【注記事項】

（ストック・オプション等関係）

前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

「第６回新株予約権」の「株式の種類別のストック・オプションの数（注）」の欄：

「普通株式　14,400株」を「普通株式　22,400株」に訂正

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

「第６回新株予約権」の「株式の種類別のストック・オプションの数（注）」の欄：

「普通株式　14,400株」を「普通株式　22,400株」に訂正

（セグメント情報等）

【関連情報】

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

３．主要な顧客ごとの情報

「顧客の名称又は氏名」の欄：「株式会社電通アイソバー」を「**電通アイソバー株式会社**」に訂正

（３）【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

平成29年11月13日開催の取締役会において承認された第11期事業年度（平成28年10月1日から平成29年9月30日まで）の財務諸表は次のとおりであります。

なお、この財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領しておりません。

①　財務諸表

イ　貸借対照表

（単位：千円）

	当事業年度 （平成29年９月30日）
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	233,224
受取手形	323
売掛金	87,072
仕掛品	393
前渡金	762
前払費用	16,981
繰延税金資産	18,692
その他	317
貸倒引当金	△402
流動資産合計	357,364
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	※1 11,168
工具、器具及び備品（純額）	※1 914
リース資産（純額）	※1 6,125
有形固定資産合計	18,207
無形固定資産	
のれん	38,000
ソフトウエア	84,050
その他	10,673
無形固定資産合計	132,723
投資その他の資産	
差入保証金	14,378
その他	14,916
投資その他の資産合計	29,295
固定資産合計	180,226
資産合計	537,591

（単位：千円）

	当事業年度 （平成29年９月30日）
負債の部	
流動負債	
買掛金	10,416
1年内返済予定の長期借入金	6,000
リース債務	3,061
未払金	20,563
未払費用	3,069
未払法人税等	24,803
未払消費税等	21,524
前受金	16,595
賞与引当金	11,412
その他	5,461
流動負債合計	122,908
固定負債	
長期借入金	15,000
リース債務	3,519
資産除去債務	8,877
固定負債合計	27,396
負債合計	150,305
純資産の部	
株主資本	
資本金	376,820
資本剰余金	
資本準備金	366,920
資本剰余金合計	366,920
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	△356,453
利益剰余金合計	△356,453
株主資本合計	387,286
純資産合計	387,286
負債純資産合計	537,591

ロ　損益計算書

（単位：千円）

	当事業年度 （自　平成28年10月１日 至　平成29年９月30日）
売上高	※1 790,671
売上原価	255,493
売上総利益	535,178
販売費及び一般管理費	※2 379,867
営業利益	155,311
営業外収益	
受取利息	1
為替差益	1,536
その他	153
営業外収益合計	1,691
営業外費用	
支払利息	3,880
その他	2,168
営業外費用合計	6,048
経常利益	150,954
特別損失	
固定資産除却損	2,201
特別損失合計	2,201
税引前当期純利益	148,752
法人税、住民税及び事業税	19,751
法人税等調整額	△18,692
法人税等合計	1,058
当期純利益	147,693

製造原価明細書

		当事業年度 （自　平成28年10月１日 至　平成29年９月30日）	
区分	注記番号	金額（千円）	構成比（%）
Ⅰ　労務費		137,185	44.4
Ⅱ　経費	※１	171,527	55.6
当期総製造費用		308,712	100.0
期首仕掛品たな卸高		491	
合計		309,204	
期末仕掛品たな卸高		393	
他勘定振替高	※２	53,318	
当期製品製造原価		255,493	

（注）※１　主な内訳は、次のとおりであります。

項目	当事業年度 （自　平成28年10月１日 至　平成29年９月30日）
外注費（千円）	81,630
減価償却費（千円）	33,946
ＷＥＢ関連費用（千円）	40,049

※２　他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	当事業年度 （自　平成28年10月１日 至　平成29年９月30日）
ソフトウエア（千円）	25,973
その他（千円）	27,344
計（千円）	53,318

（原価計算の方法）

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

ハ　株主資本等変動計算書

当事業年度（自　平成28年10月１日　至　平成29年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
				繰越利益剰余金				
当期首残高	376,820	366,920	366,920	△504,147	△504,147	239,592	141	239,734
当期変動額								
当期純利益				147,693	147,693	147,693		147,693
新株予約権の消却							△141	△141
当期変動額合計	－	－	－	147,693	147,693	147,693	△141	147,552
当期末残高	376,820	366,920	366,920	△356,453	△356,453	387,286	－	387,286

二　キャッシュ・フロー計算書

（単位：千円）

	当事業年度 （自　平成28年10月１日 至　平成29年９月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	148,752
減価償却費	38,887
固定資産除却損	2,201
のれん償却額	11,000
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△193
賞与引当金の増減額（△は減少）	588
受取利息	△1
支払利息	3,880
為替差益（△は益）	△1,536
売上債権の増減額（△は増加）	△6,613
たな卸資産の増減額（△は増加）	98
仕入債務の増減額（△は減少）	2,461
未払消費税等の増減額（△は減少）	19,040
その他	14,430
小計	232,995
利息及び配当金の受取額	1
利息の支払額	△3,656
法人税等の支払額	△2,987
法人税等の還付額	1,188
営業活動によるキャッシュ・フロー	227,541
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△1,591
無形固定資産の取得による支出	△52,022
その他	82
投資活動によるキャッシュ・フロー	△53,530
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△65,204
リース債務の返済による支出	△2,997
財務活動によるキャッシュ・フロー	△68,201
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	105,809
現金及び現金同等物の期首残高	127,415
現金及び現金同等物の期末残高	※1 233,224

注記事項

（重要な会計方針）

当事業年度（自　平成28年10月１日　至　平成29年９月30日）

１．たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	８年～15年
工具、器具及び備品	５年～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

４．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

５．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

（会計方針の変更）
当事業年度（自　平成28年10月１日　至　平成29年９月30日）
該当事項はありません。

（表示方法の変更）
当事業年度（自　平成28年10月１日　至　平成29年９月30日）
該当事項はありません。

（追加情報）
当事業年度（自　平成28年10月１日　至　平成29年９月30日）
（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

（貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	当事業年度 （平成29年９月30日）
建物	9,439千円
工具、器具及び備品	7,395 〃
リース資産	8,352 〃
計	25,188 〃

（損益計算書関係）

※１　関係会社との取引高

	当事業年度 （自　平成28年10月１日 至　平成29年９月30日）
営業取引による取引高	
売上高	244,480千円

取引金額は、関係会社であった期間の取引金額であります。

※２　販売費に属する費用のおおよその割合は当事業年度23.2%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は当事業年度76.8%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当事業年度 （自　平成28年10月１日 至　平成29年９月30日）
役員報酬	34,569千円
給料手当	105,704 〃
賞与引当金繰入額	2,799 〃
広告宣伝費	45,534 〃
減価償却費	1,303 〃
のれん償却費	11,000 〃
貸倒引当金繰入額	△129 〃
研究開発費	5,278 〃

なお、研究開発費は一般管理費のみであります。

（株主資本等変動計算書関係）

当事業年度（自　平成28年10月１日　至　平成29年９月30日）

１　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	10,687	－	－	10,687

２　自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３　新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第１回新株予約権（注）１．	－	－	－	－	－	－
第２回新株予約権（注）１．	－	－	－	－	－	－
第４回新株予約権（注）１．	－	－	－	－	－	－
第５回新株予約権（注）１．	－	－	－	－	－	－
第６回新株予約権（注）１．	－	－	－	－	－	－
第７回新株予約権（注）２．	普通株式	200	－	200	－	－
第８回新株予約権（注）１．	－	－	－	－	－	－
合計		200	－	200	－	－

（注）１．上記の第１回～第２回、第４回～第６回及び第８回新株予約権は、ストック・オプションとして付与されたものであります。また、ストック・オプションとしての新株予約権の内容につきましては、「ストック・オプション等関係」に記載しております。

２．第７回新株予約権の当事業年度減少は、当該新株予約権行使条件を満たさず、その行使権利を喪失したため、平成29年３月21日開催の取締役会の決議により、同日付で消却しております。

４　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※１　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当事業年度 （自　平成28年10月１日 至　平成29年９月30日）
現金及び預金	233,224千円
預入期間が３か月を超える定期預金	－　〃
現金及び現金同等物	233,224千円

（リース取引関係）

当事業年度（自　平成28年10月１日　至　平成29年９月30日）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

すべてサーバ（工具、器具及び備品）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（金融商品関係）

当事業年度（自　平成28年10月１日　至　平成29年９月30日）

１　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等に限定し、また、資金調達については必要な資金を銀行借入により調達しております。なお、当社はデリバティブ取引を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、賃貸借契約に基づくものであり、契約先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用等は、１年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、そのうち変動金利の借入金は、金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスクの管理

当社は販売管理規程に従い、営業債権について、主要な取引先について定期的にモニタリング等を行い、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②　市場リスクの管理

当社は、資金運用を預金等に限定することにより、市場リスクを回避しております。

しかしながら、資本提携等により投資有価証券等を保有する場合には、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直してまいります。

③　流動性リスクの管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

営業債権のうち、53.2%が大口顧客３社に対するものであります。

２　金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	233,224	233,224	－
(2) 受取手形	323	323	－
(3) 売掛金　※１	86,669	86,669	－
(4) 差入保証金	14,378	14,338	△39
資産計	334,595	334,555	△39
(1) 買掛金	10,416	10,416	－
(2) 未払金	20,563	20,563	－
(3) 未払費用	3,069	3,069	－
(4) 未払法人税等	24,803	24,803	－
(5) 長期借入金　※２	21,000	20,940	△59
(6) リース債務　※３	6,581	6,579	△1
負債計	86,433	86,373	△60

※１　売掛金は貸倒引当金を控除しております。

※２　１年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

※３　１年内返済予定のリース債務は、リース債務に含めております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いて現在価値を算定しております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

２．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	233,224	－	－	－
受取手形	323	－	－	－
売掛金	86,669	－	－	－
差入保証金	－	－	14,378	－
合計	320,217	－	14,378	－

３．長期借入金、リース債務の決算日後の返済予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
長期借入金	6,000	6,000	6,000	3,000	－	－
リース債務	3,061	1,915	769	769	64	－
合計	9,061	7,915	6,769	3,769	64	－

（有価証券関係）

当事業年度（平成29年９月30日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当事業年度（平成29年９月30日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

当事業年度（自　平成28年10月１日　至　平成29年９月30日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

当事業年度（自　平成28年10月１日　至　平成29年９月30日）

１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は０円であるため、費用計上はしておりません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第１回新株予約権	第２回新株予約権	第４回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　１名 当社従業員　８名 顧問税理士　１名	当社取締役　１名 当社従業員　３名	当社取締役　６名 当社従業員　21名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　75,000株	普通株式　15,000株	普通株式　52,000株
付与日	平成20年７月１日	平成20年12月１日	平成22年５月27日
権利確定条件	「第４　提出会社の状況」「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「第４　提出会社の状況」「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「第４　提出会社の状況」「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自　平成23年７月１日 至　平成30年６月30日	自　平成23年７月１日 至　平成30年６月30日	自　平成24年５月１日 至　平成32年４月30日

	第５回新株予約権	第６回新株予約権	第８回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　５名 当社従業員　32名	当社取締役　２名 当社監査役　１名 当社従業員　27名	当社取締役　６名 当社監査役　１名 当社従業員　38名 外部協力者　３名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　87,000株	普通株式　22,400株	普通株式　68,400株
付与日	平成26年９月22日	平成27年６月24日	平成29年５月17日
権利確定条件	「第４　提出会社の状況」「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「第４　提出会社の状況」「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「第４　提出会社の状況」「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自　平成28年８月７日 至　平成36年８月６日	自　平成28年８月７日 至　平成36年８月６日	自　平成29年５月18日 至　平成39年５月17日

（注）　平成29年10月５日付株式分割（１株につき200株）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成29年９月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第１回 新株予約権	第２回 新株予約権	第４回 新株予約権	第５回 新株予約権	第６回 新株予約権	第８回 新株予約権
権利確定前　　（株）						
前事業年度末	－	－	－	－	－	－
付与	－	－	－	－	－	68,400
失効	－	－	－	－	－	－
権利確定	－	－	－	－	－	68,400
未確定残	－	－	－	－	－	－
権利確定後　　（株）						
前事業年度末	10,000	2,000	26,000	66,200	17,600	－
権利確定	－	－	－	－	－	68,400
権利行使	－	－	－	－	－	－
失効	－	－	2,000	13,200	3,200	3,800
未行使残	10,000	2,000	24,000	53,000	14,400	64,600

（注）　平成29年10月５日付株式分割（１株につき200株）による分割後の価格に換算して記載しております。

② 単価情報

	第１回 新株予約権	第２回 新株予約権	第４回 新株予約権	第５回 新株予約権	第６回 新株予約権	第８回 新株予約権
権利行使価格　　（円）	300	300	300	600	600	650
行使時平均株価　（円）	－	－	－	－	－	－
付与日における 公正な評価単価　（円）	－	－	－	－	－	－

（注）　平成29年10月５日付株式分割（１株につき200株）による分割後の株式数に換算して記載しております。

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、ＤＣＦ法によっております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額　　－千円

(2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額　－千円

（税効果会計関係）

当事業年度（平成29年９月30日）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 （平成29年９月30日）
繰延税金資産	
未払事業税	668千円
貸倒引当金	182 〃
賞与	3,494 〃
資産除去債務	2,718 〃
繰越欠損金	164,245 〃
その他	302 〃
繰延税金資産小計	171,611 〃
評価性引当額	△150,527 〃
繰延税金資産合計	21,084 〃
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△1,453 〃
その他	△937 〃
繰延税金負債合計	△2,391 〃
繰延税金資産の純額	18,692 〃

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 （平成29年９月30日）
法定実効税率	30.9%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
住民税均等割	0.2%
評価性引当額の増減	△31.1%
その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.7%

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した33.1%から平成29年10月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、平成30年10月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となります。

この変更による影響は軽微であります。

（持分法損益等）

当事業年度（自　平成28年10月１日　至　平成29年９月30日）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

当事業年度（自　平成28年10月１日　至　平成29年９月30日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当事業年度（自　平成28年10月１日　至　平成29年９月30日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ　当該資産除去債務の概要

オフィス等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から13年と見積もり、割引率は当該使用見込期間に応じて算定し、資産除去債務の金額を計算しております。

ハ　当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 （自　平成28年10月１日 至　平成29年９月30日）
期首残高	8,803千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－
時の経過による調整額	73
資産除去債務に履行による減少額	－
期末残高	8,877

（賃貸等不動産関係）

当事業年度（自　平成28年10月１日　至　平成29年９月30日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当事業年度（自　平成28年10月１日　至　平成29年９月30日）

当社は、法人向けクラウドサービス／ソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当事業年度（自　平成28年10月１日　至　平成29年９月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

当社は、法人向けクラウドサービス／ソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に存在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
ＫＤＤＩ株式会社	266,434
電通アイソバー株式会社	155,947

（注）　当社は、法人向けクラウドサービス／ソリューション事業の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当事業年度（自　平成28年10月１日　至　平成29年９月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当事業年度（自　平成28年10月１日　至　平成29年９月30日）

当社は、法人向けクラウドサービス／ソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当事業年度（自　平成28年10月１日　至　平成29年９月30日）

該当事項はありません。

関連当事者情報

当事業年度（自　平成28年10月１日　至　平成29年９月30日）

関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（法人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主	ＫＤＤＩ㈱	東京都新宿区	141,852,000	電気通信事業	（被所有）直接16.4	当社サービスの販売	当社サービスの販売	266,434	売掛金	23,184
							経費等の立替	－	立替金	307

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

２．当社サービスの販売は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

（１株当たり情報）

	当事業年度（自　平成28年10月１日　至　平成29年９月30日）
１株当たり純資産額	181.20円
１株当たり当期純利益金額	69.10円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

２．当社は、平成29年９月15日開催の取締役会決議に基づき、平成29年10月５日付で普通株式１株につき200株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額を算定しております。

３．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当事業年度（自　平成28年10月１日　至　平成29年９月30日）
１株当たり当期純利益金額	
当期純利益金額（千円）	147,693
普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	147,693
普通株式の期中平均株式数（株）	2,137,400
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	－

４．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当事業年度（平成29年９月30日）
純資産の部の合計額（千円）	387,286
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	－
（うち新株予約権）（千円）	（－）
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	387,286
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	2,137,400

（重要な後発事象）

当事業年度（自　平成28年10月１日　至　平成29年９月30日）

株式分割及び単元株制度の採用

当社は、平成29年９月15日開催の取締役会決議により、平成29年10月５日付で普通株式１株につき200株の株式分割を行っております。また、平成29年10月４日開催の臨時株主総会決議により、平成29年10月５日付で単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位集約に向けた行動計画」を考慮し、１単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

(2) 株式分割の概要

①　分割方法

平成29年10月４日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、１株につき200株の割合をもって分割しております。

②　分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	10,687株
今回の分割により増加する株式数	2,126,713株
株式分割後の発行済株式総数	2,137,400株
株式分割後の発行可能株式総数	8,549,600株

③　株式分割の効力発生日

平成29年10月５日

④　１株当たり情報に与える影響

「１株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたものと仮定して算出しており、これにより影響については、当該箇所に反映されております。

(3) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

ホ　附属明細表

有価証券明細表

該当事項はありません。

有形固定資産等明細表

資産の種類	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産							
建物	20,607	－	－	20,607	9,439	2,058	11,168
工具、器具及び備品	6,719	1,591	－	8,310	7,395	2,151	914
リース資産	14,478	－	－	14,478	8,352	2,895	6,125
有形固定資産計	41,804	1,591	－	43,396	25,188	7,105	18,207
無形固定資産							
のれん	55,000	－	－	55,000	17,000	11,000	38,000
ソフトウエア	255,467	39,468	2,782	292,153	208,103	28,144	84,050
その他	－	29,467	18,794	10,673	－	－	10,673
無形固定資産計	310,467	68,936	21,577	357,826	225,103	39,144	132,723
長期前払費用	661	－	661	－	－	－	－

（注）１．当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウエア　　ソフトウエアの開発　　39,468千円

その他　　ソフトウエアの開発　　29,467千円

２．当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウエア　　ソフトウエアの除却　　2,201千円

長期前払費用　　保証金の返戻　　511千円

社債明細表

該当事項はありません。

借入金等明細表

区分	当期首残高（千円）	当期末残高（千円）	平均利率（%）	返済期限
１年以内に返済予定の長期借入金	18,684	6,000	1.95	－
１年以内に返済予定のリース債務	3,061	3,061	－	－
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く）	67,520	15,000	1.95	平成30年10月～平成33年１月
リース債務（１年以内に返済予定のものを除く）	6,517	3,519	－	平成30年10月～平成33年９月
合計	95,782	27,581	－	－

（注）１．「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
２．リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各事業年度に配分している為、記載しておりません。
３．長期借入金及びリース債務（１年以内に返済予定のものを除く）の貸借対照表日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額

区分	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）
長期借入金	6,000	6,000	3,000	－
リース債務	1,915	769	769	64

引当金明細表

区分	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（目的使用）（千円）	当期減少額（その他）（千円）	当期末残高（千円）
貸倒引当金	596	402	64	531	402
賞与引当金	10,823	11,412	10,384	439	11,412

（注）１．貸倒引当金の「当期減少額（その他）」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。
２．賞与引当金の「当期減少額（その他）」欄の金額は、期首の賞与引当金と実際支給額との差額の戻入額であります。

資産除去債務明細表

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第８条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

第四部【株式公開情報】

第３【株主の状況】

＜欄内の記載の訂正＞

「エクイニクス・ジャパン・エンタープライズ株式会社」の「住所」の欄：

「東京都港区浜松町二丁目４番１号」を「東京都**中央区日本橋二丁目７番１号**」に訂正

Knowledge Suite

ナレッジスイート株式会社

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成29年11月

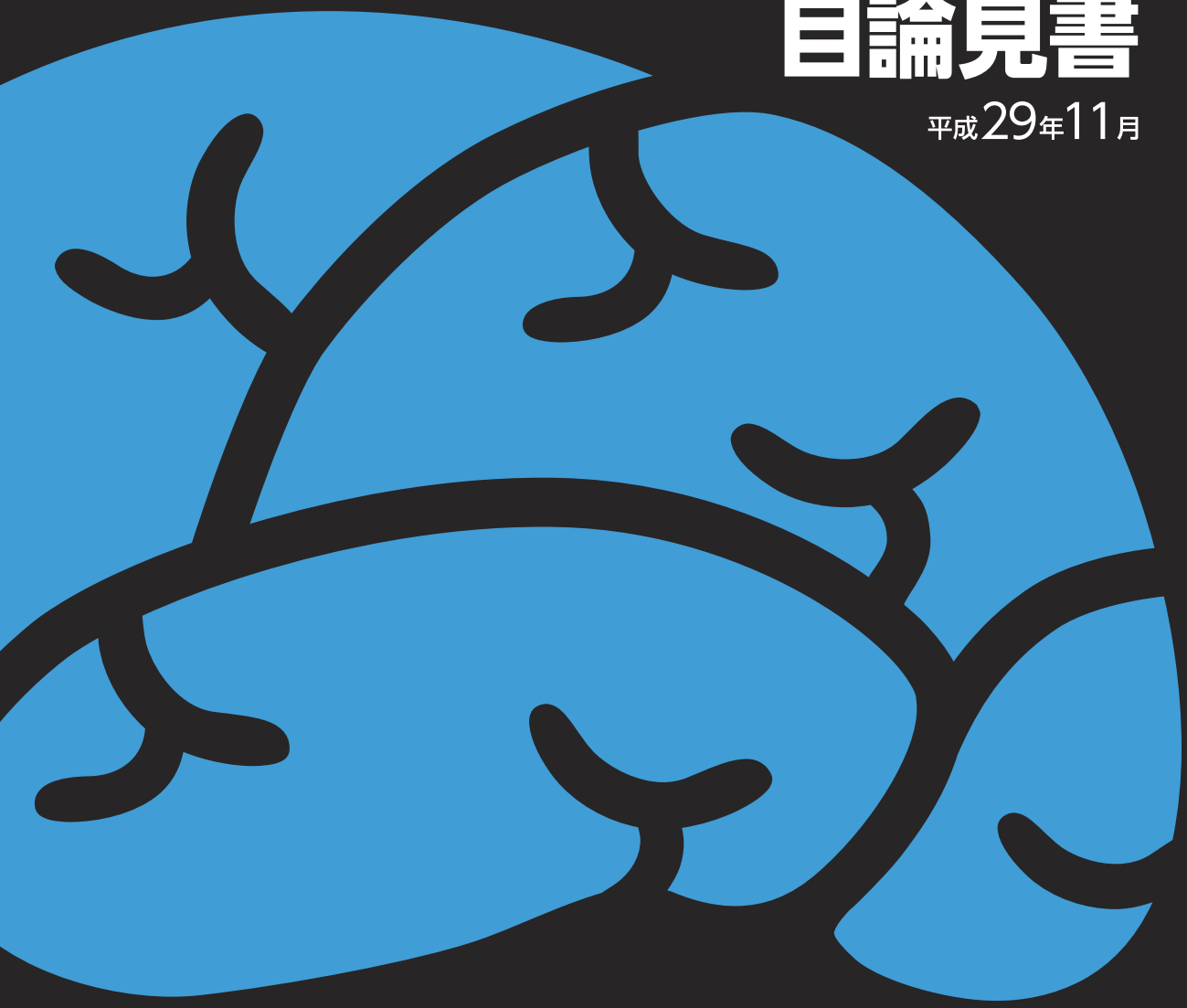

1　この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式408,000千円（見込額）の募集及び株式110,000千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式88,400千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第５条により有価証券届出書を平成29年11月13日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

　したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

　なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2　この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部　特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

ナレッジスイート株式会社

東京都港区海岸三丁目９番15号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1. 経営理念

Change The Business

中小企業のビジネスを変え、日本経済の活性化に貢献する

日本経済を支える中小企業が常に時代をリードするビジネスを展開し、収益力を高めることで、日本経済の更なる発展と活性化に貢献するためのサービスを、ユーザーファーストの姿勢で運営しております。

2. 企業ビジョン

脳の記憶補助装置を開発する会社

当社は、クラウドサービスを通じて「社員の知識やノウハウを可視化」させ、「変化し続ける生きた会社資産」作りを自動化することを企業ビジョンとして掲げ、社員が持つ知識ノウハウを共有することで、営業活動における効率化を目的としたクラウドサービスの開発及び販売を主たる事業としております。

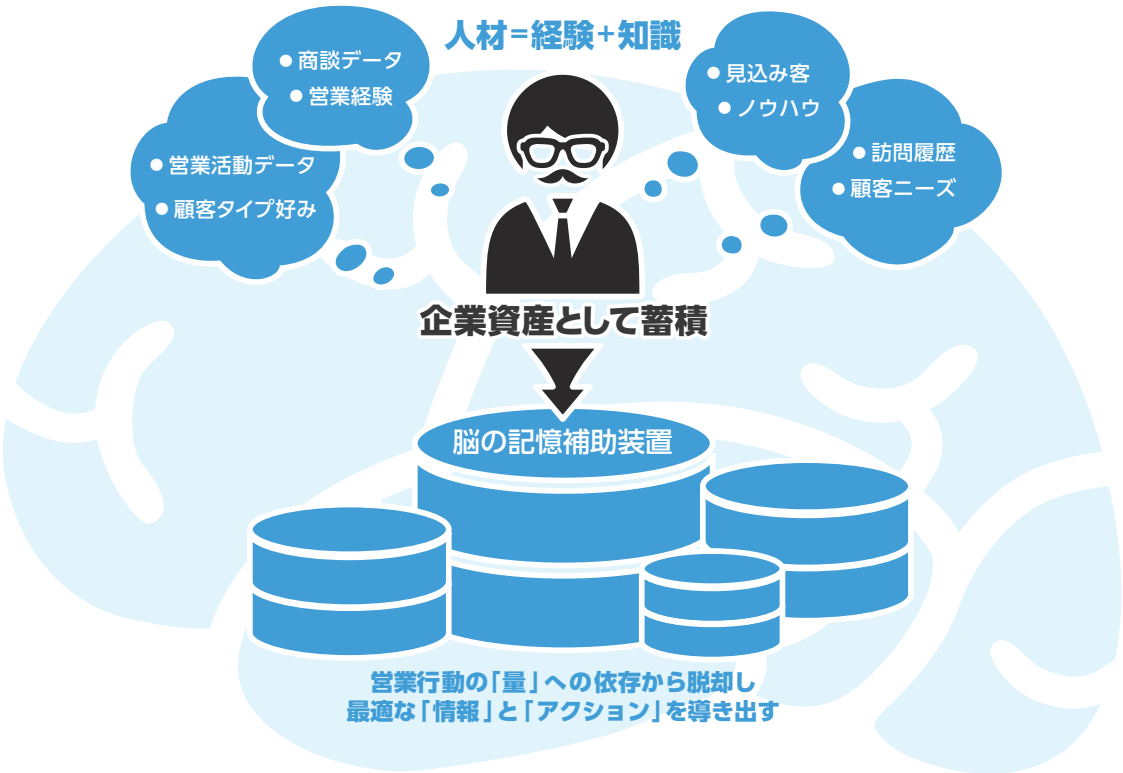

3. 事業の内容

当社の事業は、「法人向けクラウドサービス/ソリューション事業」の単一のセグメントであります。営業活動の可視化、営業活動の自動化を目指す法人向けマルチテナント型クラウドサービスとして開発した統合型営業・マーケティング支援クラウドサービスの開発・販売と、中堅・中小企業の営業・マーケティング課題を解決支援する導入コンサルティング、クラウドインテグレーション、WEBマーケティング支援からなるソリューションサービスの2つのサービスを軸に事業を展開しております。

（1）クラウドサービス

当社のクラウドサービスは、主にビジネスに必要なCRM/SFAを軸にグループウェア、マーケティングオートメーション、名刺管理サービスなどがすべて連携統合された、中堅・中小企業向けの営業・マーケティング支援アプリケーションをクラウドにて提供しております。
主に法人営業向け企業における販売活動を、潜在顧客の発掘（コンタクト）から、見込み客（リード）の獲得、見込み客の育成、該当担当者へのアプローチ、商談、案件化、解決策提案、受注といった一連のマーケティング・営業プロセスを個別定義し、各プロセスで効率化、標準化するための業務改善を支援する、個別最適化されたアプリケーションをオールインワンで提供しております。

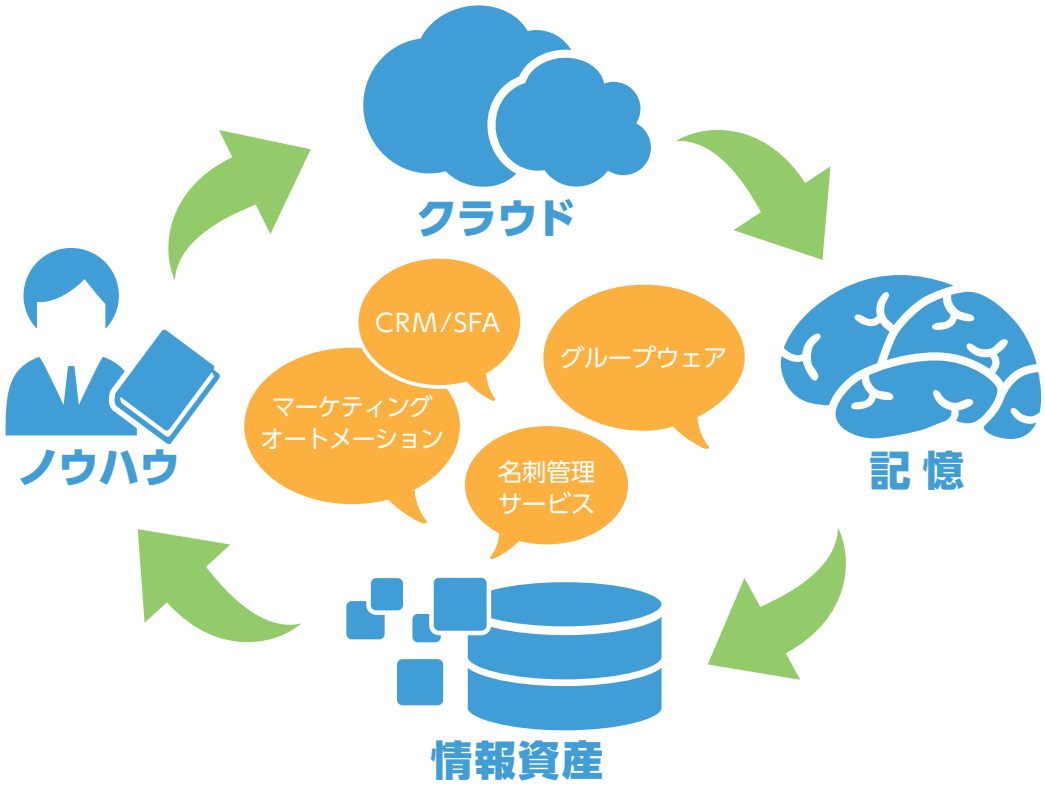

［ナレッジスイート（KnowledgeSuite）］

ナレッジスイートは、営業活動における商談管理のためのSFA（Sales Force Automation）及び顧客管理のためのCRM（Customer Relationship Management）、グループウエアをシームレスに統合したクラウド型統合ビジネスアプリケーションであります。
ナレッジスイートは2つの特長を持っており、1つ目は「営業活動の可視化」です。登録された営業先担当者、商談、営業報告（営業日報）、スケジュール、ファイル等、顧客企業に関連するすべての情報を時系列に紐づけ、可視化することを可能にします。また、営業フェーズ、受注見込み、次に取るべき営業活動及び複数の担当者で進行している営業案件をメンバー全員がリアルタイムに状況把握することができること、営業報告（営業日報）とスケジュールの連携における当社独自の技術（特許第6097428号 発明名称：報告書作成支援システム）等により、効率的かつ戦略的な営業活動を展開することが可能となります。2つ目は「どこまでもつながる」機能です。プロジェクトによってつながる社内外の企業の垣根を超えた安全な情報共有を実現し、プロジェクトの業務効率を大幅に向上させることを可能にします。また、SFAアプリケーションやCRMアプリケーションなど実装されているアプリケーションはすべて連動しており、1画面で操作することで効率的な運用が可能となります。

Knowledge Suite®

特長

❶ オールインワン
ビジネスに必要なSFA、グループウエア、CRMサービスが機能連携

❷ ユーザー数無制限
ユーザー課金ではなく蓄積されたデータ量に応じたストレージ課金

❸ マルチデバイス対応
スマホ、タブレット、PCからいつでもどこからでも利用できます

❹ 動的可視化
組織・権限に応じて情報の「見せる見せない」を自由に設定可能

❺ 減らすカスタマイズ
早期定着に有効！利用機能を段階的に増やしていく運用が可能です

❻ どこまでもつながる
物理的に離れた支社支店、グループ会社とも連携、共有が可能になります

［GEOCRM（ジオシーアールエム）］

ジオシーアールエムは、地図上に顧客情報、訪問予定、報告などを蓄積し、営業活動を支援するモバイル顧客管理クラウドサービスであり、国内外における多くの特許技術が組み込まれており、受注見込み度に応じて地図上に識別表示され、ナレッジスイートと連携可能な顧客育成のためのGPS位置情報を活用したモバイルCRMクラウドサービスであり、大きく2つの特長があります。1つ目は「顧客との関係性を可視化」です。ヒアリングを通じて更新された顧客情報をもとに、営業すべき顧客の表示・非表示や、アイコンの色分けを行うことで、顧客の状態を様々な角度から地図上で可視化し、顧客を効率的に知ることができます。2つ目は「勤怠管理」です。緯度経度補正技術（特許第5617027号 発明名称：情報管理システム及び情報管理プログラム）により、場所を正確に記録し、また、スマートデバイスが圏外でも記録可能（特許第5571858号 発明名称：活動管理用無線通信端末及びプログラム）なため、直行・直帰などの多い営業担当者の勤怠管理が容易になります。

GEOCRM.com®

特長

❶ 特許取得技術
取得済みの国内外における多くの特許技術を実装しました

❷ 高速ジオコーディング
クラウドサービスで実現する緯度経度情報付与を超高速で実現します

❸ マルチデバイス対応
スマホ、タブレット、PCからいつでもどこからでも利用できます

❹ ビッグデータ対応
1,000万件規模のビッグデータを登録しても快適な運用を可能にしました

❺ 直行・直帰管理
直行・直帰を緯度経度また時間を記録し勤怠管理が容易にできます

❻ 顧客育成機能
ヒアリング情報を自動更新し独自の有益な顧客カルテを作成することが可能

[ビジネスモデル]

クラウドサービスは、売り切り型のオンプレミス（パッケージソフトウェア）販売モデルと異なり、顧客企業に常に最新のアプリケーションを提供するものであります。顧客企業のニーズをタイムリーに反映させることにより、平成21年のリリース以来、着実に顧客企業数を伸ばして参りました。また、ユーザー数無制限かつ蓄積データ量に応じて月額利用料が変動する、「ユーザー数無制限/蓄積型ストレージ課金モデル」を採用することで、顧客企業の成長に応じて利用料が増加する料金設定となっております。

顧客導入メリット

導入容易

0円
初期投資なし

ユーザー数無制限

月額低価格

当社課金モデル

ストック型 × 機能・ストレージ従量課金
（クラウドシステム）

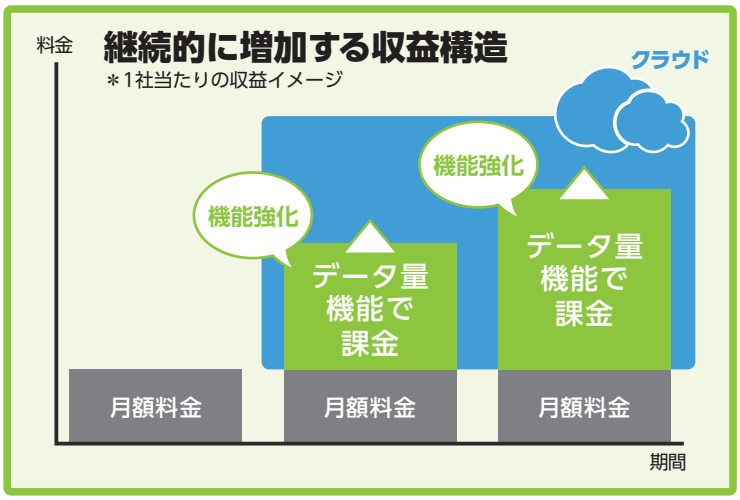

(2) ソリューションサービス

ソリューションサービスは、主に当社のクラウドサービスを利用する企業や代理店を通じた企業の営業及びマーケティング課題を解決するサービスであります。
クラウドサービスの開発・マーケティングを通じて得たノウハウ、経験をもとに次の3つのサービスを提供しております。

〔導入コンサルティング〕

導入コンサルティングサービスは、主としてクラウドサービス導入企業に対して、運用定着を目的とした初期設定、操作方法の教育及びデータ項目の設計支援等の導入時の運用定着サービスを提供しております。

〔クラウドインテグレーション〕

クラウドインテグレーションサービスは、主に当社のクラウドサービスを利用する企業（代理店を通じた企業）に対して、外部開発パートナーと連携し、企業のシステム課題を解決するクラウドを活用したインテグレーションサービス（統合アプリケーション開発）及びクラウドサービス開発請負を行っております。

〔WEBマーケティング支援〕

WEBマーケティング支援サービスは、当社がこれまで培ってきた見込み客獲得のためのマーケティング活動実績と長年広告業界でマーケティング支援に携わってきた人員のノウハウ（主に見込み客（リード）獲得を目的としたマーケティング手法）をもとに、企業のWEBマーケティング活動を支援するサービスを提供しております。

クラウドサービスとソリューションサービスとのシナジーについて

当社のクラウドサービスは、毎月のサービス利用料を積み上げて継続的な収益を長期的かつ、安定的に確保できる収益構造（ストック売上）となっております。
一方、ソリューションサービスは、前述したとおり、顧客企業の課題解決のニーズから収益機会が生まれるため、安定的な収益機会が生まれにくい収益構造（フロー売上）となっております。
両者の収益構造は異なりますが、自社クラウドサービスの開発・マーケティングを通じて得たノウハウ、経験が顧客に対するソリューションサービスの品質向上及び案件引き合いに貢献していることや、ソリューションサービスの導入コンサルティングがクラウドサービスの長期継続利用を促進していること等から、両者はシナジー効果を発揮する事業構造となっております。

事業系統図

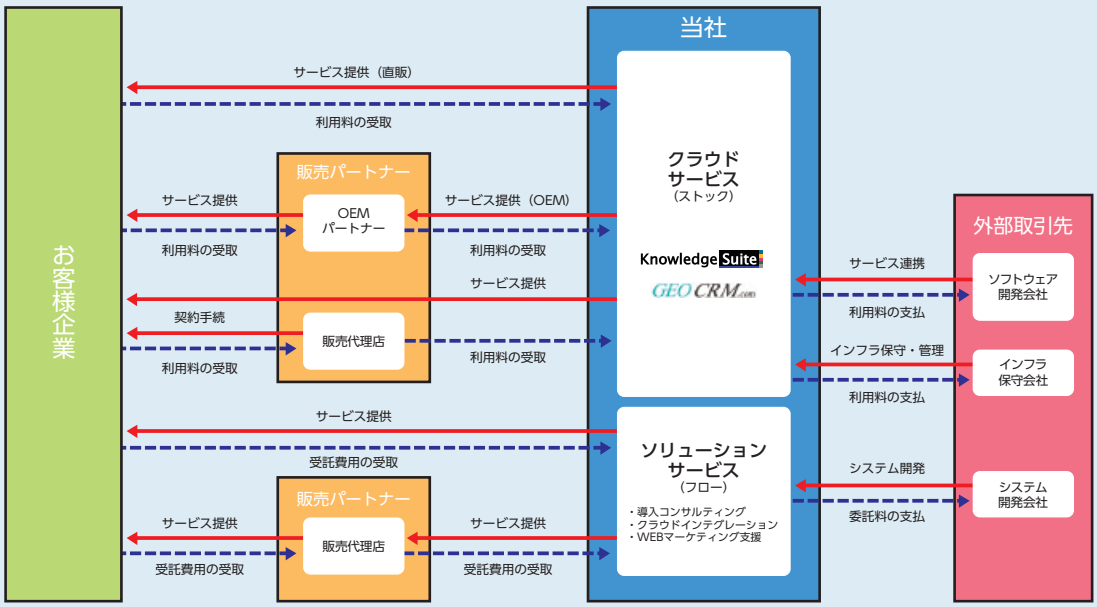

4. 業績等の推移

提出会社の経営指標等

（単位：千円）

回　　次	第６期	第７期	第８期	第９期	第10期	第11期 第３四半期
決　算　年　月	平成24年９月	平成25年９月	平成26年９月	平成27年９月	平成28年９月	平成29年６月
売上高	253,258	332,321	480,169	528,714	588,542	583,202
経常利益又は経常損失(△)	△168,270	△118,394	28,242	24,488	△14,362	114,159
当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)	△208,829	△107,656	26,710	22,531	△101,231	99,731
持分法を適用した場合の投資利益	－	－	－	－	－	－
資本金	267,200	376,820	376,820	376,820	376,820	376,820
発行済株式総数　(株)	8,860	10,687	10,687	10,687	10,687	10,687
純資産額	177,460	289,044	318,292	340,965	239,734	339,323
総資産額	363,371	434,621	452,471	441,169	399,383	517,838
１株当たり純資産額　(円)	20,029.43	27,046.38	29,318.39	159.46	112.10	－
１株当たり配当額 (うち１株当たり中間配当額)　(円)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
１株当たり当期(四半期)純利益金額又は１株当たり当期純損失金額(△)　(円)	△23,569.90	△10,808.84	2,499.39	10.54	△47.36	46.66
潜在株式調整後１株当たり当期(四半期)純利益金額　(円)	－	－	－	－	－	－
自己資本比率　(%)	48.8	66.5	70.3	77.3	60.0	65.5
自己資本利益率　(%)	－	－	8.8	6.8	－	－
株価収益率　(倍)	－	－	－	－	－	－
配当性向　(%)	－	－	－	－	－	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	－	－	－	88,470	61,026	－
投資活動によるキャッシュ・フロー	－	－	－	△65,942	△114,381	－
財務活動によるキャッシュ・フロー	－	－	－	△25,802	51,413	－
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	－	－	－	129,356	127,415	－
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)　(名)	33 (－)	34 (－)	35 (1)	41 (－)	46 (1)	－ (－)

（注）
1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第６期における当期純損失の計上は、主に事業規模拡大に伴う本社移転及びクラウドサービスに係るソフトウエア開発によるものであります。
4. 第７期における当期純損失の計上は、主にクラウドサービスに係るソフトウエア開発によるものであります。
5. 第８期の黒字化は、主にクラウドサービスに係る売上が堅調に推移したことによるものであります。
6. 第９期における当期純利益の前期比減少は、主に原価率の上昇及び人材採用関連費用の増加によるものであります。
7. 第10期における経常損失の計上は、事業拡大に伴う人件費等、及び事業譲受によるのれん償却費、業務委託費の増加によるものであります。また、当期純損失の計上は、主にソフトウェアの一部について減損処理をしたことによるものであります。
8. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在していないため記載しておりません。
9. １株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
10. 潜在株式調整後１株当たり当期（四半期）純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
11. 第６期、第７期及び第10期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
12. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
13. 第６期、第７期及び第８期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
14. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（派遣社員、パートタイマー）は、年間の平均人員を（　）外数で記載しております。
15. 第11期第３四半期における売上高、経常利益、四半期純利益及び１株当たり四半期純利益金額については、第11期第３四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第11期第３四半期会計期間末の数値を記載しております。
16. 第９期及び第10期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。また、第11期第３四半期の四半期財務諸表については、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。
なお、第６期、第７期及び第８期については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しているものの、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。
17. 当社は、平成29年９月15日開催の取締役会決議に基づき、平成29年10月５日付で普通株式１株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、第９期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期（四半期）純利益金額又は１株当たり当期純損失金額（△）を算定しております。
18. 平成29年10月５日付で普通株式１株につき200株の株式分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ｉの部）』の作成上の留意点について」（平成24年８月21日付東証上審第133号）に基づき、第６期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の１株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第６期、第７期及び第８期の数値（１株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回　　次	第６期	第７期	第８期	第９期	第10期	第11期 第３四半期
決　算　年　月	平成24年９月	平成25年９月	平成26年９月	平成27年９月	平成28年９月	平成29年６月
１株当たり純資産額　(円)	100.15	135.23	146.59	159.46	112.10	－
１株当たり当期(四半期)純利益金額又は１株当たり当期純損失金額(△)　(円)	△117.85	△54.04	12.50	10.54	△47.36	46.66
潜在株式調整後１株当たり当期(四半期)純利益金額　(円)	－	－	－	－	－	－
１株当たり配当額 (うち１株当たり中間配当額)　(円)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)

売上高

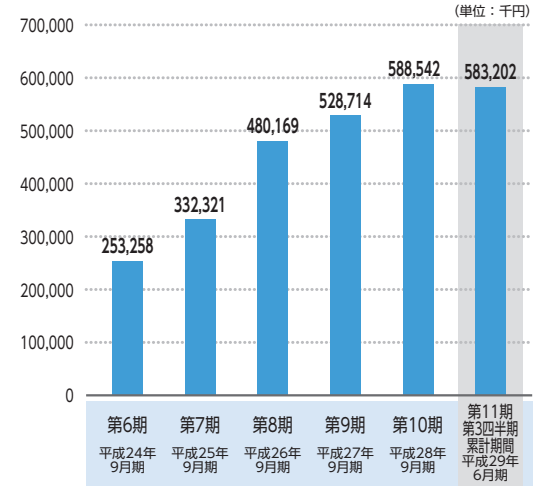

純資産額／総資産額

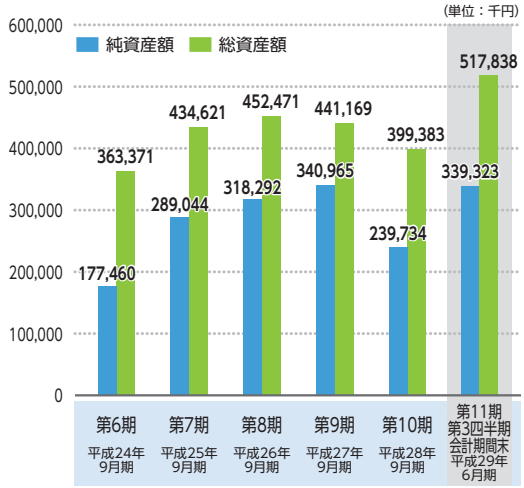

経常利益又は経常損失(△)

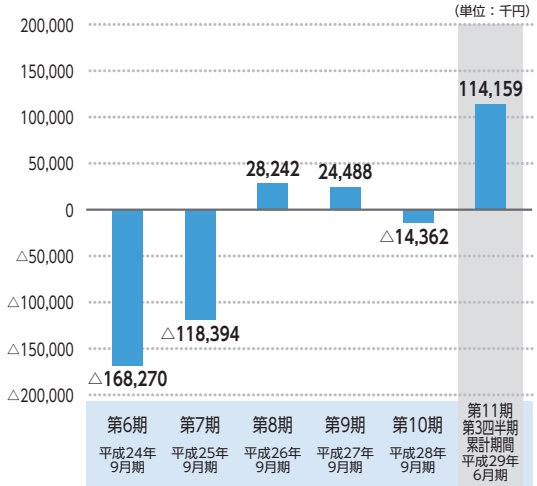

1株当たり純資産額

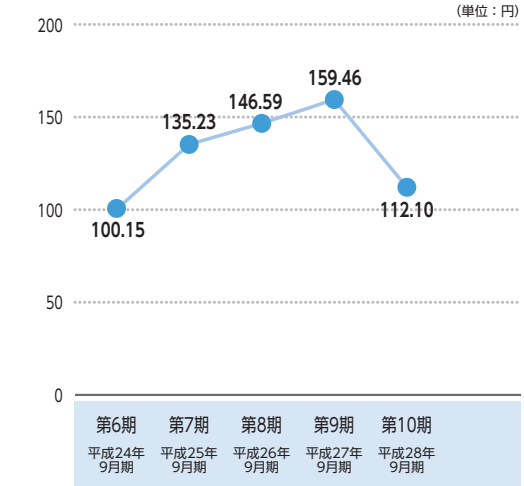

当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)

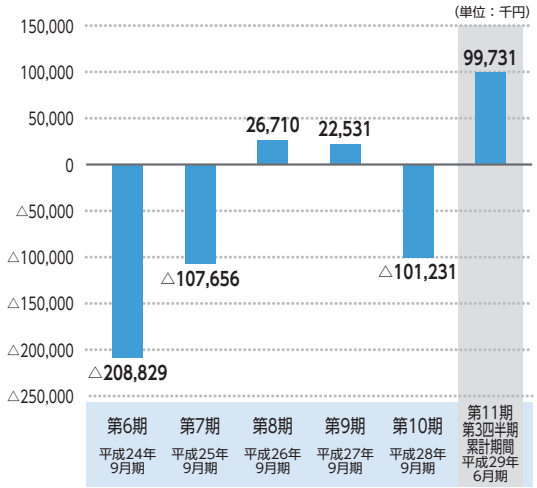

1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)

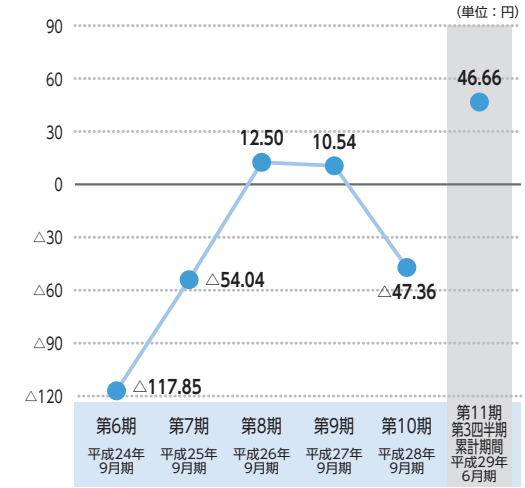

(注) 当社は、平成29年10月５日付で普通株式１株につき200株の株式分割を行っております。上記では、第６期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の１株当たり指標の数値を記載しております。

目次

頁

表紙

第一部　証券情報 …… 1

第１　募集要項 …… 1

１．新規発行株式 …… 1

２．募集の方法 …… 2

３．募集の条件 …… 3

４．株式の引受け …… 4

５．新規発行による手取金の使途 …… 5

第２　売出要項 …… 6

１．売出株式（引受人の買取引受による売出し） …… 6

２．売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） …… 7

３．売出株式（オーバーアロットメントによる売出し） …… 8

４．売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し） …… 9

募集又は売出しに関する特別記載事項 …… 10

第二部　企業情報 …… 12

第１　企業の概況 …… 12

１．主要な経営指標等の推移 …… 12

２．沿革 …… 14

３．事業の内容 …… 16

４．関係会社の状況 …… 19

５．従業員の状況 …… 19

第２　事業の状況 …… 20

１．業績等の概要 …… 20

２．生産、受注及び販売の状況 …… 22

３．対処すべき課題 …… 23

４．事業等のリスク …… 24

５．経営上の重要な契約等 …… 26

６．研究開発活動 …… 26

７．財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 …… 27

第３　設備の状況 …… 30

１．設備投資等の概要 …… 30

２．主要な設備の状況 …… 30

３．設備の新設、除却等の計画 …… 30

第４　提出会社の状況 …… 32

１．株式等の状況 …… 32

２．自己株式の取得等の状況 …… 52

３．配当政策 …… 52

４．株価の推移 …… 52

５．役員の状況 …… 53

６．コーポレート・ガバナンスの状況等 …… 56

頁

第５　経理の状況 …… 62
１．財務諸表等 …… 63
(1) 財務諸表 …… 63
(2) 主な資産及び負債の内容 …… 103
(3) その他 …… 105
第６　提出会社の株式事務の概要 …… 110
第７　提出会社の参考情報 …… 111
１．提出会社の親会社等の情報 …… 111
２．その他の参考情報 …… 111
第四部　株式公開情報 …… 112
第１　特別利害関係者等の株式等の移動状況 …… 112
第２　第三者割当等の概況 …… 113
１．第三者割当等による株式等の発行の内容 …… 113
２．取得者の概況 …… 115
３．取得者の株式等の移動状況 …… 119
第３　株主の状況 …… 120
［監査報告書］ …… 123

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年11月13日
【会社名】	ナレッジスイート株式会社
【英訳名】	KnowledgeSuite Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　稲葉　雄一
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸三丁目９番15号
【電話番号】	03-5440-2088
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレートビジネスユニット長　　柳沢　貴志
【最寄りの連絡場所】	東京都港区海岸三丁目９番15号
【電話番号】	03-5440-2088
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレートビジネスユニット長　　柳沢　貴志
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集　408,000,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し　110,000,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し　88,400,000円 （注）　募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

１【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	240,000（注）２．	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）１．平成29年11月13日開催の取締役会決議によっております。

２．発行数については、平成29年11月28日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

３．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号

４．上記とは別に、平成29年11月13日開催の取締役会において、いちよし証券株式会社を割当先とする当社普通株式44,200株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　２．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

２【募集の方法】

平成29年12月７日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「４　株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第１　募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成29年11月28日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	－	－	－
入札方式のうち入札によらない募集	－	－	－
ブックビルディング方式	240,000	408,000,000	220,800,000
計（総発行株式）	240,000	408,000,000	220,800,000

（注）１．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

２．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

３．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

４．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成29年11月13日開催の取締役会決議に基づき、平成29年12月７日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の２分の１相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。

５．有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,000円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は480,000,000円となります。

６．本募集並びに「第２　売出要項　１　売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「２　売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第２　売出要項　３　売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「４　売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

７．本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　３．ロックアップについて」をご参照下さい。

３【募集の条件】

（１）【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

（２）【ブックビルディング方式】

発行価格（円）	引受価額（円）	払込金額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位（株）	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 （注）１．	未定 （注）１．	未定 （注）２．	未定 （注）３．	100	自　平成29年12月11日（月） 至　平成29年12月14日（木）	未定 （注）４．	平成29年12月15日（金）

（注）１．発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成29年11月28日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年12月７日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

２．払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成29年11月28日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「２　募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成29年12月７日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

３．資本組入額は、１株当たりの増加する資本金であります。なお、平成29年11月13日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成29年12月７日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

４．申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

５．株式受渡期日は、平成29年12月18日（月）（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

６．申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

７．申込みに先立ち、平成29年11月30日から平成29年12月６日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

８．引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「４　株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行　銀座支店	東京都中央区銀座六丁目10番１号

（注）　上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

４【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数（株）	引受けの条件
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番１号	未定	１．買取引受けによります。 ２．引受人は新株式払込金として、平成29年12月15日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 ３．引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目５番１号		
株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区六本木一丁目６番１号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目６番11号		
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目７番１号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目４番７号		
計	－	240,000	－

（注）１．平成29年11月28日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
２．上記引受人と発行価格決定日（平成29年12月７日）に元引受契約を締結する予定であります。
３．引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

５【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
441,600,000	8,180,000	433,420,000

（注）１．払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,000円）を基礎として算出した見込額であります。

２．発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

３．引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

（２）【手取金の使途】

上記の手取概算額433,420千円については、「１　新規発行株式」の（注）４．に記載の第三者割当増資の手取概算額上限81,035千円と合わせた手取概算額上限514,455千円について、「ナレッジスイート」を中心としたクラウドサービスの追加機能開発に係る開発の人件費に324,455千円、企業の知名度向上、見込み客獲得を目的とした広告宣伝費に42,000千円を充当する予定であります。また、設備資金として、クラウドサービスのサーバー等増強に係る設備費用に40,000千円、オフショア開発拠点の準備費用に30,000千円、営業の機動力向上を目的とした本社移転費用に78,000千円を充当する予定であります。

具体的な充当時期は、クラウドサービスの追加機能開発に係る人件費については、平成30年９月期に62,000千円、平成31年９月期に102,000千円、平成32年９月期に160,455千円を予定しており、広告宣伝費については、平成30年９月期に6,000千円、平成31年９月期に14,000千円、平成32年９月期に22,000千円を予定しております。また、設備資金に係る具体的な充当時期は、本社移転費用については、平成30年９月期に予定しており、サーバー等増強に係る設備費用及びオフショア開発拠点の準備費用については、平成31年９月期を予定しております。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

（注）設備資金の内容については、「第二部　企業情報　第３　設備の状況　３　設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第２【売出要項】

１【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成29年12月７日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「２　売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）　(2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第２　売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
－	入札方式のうち入札による売出し	－	－	－
－	入札方式のうち入札によらない売出し	－	－	－
普通株式	ブックビルディング方式	55,000	110,000,000	東京都新宿区西新宿二丁目３番１号 スターティア株式会社 20,000株 東京都千代田区大手町二丁目２番１号 ＤＢＪキャピタル投資事業有限責任組合 20,000株 大阪府大阪市淀川区西中島五丁目５番15号 ジェイズ・コミュニケーション株式会社 15,000株
計(総売出株式)	－	55,000	110,000,000	－

（注）１．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

２．「第１　募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。

３．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,000円）で算出した見込額であります。

４．売出数等については今後変更される可能性があります。

５．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の（注）３．に記載した振替機関と同一であります。

６．本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「３　売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「４　売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

７．引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　３．ロックアップについて」をご参照下さい。

２【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（１）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（２）【ブックビルディング方式】

売出価格（円）	引受価額（円）	申込期間	申込株数単位（株）	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 （注）１． （注）２．	未定 （注）２．	自　平成29年12月11日（月） 至　平成29年12月14日（木）	100	未定 （注）２．	引受人の本店及び全国各支店	東京都中央区八丁堀二丁目14番１号 いちよし証券株式会社	未定 （注）３．

（注）１．売出価格の決定方法は、「第１　募集要項　３　募集の条件　(2) ブックビルディング方式」の（注）１．と同様であります。

２．売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

３．引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成29年12月７日）に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

４．上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

５．株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

６．申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

７．上記引受人の販売方針は、「第１　募集要項　３　募集の条件　(2) ブックビルディング方式」の（注）７．に記載した販売方針と同様であります。

３【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
－	入札方式のうち入札による売出し	－	－	－
－	入札方式のうち入札によらない売出し	－	－	－
普通株式	ブックビルディング方式	44,200	88,400,000	東京都中央区八丁堀二丁目14番１号 いちよし証券株式会社　44,200株
計(総売出株式)	－	44,200	88,400,000	－

（注）１．オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、いちよし証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

２．オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成29年11月13日開催の取締役会において、いちよし証券株式会社を割当先とする当社普通株式44,200株の第三者割当増資の決議を行っております。また、いちよし証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　２．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

３．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

４．「第１　募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。

５．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,000円）で算出した見込額であります。

６．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の（注）３．に記載した振替機関と同一であります。

４【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

（１）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（２）【ブックビルディング方式】

売出価格（円）	申込期間	申込株数単位（株）	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定（注）１．	自　平成29年12月11日（月）至　平成29年12月14日（木）	100	未定（注）１．	いちよし証券株式会社の本店及び全国各支店	－	－

（注）１．売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日（平成29年12月７日）に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

２．株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

３．申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

４．いちよし証券株式会社の販売方針は、「第２　売出要項　２　売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）　(2) ブックビルディング方式」の（注）７．に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

１．東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第１　募集要項」における新規発行株式及び「第２　売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、いちよし証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

２．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である稲葉 雄一（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成29年11月13日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式44,200株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式　44,200株
(2)	募集株式の払込金額	未定　（注）１．
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。　（注）２．
(4)	払込期日	平成30年１月15日（月）

（注）１．募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成29年11月28日開催予定の取締役会において決定される予定の「第１　募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

２．割当価格は、平成29年12月７日に決定される予定の「第１　募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成29年12月18日から平成30年１月10日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

３．ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人であるスターティア株式会社、ＤＢＪキャピタル投資事業有限責任組合、ジェイズ・コミュニケーション株式会社、当社役員かつ貸株人である稲葉 雄一、当社株主かつ当社役員である飯岡 晃樹、岡原 達也及び柳沢 貴志、当社株主であるＫＤＤＩ株式会社、ジャフコ・スーパーＶ３共有投資事業有限責任組合、稲葉 貴美子、株式会社エイジア、エクイニクス・ジャパン・エンタープライズ株式会社は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成30年３月17日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第１　募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等は行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成29年11月13日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部　株式公開情報　第２　第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第６期	第７期	第８期	第９期	第10期
決算年月		平成24年９月	平成25年９月	平成26年９月	平成27年９月	平成28年９月
売上高	（千円）	253,258	332,321	480,169	528,714	588,542
経常利益又は経常損失（△）	（千円）	△168,270	△118,394	28,242	24,488	△14,362
当期純利益又は当期純損失（△）	（千円）	△208,829	△107,656	26,710	22,531	△101,231
持分法を適用した場合の投資利益	（千円）	－	－	－	－	－
資本金	（千円）	267,200	376,820	376,820	376,820	376,820
発行済株式総数	（株）	8,860	10,687	10,687	10,687	10,687
純資産額	（千円）	177,460	289,044	318,292	340,965	239,734
総資産額	（千円）	363,371	434,621	452,471	441,169	399,383
１株当たり純資産額	（円）	20,029.43	27,046.38	29,318.39	159.46	112.10
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	－ （－）	－ （－）	－ （－）	－ （－）	－ （－）
１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額（△）	（円）	△23,569.90	△10,808.84	2,499.39	10.54	△47.36
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	（円）	－	－	－	－	－
自己資本比率	（％）	48.8	66.5	70.3	77.3	60.0
自己資本利益率	（％）	－	－	8.8	6.8	－
株価収益率	（倍）	－	－	－	－	－
配当性向	（％）	－	－	－	－	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	－	－	－	88,470	61,026
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	－	－	－	△65,942	△114,381
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	－	－	－	△25,802	51,413
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	－	－	－	129,356	127,415
従業員数 （外、平均臨時雇用者数）	（名）	33 （－）	34 （－）	35 （1）	41 （－）	46 （1）

（注）１．当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２．売上高には、消費税等は含まれておりません。

３．第６期における当期純損失の計上は、主に事業規模拡大に伴う本社移転及びクラウドサービスに係るソフトウエア開発によるものであります。

４．第７期における当期純損失の計上は、主にクラウドサービスに係るソフトウエア開発によるものであります。

５．第８期の黒字化は、主にクラウドサービスに係る売上が堅調に推移したことによるものであります。

６．第９期における当期純利益の前期比減少は、主に原価率の上昇及び人材採用関連費用の増加によるものであります。

７．第10期における経常損失の計上は、事業拡大に伴う人件費等、及び事業譲受によるのれん償却費、業務委託費の増加によるものであります。また、当期純損失の計上は、主にソフトウエアの一部について減損処理をしたことによるものであります。

８．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在していないため記載しておりません。
９．１株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
10. 潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
11. 第６期、第７期及び第10期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
12. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
13. 第６期、第７期及び第８期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
14. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（派遣社員、パートタイマー）は、年間の平均人員を（　）外数で記載しております。
15. 第９期及び第10期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。
なお、第６期、第７期及び第８期については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しているものの、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。
16. 当社は、平成29年９月15日開催の取締役会決議に基づき、平成29年10月５日付で普通株式１株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、第９期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額（△）を算定しております
17. 平成29年10月５日付で普通株式１株につき200株の株式分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ｉの部）』の作成上の留意点について」（平成24年８月21日付東証上審第133号）に基づき、第６期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の１株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第６期、第７期及び第８期の数値（１株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次		第６期	第７期	第８期	第９期	第10期
決算年月		平成24年９月	平成25年９月	平成26年９月	平成27年９月	平成28年９月
１株当たり純資産額	（円）	100.15	135.23	146.59	159.46	112.10
１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額（△）	（円）	△117.85	△54.04	12.50	10.54	△47.36
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	（円）	－	－	－	－	－
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	－ （－）	－ （－）	－ （－）	－ （－）	－ （－）

２【沿革】

平成18年10月、代表取締役社長である稲葉雄一は、法人向けクラウドサービス開発及び販売を目的として、ブランドダイアログ株式会社を設立いたしました。また、平成19年６月、次世代型ソリューション開発及び販売を目的として、100％子会社の株式会社グリッディを設立いたしました。その後、平成20年２月に株式会社グリッディとの合併を経て平成26年３月にナレッジスイート株式会社に社名を変更し、現在に至っております。

当社設立後の沿革は、以下の通りであります。

年月	概要
平成18年10月	法人向けクラウドサービス開発及び販売を目的として、ブランドダイアログ株式会社設立（本社　東京都世田谷区　資本金990万円）
平成19年６月	次世代型ソリューション開発及び販売を目的として、100％子会社の株式会社グリッディ設立（資本金900万円）
平成20年２月	株式会社グリッディとの合併に伴い、東京都中央区築地に全機能の集約を目的に本社移転
平成20年４月	JIS Q 15001（プライバシーマーク）認証取得（登録番号　第10822852号）
平成20年12月	ISO/IEC 27001認証取得（認証機関　財団法人日本科学技術連盟）（認証登録番号　JUSE-IR-154）
平成21年２月	利用料無料のクラウド・グループウェア『ＧＲＩＤＹ（グリッディ）』提供開始
平成21年12月	本社を東京都中央区湊に移転
平成22年１月	統合ＳＦＡ（※１）/ＣＲＭ（※２）クラウドサービス『KnowledgeSuite（ナレッジスイート）』提供開始
平成22年６月	ASP・SaaS（※３）安全・信頼性情報開示認定制度の認定を取得（認定機関　一般財団法人マルチメディア振興センター）（登録番号　第0101-1006号）
平成23年８月	ＫＤＤＩ株式会社より「KDDI KnowledgeSuite」提供開始
平成24年３月	本社を東京都港区赤坂に移転
平成24年12月	スターティア株式会社より「Digit@link KnowledgeSuite」提供開始
平成26年３月	本社を東京都港区海岸に移転し、社名を「ナレッジスイート株式会社」に変更
平成26年５月	ＧＰＳ位置情報モバイルＳＦＡ（※１）クラウドサービス「ＧＥＯＣＲＭ（ジオシーアールエム）」提供開始
平成27年10月	マーケティングマッシュアップクローラー『DRS API（ディーアールエス　エーピーアイ）』提供開始
平成28年１月	ジェイズ・コミュニケーション株式会社よりクラウドサービス販売事業を譲受
平成28年３月	スターティア株式会社よりクラウドサービス販売事業を譲受

※１　ＳＦＡ

営業のプロセスや進捗状況を管理し、営業活動を効率化するためのシステムであり、Sales Force Automationの略であります。情報共有や分析を行うことで、これまで営業担当者が個人個人で行ってきた営業活動から組織的な営業活動が可能となります。

※２　ＣＲＭ

顧客を個客として、継続的な取引を目的とした顧客中心主義の経営マネジメント、またはマーケティング手法であり、Customer Relationship Managementの略であります。インターネットの普及とＩＴ技術の成果により、すべてのやり取りの一元管理が可能になり、顧客と１対１の関係から、満足度・安心度向上と収益性を築くために行うものです。ＣＲＭを導入することで、企業と顧客双方がメリットを得ることが可能となります。

※３　ＡＳＰ・ＳａａＳ

事業者がアプリケーションソフトをデータセンターや自社施設のサーバーに保有する一方、企業などの利用者は、主にインターネットやVPN（仮想私設通信網）を経由して事業者のサーバーに接続し、アプリケーションソフトをサービスとして利用するものです。

また、利用者は、ライセンス（使用権）を買い取らず、料金を利用量や期間に応じて事業者へ支払う形をとるものです。

ASPは、Application Service Provider（=アプリケーションサービス提供事業者）の略語。

SaaSは、Software as a Service（=サービスとしてのソフトウエア）の略語。

３【事業の内容】

当社では、「Change The Business～中小企業のビジネスを変え、日本経済の活性化に貢献する～」を経営理念に掲げ、日本経済を支える中小企業が常に時代をリードするビジネスを展開し、収益力を高めることで、日本経済の更なる発展と活性化に貢献する為のサービスを、ユーザーファーストの姿勢で運営しております。

また、当社は「企業内に眠るビッグデータを可視化させ、生涯その企業において知識の変化に対応した脳の記憶補助装置」を開発することを企業ビジョンとし、社員が持つ知識や経験を共有することで、営業活動における効率化を目的としたクラウドサービスの開発及び販売を主たる事業としております。

なお、当社の事業は「法人向けクラウドサービス／ソリューション事業」の単一のセグメントであり、営業活動の可視化、営業活動の自動化を目指す法人向けマルチテナント型クラウドサービスとして開発した統合型営業・マーケティング支援クラウドサービスの開発・販売、また、中堅・中小企業の営業・マーケティング課題を解決支援する導入コンサルティング、クラウドインテグレーション、ＷＥＢマーケティング支援からなるソリューションサービスの２つのサービスを軸に事業を展開しております。

(1) クラウドサービス

クラウドサービスは、売り切り型のオンプレミス（パッケージソフトウエア）販売モデルと異なり、顧客企業に、常に最新のアプリケーションを提供するものであります。

当社のクラウドサービスは、主にビジネスに必要なＣＲＭ／ＳＦＡを軸にグループウェア、マーケティングオートメーション、名刺管理サービスなどが全て連携統合された、中堅・中小企業向けの営業・マーケティング支援アプリケーションをクラウドにて提供しております。主に法人営業向け企業における販売活動を、潜在顧客の発掘（コンタクト）から、見込み客（リード）の獲得、見込み客の育成、該当担当者へのアプローチ、商談、案件化、解決策提案、受注といった一連のマーケティング・営業プロセスを個別定義し、各プロセスで効率化、標準化するための業務改善を支援する、個別最適化されたアプリケーションをオールインワンで提供しております。

顧客企業のニーズをタイムリーにサービスに反映させることにより、平成22年のリリース以来、着実に顧客企業数を伸ばして参りました。また、ユーザー数無制限かつ蓄積データ量に応じて月額利用料が変動する、「ユーザー数無制限／蓄積型ストレージモデル」を採用することで、顧客企業の成長に応じて利用料が増加する料金設定となっており、主として次の２つのアプリケーションを提供しております。

〔ＫｎｏｗｌｅｄｇｅＳｕｉｔｅ（ナレッジスイート）〕

ナレッジスイートは、営業活動における商談管理のためのＳＦＡ（Sales Force Automation）及び顧客管理のためのＣＲＭ（Customer Relationship Management）、社内コミュニケーション活性化の為のグループウェアをシームレスに統合したクラウド型統合ビジネスアプリケーションであり、次の特長があります。

① 営業活動の可視化

ナレッジスイートは、登録された営業先担当者、商談、営業報告（営業日報）、スケジュール、ファイル等、顧客企業に関連するすべての情報を時系列に紐づけ、可視化することを可能にします。

また、営業フェーズ、受注見込み、次に取るべき営業活動及び複数の担当者で進行している営業案件をメンバー全員がリアルタイムに状況把握することができること、営業報告（営業日報）とスケジュールの連携における当社独自の技術（特許第6097428号　発明名称：報告書作成支援システム）等により、効率的かつ戦略的な営業活動を展開することが可能となります。

② どこまでもつながる

ナレッジスイートは、プロジェクトによってつながる社内外の企業の垣根を超えた安全な情報共有を実現し、プロジェクトの業務効率を大幅に向上させることを可能にします。

また、ＳＦＡアプリケーションやＣＲＭアプリケーションなど実装されているアプリケーションはすべて連動しており、１画面で操作することで効率的な運用が可能となります。

〔ＧＥＯＣＲＭ（ジオシーアールエム）〕

ジオシーアールエムは、地図上に顧客情報、訪問予定、報告などを蓄積し、営業活動を支援するモバイル顧客管理クラウドサービスであり、国内外における多くの特許技術が組み込まれており、受注見込み度に応じて地図上に識別表示され、ナレッジスイートと連携可能な顧客育成のためのＧＰＳ位置情報を活用したモバイルＣＲＭクラウドサービスであり、次の特長があります。

① 顧客との関係性を可視化

ジオシーアールエムは、ヒアリングを通じて更新された顧客情報をもとに、営業すべき顧客の表示・非表示や、アイコンの色分けを行うことで、顧客の状態を様々な角度から地図上で可視化し、顧客を効率的に知ることができます。

② 勤怠管理

ジオシーアールエムは、緯度経度補正技術（特許第5617027号　発明名称：情報管理システム及び情報管理プログラム）により、場所を正確に記録し、また、スマートデバイスが圏外でも記録可能（特許第5571858号　発明名称：活動管理用無線通信端末及びプログラム）なため、直行・直帰などの多い営業担当者の勤怠管理が容易になります。

(2) ソリューションサービス

ソリューションサービスは、主に当社のクラウドサービスを利用する企業や代理店を通じた企業の営業及びマーケティング課題を解決するサービスであります。

クラウドサービスの開発・マーケティングを通じて得たノウハウ、経験をもとに次の３つのサービスを提供しております。

〔導入コンサルティング〕

導入コンサルティングサービスは、主としてクラウドサービス導入企業に対して、運用定着を目的とした初期設定、操作方法の教育及びデータ項目の設計支援等の導入時の運用定着サービスを提供しております。

〔クラウドインテグレーション〕

クラウドインテグレーションサービスは、主に当社のクラウドサービスを利用する企業（代理店を通じた企業を含む）に対して、企業のシステム課題を解決する目的として、クラウドを活用した統合アプリケーション開発、及びクラウドサービスの開発請負を行っております。

〔ＷＥＢマーケティング支援〕

ＷＥＢマーケティング支援サービスは、当社がこれまで培ってきた見込み客獲得のためのマーケティング活動実績と長年広告業界でマーケティング支援に携わってきた人員のノウハウ（主に見込み客（リード）獲得を目的としたマーケティング手法）をもとに、企業のＷＥＢマーケティング活動を支援するサービスを提供しております。

※クラウドサービスとソリューションサービスとのシナジーについて

当社のクラウドサービスは、毎月のサービス利用料を積み上げて継続的な収益を長期的かつ、安定的に確保できる収益構造（ストック売上）となっております。

一方、ソリューションサービスは、前述したとおり、顧客企業の課題解決のニーズから収益機会が生まれるため、安定的な収益機会が生まれにくい収益構造（フロー売上）となっております。

両者の収益構造は異なりますが、自社クラウドサービスの開発・マーケティングを通じて得たノウハウ、経験が顧客に対するソリューションサービスの品質向上及び案件引き合いに貢献していることや、ソリューションサービスの導入コンサルティングがクラウドサービスの長期継続利用を促進していること等から、両者はシナジー効果を発揮する事業構造となっております。

■事業系統図

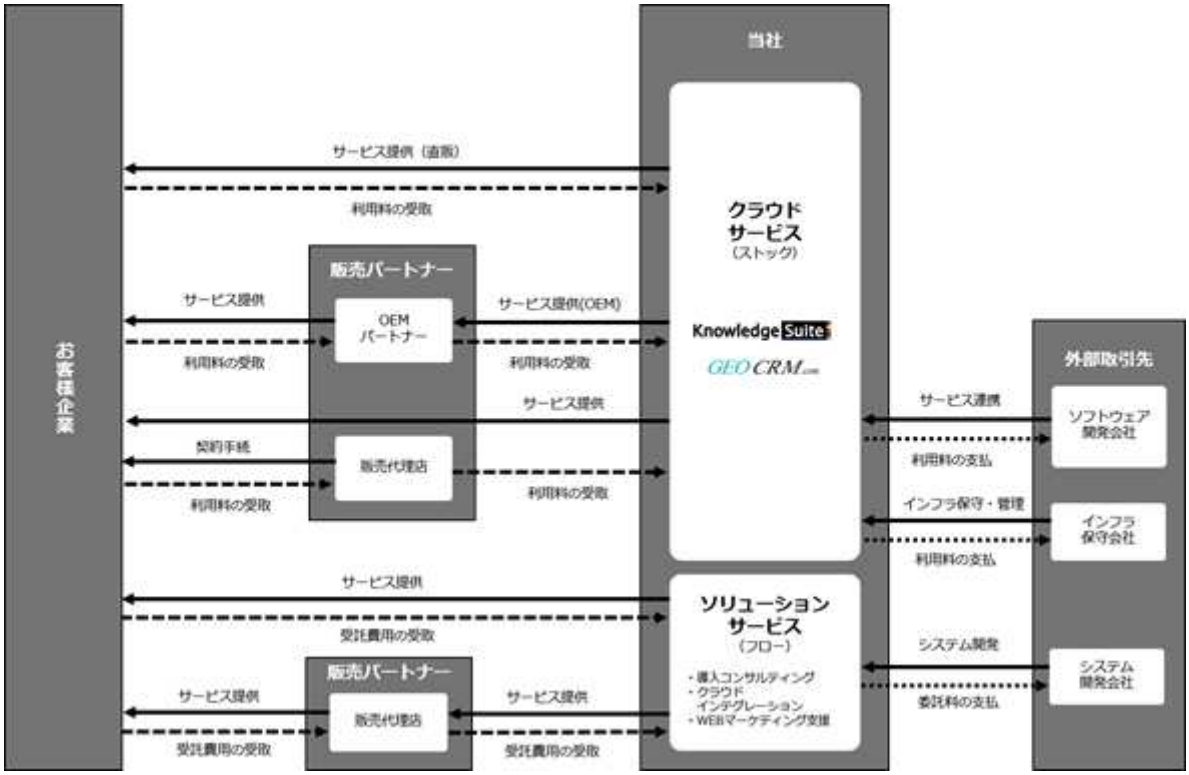

４【関係会社の状況】

名称	住所	資本金（百万円）	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合（%）	関係内容
（その他の関係会社） ＫＤＤＩ株式会社　※	東京都新宿区	141,852	電気通信事業	被所有 16.4	当社サービスの販売 役員の兼任

※　有価証券報告書を提出しております。

（注）ＫＤＤＩ株式会社は、平成28年９月期においては、その他の関係会社に該当しておりましたが、平成29年９月12日付で資本提携契約及び役員派遣受入を解消し、本書提出日現在においては、その他の関係会社ではなくなっております。

５【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成29年10月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
49（1）	33.7	2.2	4,475

部門の名称	従業員数（名）
CRMビジネスユニット	42（1）
コーポレートビジネスユニット	6（-）
内部監査担当	1（-）
合計	49（1）

（注）１．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（派遣社員、パートタイマー）は、最近１年間の平均人員を（　）外数で記載しております。

２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

３．当社の事業は、法人向けクラウドサービス／ソリューション事業の単一セグメントであるため、部門別従業員数を記載しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第２【事業の状況】

１【業績等の概要】

(1) 業績

第10期事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

当事業年度におけるわが国経済は、消費税引き上げが先送り判断されるなど国内の景況感に回復の兆しが見られない中、急激な円高の影響により企業収益の悪化が懸念されるなど国内市場は不透明な状況が続いております。また、海外景気の下振れ等が引き続き景気を下押しするリスクになっていることなどから、依然として先行きの不透明な状況が続いております。

当社が属するＩＴ／ソフトウエア業界においては、「クラウドファースト」をキーワードに企業におけるクラウド利用が一般化し、ＩａａＳ／ＰａａＳ（※１）市場の拡大によってＩＴインフラ調達が安価かつ容易になり、クラウドネイティブのサービスを提供するＳａａＳ専業ベンダーの台頭によって、パッケージ製品からの移行需要やパッケージ製品の導入が進まなかった中堅・中小企業向け市場の開拓が広がり、今後も市場拡大が見込まれております。（「ソフトウエアビジネス新市場　2016年版（上巻）」株式会社富士キメラ総研）

このような経営環境のもと、当社は、「企業内に眠るビッグデータを可視化させ、生涯その企業において知識の変化に対応した脳の記憶補助装置」と定義するクラウドビジネスアプリケーションの開発・提供により一層、経営資源を集中し、ストック型ビジネスモデルによる売上、利益の増大を図るべく、当事業年度は、以下の施策を重点的に取り組んでまいりました。

※１　ＩａａＳ／ＰａａＳ

IaaS（イアース）とは、Infrastructure as a Serviceの略で、CPUやメモリなどのハードウエアや、サーバやネットワークなどのITインフラを、インターネット上にある仮想システム内で提供するサービスです。

PaaS（パース）とは Platform as a Service の略で、アプリケーションを実行するためのプラットフォームをインターネットを介して提供するサービスです。

① 製品・サービス開発の強化

現在の主力クラウドサービスである「ナレッジスイート」では、継続的なバージョンアップを行い、平成28年４月にはＡＰＩによるデータ連携、Ｇｏｏｇｌｅ Ａｐｐｓカレンダー連携機能、認証連携機能を提供開始し、他クラウドサービス間の連携を強化しました。

② マーケティング及びダイレクトセールス体制強化

当社のマーケティング活動によって得た見込み客に対する受注率の向上、直販強化によるストック利益率の向上を図るため、平成28年１月において、当社の主力販売パートナーであり、資本業務提携関係にあるジェイズ・コミュニケーション株式会社、及び平成28年３月において、当社のＯＥＭパートナーであり、資本業務提携関係にあるスターティア株式会社から事業を譲受けました。

③ 独自の技術開発（特許取得）を活用した新製品・サービスの開発

当社は、これまで培ってきた技術ノウハウをベースに研究開発してきたＷＥＢクロール技術（ホームページの情報を自動でデータベース化する技術）の製品・サービス化を進めてまいりました。具体的には、ＳＦＡ／ＣＲＭ導入企業の見込み客管理の課題を解決するため、顧客企業が営業活動で得られる見込み顧客情報（名刺情報やホームページからの問い合わせ情報）に、従業員数、資本金、企業マイナンバー等最新の企業情報を付与するサービスであります。このサービスを平成27年10月に「ＤＲＳ ＡＰＩ」としてリリースいたしました。（特許第5571858号　発明名称：活動管理用無線通信端末及びプログラム）

また、平成27年10月より、独自の技術と新たなスキームを取り入れた携帯電話電波状況ログを収集するビッグデータビジネスを開始しました。

さらに、平成28年３月に国内特許「特許第5901824号　発明名称：顔認証システム及び顔認証プログラム」、平成28年５月「特許第5933085号　発明名称：情報収集システム及び情報管理システム」を取得し、競争優位性の高い独自のテクノロジーを活用し、より一層イノベーティブなソフトウエア開発に注力し、平成28年７月にはＧＰＳ位置情報連動型ビジネスチャットアプリ「ＤｉＳＣＵＳ（ディスカス）」の新サービス構想を発表しました。

一方で、クラウドサービスの拡販に向けたマーケティング活動による広告宣伝、及び製品・サービスの開発体制、直販体制の強化、及び今後の事業拡大を見据えた組織体制強化のための人材採用等の先行投資を積極的に実施いたしました。

これらの結果、当事業年度の業績は、売上高は588,542千円（前事業年度比11.3％増）、営業損失は10,085千円（前事業年度は営業利益24,314千円）、経常損失は14,362千円（前事業年度は経常利益24,488千円）、当期純損失は101,231千円（前事業年度は当期純利益22,531千円）となりました。

なお、当社は法人向けクラウドサービス/ソリューション事業の単一セグメントであるため、主なサービス別について以下に記載しております。

（クラウドサービス）

当サービスにおいては、中堅・中小企業におけるグループウェア、ＳＦＡをはじめとしたクラウド型ＣＲＭ市場の拡大に伴い、当サービスの価格優位性、自社のマーケティング活動の強化、資本業務提携関係にあるスターティア株式会社及びジェイズ・コミュニケーション株式会社からの事業の譲受による取引顧客数の増加、及び両社からの営業人員の受け入れと営業体制変更による販売力強化を行い、主力クラウドサービス「ナレッジスイート」の受注が順調に推移し、当事業年度における売上高は429,581千円（前年同期比23.3％増）となりました。

（ソリューションサービス）

当サービスにおいては、クラウドサービス「ナレッジスイート」の利用数増に伴う新規導入コンサルティング案件、及びWEBマーケティング支援をはじめとした既存取引先からの継続案件の受注は順調に推移したものの、クラウドインテグレーション案件の受注が先送りになった結果、当事業年度における売上高は158,960千円（前年同期比11.8％減）となりました。

第11期第３四半期累計期間（自　平成28年10月１日　至　平成29年６月30日）

当第３四半期累計期間におけるわが国経済は、新興国の成長鈍化や米国新政権の今後の政策への懸念など、先行きは依然として不透明感はあるものの、企業収益や雇用環境に改善がみられ緩やかな回復基調を持続しております。

当社が属するＩＴ/ソフトウエア業界では、企業におけるクラウド利用が一般化したことで、オンプレミス（パッケージソフトウエア）からクラウドへの移行が急速に加速しております。また、クラウドネイティブのサービスを提供するＳａａＳ専業ベンダーの増加に伴い、パッケージ製品からの移行需要やパッケージ品の導入が進まなかった中堅・中小企業向け市場の開拓が広がり、当社製品・サービスを展開するＳＦＡ／ＣＲＭ市場につきましても、クラウドサービスの需要拡大を背景に堅調に推移いたしました。

このような状況下において、当社は、「企業内に眠るビッグデータを可視化させ、生涯その企業において知識の変化に対応した脳の記憶補助装置」と定義する中堅・中小企業向けＳＦＡ／ＣＲＭクラウドサービスの製品強化に注力し、顧客ニーズに即した新機能をリリースしてまいりました。また、クラウドサービス拡販に向け、機能強化のＰＲ、展示会・セミナーの開催、及び全国の中堅・中小企業に対応するためエリア制を敷いた効率的な販売体制構築を図り、クラウドサービス導入社数の拡大に注力してまいりました。

一方、当第３四半期累計期間においては、さらなる成長に向けた営業・開発体制の拡充や上場準備に伴う費用が増加しております。

以上の結果、当第３四半期累計期間の当社の売上高は583,202千円、営業利益は114,059千円、経常利益は114,159千円、四半期純利益は99,731千円となりました。

なお、当社は法人向けクラウドサービス/ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント情報との関連についての記載はしておりません。サービス別の売上高の概況は以下のとおりです。

（クラウドサービス）

当サービスにおいては、引き続き、中堅・中小企業におけるグループウェア、ＳＦＡをはじめとしたクラウド型ＣＲＭ市場の拡大に伴い、当サービスの価格優位性、自社のマーケティング活動、及び直販体制の強化に伴い、主力のクラウドサービス「ナレッジスイート」の受注が順調に推移し、当第３四半期累計期間における売上高は368,233千円となりました。

（ソリューションサービス）

当サービスにおいては、前期に引き続き導入コンサルティングの新規受注、及びクラウドインテグレーション、WEBマーケティング支援の新規案件の受注が堅調に推移した結果、当第３四半期累計期間における売上高は214,969千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第10期事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、売上債権の増加、ソフトウエアの開発及び事業の譲受による支出等により減少したため、長期借入れによる収入等があったものの、前事業年度末に比べ1,941千円減少し、当事業年度末の残高は127,415千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、61,026千円となりました。主な増加要因は、減価償却費78,590千円、ソフトウエア等の減損による減損損失86,579千円、主な減少要因は、税引前当期純損失100,941千円、事業規模拡大に伴う売上債権の増加額14,853千円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は、114,381千円となりました。主な減少要因は、無形固定資産の取得による支出58,705千円及び事業譲受による支出55,000千円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、51,413千円となりました。主な増加要因は、長期借入れによる収入80,000千円、主な減少要因は、長期借入金の返済による支出26,295千円であります。

２【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社の事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 受注状況

当社は受託販売を行っておりますが、受注から販売までの期間が短いため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

第10期事業年度及び第11期第３四半期累計期間の販売実績をサービス別に示しますと、次の通りであります。なお、当社は、法人向けクラウドサービス／ソリューション事業の単一セグメントであるため、サービス別に記載しております。

サービスの名称	第10期事業年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）		第11期第３四半期累計期間 （自　平成28年10月１日 至　平成29年６月30日）
	販売高（千円）	前年同期比（%）	販売高（千円）
クラウドサービス	429,581	123.3	368,233
ソリューションサービス	158,960	88.2	214,969
合計	588,542	111.3	583,202

（注）１．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

２．最近２事業年度及び第11期第３四半期累計期間の主な相手先の販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りであります。

相手先	第９期事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）		第10期事業年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）		第11期第３四半期累計期間 （自　平成28年10月１日 至　平成29年６月30日）	
	販売高（千円）	割合（%）	販売高（千円）	割合（%）	販売高（千円）	割合（%）
ＫＤＤＩ株式会社	229,824	43.5	230,909	39.2	199,781	34.3
株式会社電通アイソバー	45,386	8.6	80,917	13.7	121,452	20.8
株式会社電通	52,947	10.0	51,268	8.7	35,103	6.0

３【対処すべき課題】

当社が対処すべき主要な課題は、以下の項目と認識しております。

(1) 人材の確保と育成

当社は、顧客企業のニーズをタイムリーに製品・サービスに反映させることで、当社が提供するサービスの差別化を図ってまいりました。将来にわたり顧客企業から支持されるには、問題解決力の高い社員による質の高い技術開発体制の構築が重要であると認識しております。当社は、即戦力としての中途採用と中長期的な事業拡大に不可欠な新卒採用による採用活動を積極的に進めてまいります。また、優秀な人材の確保及び維持のために、福利厚生の充実やストック・オプション制度の運用、従業員への教育研修などを積極的に進めてまいります。

(2) 事業環境及び市場に関する課題

当社を取り巻くＳＦＡ／ＣＲＭ業界は、技術革新が目覚ましく競合他社の参入の可能性や技術の均衡化による更なる競争激化の可能性があります。今後、急速な技術革新や企画・開発力を強大に持つ会社の台頭などにより、当社の競争力や優位性を保つことが困難となる可能性があります。当社は、市場動向を見据えた迅速な対応、顧客企業のニーズをタイムリーに製品・サービスに反映させる技術開発力、営業力強化及び販売代理店との連携強化によって、市場のニーズを的確にとらえることで差別化を図ってまいります。

(3) コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制に関する課題

当社が継続的な成長を続けることができる企業体質の確立に向けて、コーポレート・ガバナンスの更なる強化と内部管理体制の強化が重要な経営課題の一つであると認識しております。コーポレート・ガバナンスに関しては、その強化への取り組みを推進し、株主、従業員、取引先等全てのステークホルダーに対して経営の適切性、健全性を最大限に発揮して参ります。また、内部管理体制については、業務運営上のリスクを把握してリスク管理を適切に行うこと、定期的な内部監査の実施によるモニタリング機能の強化などにより、業務の効率化とリスク最小化を追求し、内部統制の強化を進めてまいります。

(4) 品質管理力の強化

顧客企業に継続的に当社サービスをご利用いただくためには、当社で汲み取ったお客様のニーズを実際のサービスに反映するとともに、満足して利用して頂ける品質で提供することが求められ、高い品質管理体制の構築が重要であると認識しております。

このため、当社の製品・サービスをお客様に提供するまでのすべての制作工程について、品質のチェックを更に強化するとともに、継続的に改善を行い高品質なサービスを提供できる仕組みを構築してまいります。

(5) 「ナレッジスイート」の認知度向上

当社は、当社が提供する主力クラウドサービス「ナレッジスイート」をご利用する顧客企業数を増加させることが、当社の安定成長にとって重要であると認識しております。このため、既にご利用されている顧客企業の満足度向上を図ると同時に、ＷＥＢページの不断の改善、各種イベントや広告展開等をとおして、「ナレッジスイート」の認知度の向上に努めております。

(6) 当サービスの安定的なシステム稼動

当社サービスは、クラウド上で運営しており、顧客企業に快適に利用して頂くためには、システムを安定的に稼動させつつ、不具合等が発生した場合に速やかに解決する必要があります。当社は、顧客企業に当社サービスを安心してご利用いただけるよう、顧客企業のデータは、世界最大のデータセンター事業者Ｅｑｕｉｎｉｘ社の日本法人であるエクイニクス・ジャパン株式会社が運営する強固なデータセンターで管理しております。

４【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項には以下のようなものが挙げられます。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、これらのリスク発生の可能性を十分認識した上で発生の回避及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性がある全てのリスクを網羅したものではありません。

(1) 人材確保、教育及び育成について

当社が継続して事業拡大を進めていくには、優れた技術を持つだけでなく、当社のビジョンに共感し、共に事業を推進する向上心を持った人材を確保及び育成していくことが重要であると考えております。

しかしながら、事業拡大に応じた人材の確保及び育成が計画通りに進まない場合や、有能な人材の流出が生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) クラウドサービスについて

現在、クラウドサービスにおいては、ＳＦＡ／ＣＲＭベンダーやクラウドインテグレーターなど数多くの競合が存在しております。

当社は、これまで培ってきたノウハウを活用するとともに、顧客企業のニーズへの対応や新たなサービスの開発に注力いたしますが、画期的なサービスを提供する競合他社や参入企業等との競争が激化し、当社の優位性が損なわれた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) ソリューションサービスについて

ソリューションサービスは、クラウドサービスに比べ高収益ではありますが、競合する企業も多く、安定して新規の受注がとれるものではありません。また、既存の顧客企業や特定の販売代理店への依存度が高く、当社の計画通りに受注が確保されているわけではありません。

そのため、当社の今後の事業計画の展開が期待どおりにならなかった場合、想定外の費用が発生することにより、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 技術革新への対応について

当社のクラウドサービスは、技術革新のスピードが非常に速く、新たなクラウドサービスが日々生み出されております。その技術発展や新たなクラウドサービスによりＳＦＡ／ＣＲＭ事業の拡大は今後も予想されます。

当社においては、エンジニアの採用・育成等を通じて新たな技術の習得に注力しておりますが、当社の技術対応への遅れや設備投資などのコストの増加により、全サービス利用企業のサービスは継続されますが、翌年以降の当社の販売及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 情報ネットワークについて

当社は、インターネットを介したクラウドサービスの提供を行っております。安定したサービスの提供を行うため、日頃からサーバーの負荷分散や定期的なバックアップ、サーバーの稼動状況の監視を行い、トラブル等の未然防止を図っております。

しかしながら、急激なアクセス過多や自然災害、事故などにより当社サービスの提供に障害が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 特定の取引先への依存度が高いことについて

当社のクラウドサービスは、直接販売による顧客企業への提供の他、ＯＥＭ提供を通じて他社ブランドとしてお客様へ提供する間接販売も行っております。主なＯＥＭ提供先がＫＤＤＩ株式会社であるため、同社への依存度は高くなっております。そのため、同社の事業戦略の変更、手数料率の変更、契約の終了や中止等が生じた際、当社事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社のソリューションサービスは、直接販売による顧客企業への提供の他、代理店を介した間接販売も行っております。主な代理店が株式会社電通、電通アイソバー株式会社等、電通グループであるため、同グループへの依存度は高くなっております。そのため、同グループの事業戦略の変更、手数料率の変更、契約の終了や中止等が生じた際、当社事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 特定の人物への依存について

当社の創業者であり代表取締役である稲葉雄一は、当社の強みである事業の創出やノウハウを蓄積しており、事業の推進において重要な役割を果たしております。

当社は、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を目指し、幹部人材の育成及び強化を進めております。しかしながら、何らかの理由により同氏が当社の業務執行ができない事態となった場合には、当社の業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(8) 内部管理体制について

当社は、企業価値の継続的かつ安定的な増大を図るためにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であり、同時に適切な内部管理体制の構築が必要であると認識しております。

当社では、内部監査や内部統制報告制度への対応、さらには法令や社内規程等の遵守の徹底を行っておりますが、事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の構築が追いつかない事態が生じる場合には適切な業務運営が困難となり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 情報管理体制について

当社が提供するクラウドサービスにおいては、顧客企業に関する情報から個人情報まで膨大な情報を取り扱っております。これらの情報資産を漏洩リスクから回避し、安全に管理していることが当社の使命であるという考えのもと、当社は全社的な取り組みとして平成20年４月にプライバシーマークの認定（登録番号 第10822852号）及び平成20年12月に情報マネジメントシステム（ISO/IEC 27001）の認証（登録番号 JUSE-IR-154）を取得し、情報資産の保護に万全を尽くすとともに、情報システムの有効性、効率性、機密性の確保を図っております。しかしながら、何らかの理由により個人情報を含む重要情報資産が外部に漏洩するような場合には、当社の社会的信用の失墜、損害賠償請求の発生等により事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 情報セキュリティについて

当社のコンピュータおよびネットワークシステムは、適切なセキュリティ対策を講じて外部からの不正アクセスなどを回避するよう努めております。

しかしながら、各サービスへの急激なアクセス増加に伴う負荷や自然災害等に起因するデータセンターへの電力供給の停止等、予測不可能な要因によってシステムが停止した場合や、コンピュータ・ウイルスやハッカーの侵入によりシステム障害が生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社取締役、監査役、従業員に対するインセンティブの目的で新株予約権を付与しております。また、一部社外協力者に対しても継続的な協力関係の維持のため新株予約権を付与しております。

これらの新株予約権が行使された場合、当社株式が新たに発行され、保有株式の株式価値が希薄化する可能性があります。

なお、本書提出日時点における新株予約権による潜在株式数は168,000株であり、株式総数2,305,400株（潜在株式を含む）の7.29%に相当しております。

(12) 資金使途について

当社の公募増資による資金調達の使途は、主としてクラウドサービスの開発に係る人件費、採用費、本社移転等に充当する予定であります。

しかしながら、事業環境の変化に対応するために調達資金が計画通り使用されない可能性があります。また、計画通り使用された場合でも、当初想定した効果を得られず、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 訴訟について

現時点で、当社は損害賠償を請求されている事実や訴訟を提起されている事実はありません。当社は、法令違反となるような行為を防止するための内部管理体制を構築するとともに、取引先、従業員その他第三者との関係において、訴訟リスクを低減するよう努めております。

しかしながら、取引先との取引に何らかの問題が生じた場合には、これらに起因する損害賠償を請求される、あるいは訴訟を提起されるリスクがあり、損害賠償の金額、訴訟の内容及び結果によっては、当社の社会的信用、財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 税務上の繰越欠損金について

当社は、平成28年9月期末において、多額の税務上の繰越欠損金を有しております。今後、当社の業績が順調に推移し、繰越欠損金が解消された場合には、通常の税率に基づいて法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 知的財産権について

当社は、クラウドサービスにおけるアプリケーション、ビジネスモデルに関する特許権、実用新案権、またはサービスに係る商標権等の知的財産権の調査等は可能な限り対応しておりますが、第三者の知的財産権を完全に把握することは困難であり、当社が認識せず他社の知的財産権を侵害してしまう可能性は残されます。本書提出日現在まで当社では事業に関連した特許その他知的財産権に関わる訴訟を提起されたことはありません。

しかしながら、将来、当社の事業に関連した特許その他の知的財産権が第三者にて成立した場合、当社の業績、財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 法的規制について

当社は、事業上の特性および必要性から、電気通信事業者の届出（届出番号　A-23-12220）をしており、「電気通信事業法」の適用を受けております。また、当社が提供するクラウドサービスは、顧客企業より個人情報を含む情報資産を預かっており「個人情報の保護に関する法律」に準拠した適法かつ慎重な取扱が要求されます。

当社は、法令等を遵守するために必要なコンプライアンス体制の構築及び維持に努めており、クラウドサービスの利用規約の整備等を行っておりますが、法律改正等により当社の整備状況に不足が生じ、または当社が受ける規制や責任の範囲が拡大した場合、その後の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

５【経営上の重要な契約等】

当社が製品提供している契約

相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約内容	契約期間
KDDI株式会社	東京都新宿区	当社クラウドサービス	平成23年７月29日	当社サービスのOEM卸提供	平成29年７月29日から平成30年７月28日まで。以降１年ごとの自動更新。

当社は、平成28年１月26日開催の取締役会において、ジェイズ・コミュニケーション株式会社より、「クラウドサービス販売事業」を譲受することを決議し、平成28年１月27日付で事業譲渡契約を締結し、平成28年１月31日に譲受しております。また、平成28年１月26日開催の取締役会において、スターティア株式会社より、「クラウドサービス販売事業」を譲受することを決議し、平成28年１月29日付で事業譲渡契約を締結し、平成28年３月31日に譲受しております。

本件に関する詳細につきましては、「第５　経理の状況　１　財務諸表等　（１）財務諸表　注記事項（企業結合等関係）」に記載のとおりであります。

６【研究開発活動】

第10期事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

当社の主力サービスである「ナレッジスイート」は、潜在顧客の発掘から受注まで、一連の業務プロセスを可視化、高度化、最適化、自動化するツールとなっており、日本独特の法人営業の商習慣（顧客開拓営業、顧客深耕営業、ルート営業）に最適化されたサービスであります。

当社は、顧客企業のニーズをもとに適時、機能強化を図っておりますが、そのニーズに応えるため、ＡＩ（人工知能）テクノロジーをはじめとした最新の技術を調査研究しております。その研究開発費として、3,431千円を計上しております。

なお、当社は、法人向けクラウドサービス/ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

第11期第３四半期累計期間（自　平成28年10月１日　至　平成29年６月30日）

当第３四半期累計期間における研究開発活動金額は4,784千円であります。なお、当第３四半期累計期間においては、前事業年度に引き続き顧客企業のニーズをもとに適時、機能強化を図っておりますが、そのニーズに応えるため、ＡＩ（人工知能）テクノロジーをはじめとした最新の技術を調査研究しております。

なお、当社は、法人向けクラウドサービス/ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたり、見積りが必要な事項につきましては、合理的な基準に基づき会計上の見積りを行っております。詳細につきましては、「第５　経理の状況　１　財務諸表等　(1) 財務諸表　注記事項　重要な会計方針」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第10期事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

（資産の部）

当事業年度末における資産合計は399,383千円となり、前事業年度末に比べ41,786千円減少しました。流動資産は16,956千円増加の223,229千円となりました。主な要因は、売掛金20,997千円の増加と受取手形6,144千円の減少によるものであります。

また、固定資産は、58,742千円減少の176,153千円となりました。主な要因は、事業譲受に係るのれん49,000千円の増加及びソフトウエア開発に係るソフトウエア56,205千円の増加とソフトウエアの減損処理に係るソフトウエア86,574千円の減少及び減価償却費の計上78,590千円によるものであります。

（負債の部）

当事業年度末における負債合計は159,648千円となり、前事業年度末に比べ59,444千円増加しました。流動負債は5,028千円増加の76,807千円となりました。主な要因は、本社オフィス備品の老朽化に伴う消耗品等の仕入れ代金に係る未払金15,833千円の増加と未払消費税等8,013千円の減少によるものであります。

また、固定負債の残高は54,416千円増加の82,840千円となりました。主な要因は、長期借入金53,556千円の増加によるものであります。

（純資産の部）

当事業年度末における純資産合計は239,734千円となり、前事業年度末に比べ101,231千円減少しました。

減少の主な要因は、当期純損失の計上に伴う利益剰余金101,231千円の減少によるものであります。

第11期第３四半期累計期間（自　平成28年10月１日　至　平成29年６月30日）

（資産の部）

当第３四半期会計期間末の資産合計は517,838千円となり、前事業年度末に比べ118,455千円の増加となりました。これは、主に売上の増加に伴う売上債権の回収等により現金及び預金が118,670千円の増加等によるものであります。

（負債の部）

当第３四半期会計期間末の負債合計は178,514千円となり、前事業年度末に比べ18,865千円の増加となりました。これは、主に未払法人税等の16,103千円及び未払消費税等14,754千円の増加等によるものであります。

（純資産の部）

当第３四半期会計期間末の純資産合計は339,323千円となり、前事業年度末に比べ99,589千円の増加となりました。これは、主に四半期純利益の計上により利益剰余金99,731千円の増加によるものであります。

(3) 経営成績の分析

第10期事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

当事業年度の経営成績は、「第２　事業の状況　１業績等の概要　(1) 業績」に記載しておりますが、その主な要因は次の通りです。

（売上高）

当事業年度の売上高は588,542千円となり、前事業年度に比べ59,827千円増加しました。

売上高増加の主な要因は、クラウドサービスに係る売上高81,084千円の増加とソリューションサービスに係る売上高21,256千円の減少によるものであります。

（売上総利益）
当事業年度の売上総利益は318,287千円となり、前事業年度に比べ38,251千円増加しました。
売上総利益増加の主な要因は、クラウドサービスに係る売上高増加とソリューションサービスに係る外注費の減少によるものです。

（販売費及び一般管理費、営業損失）
当事業年度の販売費及び一般管理費は328,372千円となり、前事業年度に比べ72,651千円増加しました。
販売費及び一般管理費増加の主な要因は、事業規模拡大に伴う人件費等、及び事業譲受によるのれん償却費、業務委託費の増加によるものであります。
この結果、営業損失は10,085千円（前事業年度は営業利益24,314千円）となりました。

（経常損失）
当事業年度において、営業外収益が160千円、営業外費用が4,437千円発生しております。この結果、経常損失は14,362千円（前事業年度は経常利益24,488千円）となりました。

（当期純損失）
当事業年度において、ソフトウエアの一部について減損処理をしたことにより、特別損失が86,579千円発生しております。この結果、当期純損失は101,231千円（前事業年度は当期純利益22,531千円）となりました。

第11期第３四半期累計期間（自　平成28年10月１日　至　平成29年６月30日）
（売上高）
当第３四半期累計期間の売上高は583,202千円となりました。
主な要因は、ソリューションサービスの売上が堅調に推移したことによるものです。

（売上総利益）
当第３四半期累計期間の売上総利益は、394,946千円となりました。
主な要因は、ソフトウエア減価償却費が減少したことによるものです。

（販売費及び一般管理費、営業損益）
当第３四半期累計期間の販売費及び一般管理費は、280,886千円となりました。
主な要因は、上場準備に係る支払い報酬費、従業員採用費、人員増加による人件費の増加によるものです。
この結果、営業利益が114,059千円となりました。

（経常利益）
当第３四半期累計期間において、営業外収益が1,593千円、営業外費用が1,493千円発生しております。この結果、経常利益は、114,159千円となりました。

（四半期純利益）
当第３四半期累計期間の四半期純利益は、法人税等14,427千円の計上により、99,731千円となりました。

(4) キャッシュ・フロー状況の分析

第10期事業年度（自 平成27年10月１日 至 平成28年９月30日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、売上債権の増加、ソフトウエアの開発及び事業譲受による支出等により減少したため、長期借入れによる収入等があったものの、前事業年度末に比べ1,941千円減少し、当事業年度末の残高は127,415千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、61,026千円となりました。主な増加要因は、減価償却費78,590千円、ソフトウエア等の減損による減損損失86,579千円、主な減少要因は、税引前当期純損失100,941千円、事業規模拡大に伴う売上債権の増加額14,853千円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は、114,381千円となりました。主な減少要因は、無形固定資産の取得による支出58,705千円及び事業譲受による支出55,000千円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、51,413千円となりました。主な増加要因は、長期借入れによる収入80,000千円、主な減少要因は、長期借入金の返済による支出26,295千円であります。

(5) 経営戦略の現状と見通し

当社は、企業ビジョンである「脳の記憶補助装置を開発する会社」として、平成22年より法人向けマルチテナント型クラウドとして開発した統合型ＳＦＡ／ＣＲＭ「ナレッジスイート」を中心としたクラウドサービスと、営業・マーケティング課題を解決支援する導入コンサルティング、クラウドインテグレーション、ＷＥＢマーケティング支援のソリューションサービスの２つのサービスを軸に事業を拡大してまいりました。

今後も、企業のＩＴ投資は、オンプレミス（パッケージソフトウエア）からクラウドへの移行が進み、当社のターゲットである中堅・中小企業も営業・マーケティング課題を解決するクラウドニーズが加速すると考えております。

そのような事業環境の中で、当社は、引き続き成長市場であるクラウドＣＲＭ市場の中堅・中小企業をターゲットとし、競争優位性の高いＳＦＡをはじめとしたクラウドサービスの機能強化に積極的な投資を行い、これまで以上に効率的なマーケティング・セールス活動を通じて、クラウドサービスの顧客数を広げ、安定した収益基盤の構築と市場シェア拡大を図ってまいります。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社は、創業時より培った技術力とマーケティング力を駆使したクラウドサービスを通じて、「社員の知識やノウハウを可視化」させ、「変化し続ける生きた会社資産」作りを自動化することを企業ビジョンに掲げ、中堅・中小企業の業務課題を「脳の記憶補助装置」で解決するクラウドテクノロジーカンパニーという理念のもと、事業を展開しております。

当社が今後も持続的に成長するためには、事業拡大の原動力となる人材を確保していくとともに、開発体制及び販売体制を継続的に強化していくことが重要であると認識しています。そのため、「脳の記憶補助装置を開発する会社」として、優秀な人材の採用と教育研修を充実させ、顧客ニーズを満たす製品・サービスを継続的に提供する体制強化を進め、更なる企業価値の向上を目指してまいります。

第３【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

第10期事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

当事業年度の設備投資については、クラウドサービスの機能強化を目的とした設備投資を実施しております。

当事業年度における設備投資の総額は59,769千円であり、その主なものはソフトウエアの開発56,205千円であります。

なお、当事業年度においてソフトウエア86,574千円の減損処理を実施しております。

また、当社は、法人向けクラウドサービス／ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第11期第３四半期累計期間（自　平成28年10月１日　至　平成29年６月30日）

当第３四半期累計期間の設備投資については、クラウドサービスの新機能開発を目的とした設備投資を実施しております。

当第３四半期累計期間における設備投資の総額は26,020千円であり、その主なものはソフトウエアの開発24,429千円であります。

なお、当第３四半期累計期間における重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社は、法人向けクラウドサービス／ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

２【主要な設備の状況】

平成28年９月30日現在

事業所名（所在地）	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数（名）
		建物	工具、器具及び備品	リース資産	ソフトウエア	合計	
本社（東京都港区）	本社設備、ソフトウエア等	13,226	1,474	9,021	74,927	98,650	46（1）

（注）１．現在休止中の主要な設備はありません。

２．上記の金額には消費税等は含まれておりません。

３．上記の他、他の者から賃借している設備の内容は下記のとおりであります。

事業所名（所在地）	設備の内容	床面積（㎡）	年間賃借料（千円）
本社（東京都港区）	本社事務所	494.08	11,956

３【設備の新設、除却等の計画】（平成29年10月31日現在）

(1) 重要な設備の新設等

当社は、第12期事業年度（自 平成29年10月１日 至 平成30年９月30日）における本社移転、及び第13期事業年度（自 平成30年10月１日 至 平成31年９月30日）におけるサーバー増設、オフショア開発拠点の準備等を計画しており、最近日現在における重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

事業所名（所在地）	設備の内容	投資予定金額（千円）		資金調達方法	着手及び完成予定年月		完成後の増加能力
		総額	既支払額		着手	完了	
本社（未定）	本社オフィス移転費等	78,000	－	新株発行	平成30年4月	平成30年7月	（注）２
本社（東京都港区）	サーバー等	40,000	－	新株発行	平成30年10月	平成31年3月	（注）２
本社（東京都港区）	オフショア開発拠点の準備費等	30,000	－	新株発行	平成30年10月	平成31年9月	（注）２

（注）１．上記の金額には消費税等は含まれておりません。

２．完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	8,549,600
計	8,549,600

（注）　平成29年10月４日開催の臨時株主総会決議により、平成29年10月５日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は8,529,800株増加し、8,549,600株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,137,400	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	2,137,400	－	－

（注）１．平成29年９月15日開催の取締役会決議により、平成29年10月５日付で普通株式１株につき200株の株式分割を行っております。これにより発行済株式数は2,126,713株増加し、2,137,400株となっております。

２．平成29年10月４日開催の臨時株主総会決議により、平成29年10月５日付で１単元を100株とする単元株制度を採用しております。

（２）【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第１回新株予約権（平成20年６月30日開催の臨時株主総会決議に基づく平成20年６月30日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成28年９月30日）	提出日の前月末現在 （平成29年10月31日）
新株予約権の数（個）	10（注）６	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	50（注）１、２、６	10,000（注）１、２、６、８
新株予約権の行使時の払込金額（円）	60,000（注）３	300（注）３、８
新株予約権の行使期間	自　平成23年７月１日 至　平成30年６月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　60,000 資本組入額　30,000	発行価格　300 資本組入額　150（注）８
新株予約権の行使の条件	（注）４	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）５	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）７	同左

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は５株、提出日の前月末現在は1,000株であります。

２．株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

３．新株予約権１個当たりの払込金額は、１株当たり払込金額60,000円に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。なお、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により１株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額×\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合を除く）は、次の算式により１株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額＝\frac{既発行株式数×調整前払込金額＋新規発行株式数×１株当たり払込金額}{既発行株式数＋新規発行株式数}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」と、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、会社分割を行う場合、ならびに、完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、必要と認める払込金額の調整を行う。

４．新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。なお、本新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、相続人は本新株予約権を行使できないものとする。

(2) 割当日現在、当社取締役、監査役及び従業員並びに社外コンサルタントであった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員並びに社外コンサルタントであることを要する。

(3) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

５．新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。

６．新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株数を減じております。

７．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとし、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）２に準じて決定する。

(3) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の取得事由及び取得条件
「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

８．平成29年10月５日付で普通株式１株につき200株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第２回新株予約権（平成20年６月30日開催の臨時株主総会決議に基づく平成20年12月１日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成28年９月30日）	提出日の前月末現在 （平成29年10月31日）
新株予約権の数（個）	2（注）６	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	10（注）１、２、６	2,000（注）１、２、６、８
新株予約権の行使時の払込金額（円）	60,000（注）３	300（注）３、８
新株予約権の行使期間	自　平成23年７月１日 至　平成30年６月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　60,000 資本組入額　30,000	発行価格　300 資本組入額　150（注）８
新株予約権の行使の条件	（注）４	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）５	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）７	同左

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は５株、提出日の前月末現在は1,000株であります。

２．株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

３．新株予約権１個当たりの払込金額は、１株当たり払込金額60,000円に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。なお、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により１株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額}=\text{調整前払込金額}\times\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合を除く）は、次の算式により１株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額}=\frac{\text{既発行株式数}\times\text{調整前払込金額}+\text{新規発行株式数}\times\text{１株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数}+\text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」と、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、会社分割を行う場合、ならびに、完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、必要と認める払込金額の調整を行う。

４．新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。なお、本新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、相続人は本新株予約権を行使できないものとする。

(2) 割当日現在、当社取締役、監査役及び従業員並びに社外コンサルタントであった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員並びに社外コンサルタントであることを要する。

(3) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

５．新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。

６．新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株数を減じております。

７．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとし、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）２に準じて決定する。

(3) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の取得事由及び取得条件
「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

８．平成29年10月５日付で普通株式１株につき200株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第４回新株予約権（平成22年４月30日開催の臨時株主総会決議に基づく平成22年５月26日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成28年９月30日）	提出日の前月末現在 （平成29年10月31日）
新株予約権の数（個）	26（注）６	24（注）６
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	130（注）１、２、６	24,000（注）１、２、６、８
新株予約権の行使時の払込金額（円）	60,000（注）３	300（注）３、８
新株予約権の行使期間	自　平成24年５月１日 至　平成32年４月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　60,000 資本組入額　30,000	発行価格　300 資本組入額　150（注）８
新株予約権の行使の条件	（注）４	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）５	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）７	同左

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は５株、提出日の前月末現在は1,000株であります。

２．株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

３．新株予約権１個当たりの払込金額は、１株当たり払込金額60,000円に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。なお、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により１株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額×\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合を除く）は、次の算式により１株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額＝\frac{既発行株式数×調整前払込金額＋新規発行株式数×１株当たり払込金額}{既発行株式数＋新規発行株式数}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」と、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、会社分割を行う場合、ならびに、完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、必要と認める払込金額の調整を行う。

４．新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。なお、本新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、相続人は本新株予約権を行使できないものとする。

(2) 割当日現在、当社取締役、監査役及び従業員並びに社外コンサルタントであった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員並びに社外コンサルタントであることを要する。

(3) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

５．新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。

６．新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株数を減じております。

７．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとし、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）２に準じて決定する。

(3) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の取得事由及び取得条件
「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

８．平成29年10月５日付で普通株式１株につき200株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第５回新株予約権（平成26年８月６日開催の臨時株主総会決議に基づく平成26年９月22日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成28年９月30日）	提出日の前月末現在 （平成29年10月31日）
新株予約権の数（個）	331（注）６	265（注）６
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	331（注）１、２、６	53,000（注）１、２、６、８
新株予約権の行使時の払込金額（円）	120,000（注）３	600（注）３、８
新株予約権の行使期間	自　平成28年８月７日 至　平成36年８月６日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　120,000 資本組入額　60,000	発行価格　600 資本組入額　300（注）８
新株予約権の行使の条件	（注）４	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）５	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）７	同左

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は１株、提出日の前月末現在は200株であります。

２．株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

３．新株予約権１個当たりの払込金額は、１株当たり払込金額120,000円に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。なお、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により１株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額}=\text{調整前払込金額}\times\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合を除く）は、次の算式により１株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額}=\frac{\text{既発行株式数}\times\text{調整前払込金額}+\text{新規発行株式数}\times\text{１株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数}+\text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」と、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、会社分割を行う場合、ならびに、完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、必要と認める払込金額の調整を行う。

４．新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。なお、本新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、相続人は本新株予約権を行使できないものとする。

(2) 割当日現在、当社取締役、監査役及び従業員並びに社外コンサルタントであった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員並びに社外コンサルタントであることを要する。

(3) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

５．新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。

６．新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株数を減じております。

７．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとし、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）２に準じて決定する。

(3) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の取得事由及び取得条件
「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

８．平成29年10月５日付で普通株式１株につき200株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第６回新株予約権（平成26年８月６日開催の臨時株主総会決議に基づく平成27年６月23日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成28年９月30日）	提出日の前月末現在 （平成29年10月31日）
新株予約権の数（個）	88（注）６	72（注）６
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	88（注）１、２、６	14,400（注）１、２、６、８
新株予約権の行使時の払込金額（円）	120,000（注）３	600（注）３、８
新株予約権の行使期間	自　平成28年８月７日 至　平成36年８月６日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　120,000 資本組入額　60,000	発行価格　600 資本組入額　300（注）８
新株予約権の行使の条件	（注）４	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）５	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）７	同左

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は１株、提出日の前月末現在は200株であります。

２．株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

３．新株予約権１個当たりの払込金額は、１株当たり払込金額120,000円に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。なお、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により１株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額}=\text{調整前払込金額}\times\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合を除く）は、次の算式により１株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額}=\frac{\text{既発行株式数}\times\text{調整前払込金額}+\text{新規発行株式数}\times\text{１株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数}+\text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」と、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、会社分割を行う場合、ならびに、完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、必要と認める払込金額の調整を行う。

４．新株予約権の行使に係る行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。なお、本新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、相続人は本新株予約権を行使できないものとする。

(2) 割当日現在、当社取締役、監査役及び従業員並びに社外コンサルタントであった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員並びに社外コンサルタントであることを要する。

(3) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

５．新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。

６．新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株数を減じております。

７．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとし、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）２に準じて決定する。

(3) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の取得事由及び取得条件
「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

８．平成29年10月５日付で普通株式１株につき200株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第７回新株予約権（平成27年６月24日臨時株主総会決議に基づく平成27年６月24日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成28年９月30日）	提出日の前月末現在 （平成29年10月31日）
新株予約権の数（個）	200	（注）６
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	－
新株予約権の目的となる株式の数（株）	200（注）１、２	（注）６
新株予約権の行使時の払込金額（円）	120,000（注）３	－
新株予約権の行使期間	自　平成28年10月１日 至　平成38年９月30日	－
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　120,000 資本組入額　60,000	－
新株予約権の行使の条件	（注）４	－
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）５	－
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）７	－

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、１株とする。

２．株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

３．新株予約権１個当たりの払込金額は、１株当たり払込金額120,000円に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。なお、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により１株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額}=\text{調整前払込金額}\times\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合を除く）は、次の算式により１株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額}=\text{調整前払込金額}\times\frac{\text{既発行株式数}+\dfrac{\text{新株発行（処分）株式数}\times\text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数}+\text{新株発行（処分）株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」と、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、会社分割を行う場合、ならびに、完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、必要と認める払込金額の調整を行う。

４．新株予約権の行使に係る行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、平成28年９月期の事業年度にかかる当社が提出した当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、スターティア株式会社経由の当社商品又はサービスの販売による当社の売上高が40百万円以上を満たしている場合に、本新株予約権を行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(3) 各本新株予約権の１個未満の行使を行うことはできない。

５．新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
６．本新株予約権は、スターティア株式会社と締結した新株予約権割当契約について、当該新株予約権行使条件を満たさず、スターティア株式会社はその行使権利を喪失したため、平成29年３月21日開催の取締役会の決議により、同日付で消却しております。
７．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとし、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
(1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）２に準じて決定する。
(3) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
(5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
(6) 新株予約権の取得事由及び取得条件
「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
(8) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

第８回新株予約権（平成29年４月28日臨時株主総会決議に基づく平成29年５月17日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成28年９月30日）	提出日の前月末現在 （平成29年10月31日）
新株予約権の数（個）	－	323（注）６
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	－	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	－	64,600（注）１、２、６、８
新株予約権の行使時の払込金額（円）	－	650（注）３、８
新株予約権の行使期間	－	自　平成29年５月18日 至　平成39年５月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	－	発行価格　650 資本組入額　325（注）８
新株予約権の行使の条件	－	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項	－	（注）５
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	（注）７

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、200株とする。

２．株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

３．新株予約権１個当たりの払込金額は、１株当たり払込金額130,000円に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。なお、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により１株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額}=\text{調整前払込金額}\times\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合を除く）は、次の算式により１株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額}=\frac{\text{既発行株式数}\times\text{調整前払込金額}+\text{新規発行株式数}\times\text{１株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数}+\text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」と、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、会社分割を行う場合、ならびに、完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、必要と認める払込金額の調整を行う。

４．新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。なお、本新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、相続人は本新株予約権を行使できないものとする。

(2) 割当日現在、当社取締役、監査役及び従業員並びに社外コンサルタント、社外協力者、その他これに準じる者であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員並びに社外コンサルタント、社外協力者、その他これに準じる者であることを要する。

(3) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

５．新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。

６．新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株数を減じております。

７．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとし、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）２に準じて決定する。

(3) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の取得事由及び取得条件
「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

８．平成29年10月５日付で普通株式１株につき200株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

（３）【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成25年２月15日 （注）１．	1,660	10,520	99,600	366,800	99,600	356,900
平成25年５月15日 （注）２．	167	10,687	10,020	376,820	10,020	366,920
平成29年10月５日 （注）３．	2,126,713	2,137,400	－	376,820	－	366,920

（注）１．有償第三者割当
割当先　スターティア㈱
830株
発行価格　120,000円
資本組入額　60,000円
ジェイズ・コミュニケーション㈱
830株
発行価格　120,000円
資本組入額　60,000円

２．有償第三者割当
割当先　㈱ビットアイル（現　エクイニクス・ジャパン・エンタープライズ㈱）
167株
発行価格　120,000円
資本組入額　60,000円

３．株式分割（１：200）によるものであります。

（５）【所有者別状況】

平成29年10月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	5	－	－	7	12	－
所有株式数（単元）	－	－	－	8,254	－	－	13,120	21,374	－
所有株式数の割合（%）	－	－	－	38.62	－	－	61.38	100.00	－

（６）【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成29年10月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	－	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式　2,137,400	21,374	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	－	－	－
発行済株式総数	2,137,400	－	－
総株主の議決権	－	21,374	－

②【自己株式等】

該当事項はありません。

（７）【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。

当該制度の内容は次の通りであります。

①第１回新株予約権（平成20年６月30日開催の臨時株主総会決議に基づく平成20年６月30日取締役会決議）

決議年月日	平成20年６月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　1 当社従業員　8 顧問税理士　1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）　退職による権利の喪失等により本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員２名及び顧問税理士１名となっております。

②第２回新株予約権（平成20年６月30日開催の臨時株主総会決議に基づく平成20年12月１日取締役会決議）

決議年月日	平成20年12月１日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　1 当社従業員　3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）　退職による権利の喪失等により本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員１名となっております。

③第４回新株予約権（平成22年４月30日開催の臨時株主総会決議に基づく平成22年５月26日取締役会決議）

決議年月日	平成22年５月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　6 当社従業員　21
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）　退職による権利の喪失等により本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役４名及び当社従業員５名となっております。

④第５回新株予約権（平成26年８月６日開催の臨時株主総会決議に基づく平成26年９月22日取締役会決議）

決議年月日	平成26年９月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　5 当社従業員　32
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）　退職による権利の喪失等により本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役４名及び当社従業員14名となっております。

⑤第６回新株予約権（平成26年８月６日開催の臨時株主総会決議に基づく平成27年６月23日取締役会決議）

決議年月日	平成27年６月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　2 当社監査役　1 当社従業員　27
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）　退職による権利の喪失等により本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役１名、当社監査役１名及び当社従業員16名となっております。

⑥第８回新株予約権（平成29年４月28日開催の臨時株主総会決議に基づく平成29年５月17日取締役会決議）

決議年月日	平成29年５月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　6 当社監査役　1 当社従業員　38 外部協力者　3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）　退職による権利の喪失等により本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役６名、当社監査役１名、当社従業員34名及び外部協力者３名となっております。

２【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　　該当事項はありません。

（１）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（２）【取締役会決議のよる取得の状況】

該当事項はありません。

（３）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

（４）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

３【配当政策】

当社は、設立より財務体質及び競争力の強化を経営の重要課題として位置付けており、内部留保の充実を図り、事業により生み出されたキャッシュ・フローを事業拡大のための投資に優先して振り向けることが、企業価値の向上を通じて株主に対する最大の利益還元につながるものと考えております。

このような考えのもと、当社は設立以来、配当を実施しておりませんが、株主への配当による利益還元も重要課題であると認識しており、将来的には、各事業年度の経営成績及び事業計画等を総合的に勘案し、株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当の実施及びその実施時期については、未定であります。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化、事業の効率化及び継続的な事業拡大のための資金として有効に活用していく所存であります。

なお、当社の剰余金の配当につきましては、期末配当は株主総会が、中間配当は取締役会が決定機関となっております。また、中間配当につきましては、取締役会の決議によって、毎年３月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

４【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

５【役員の状況】

男性９名　女性－名（役員のうち女性の比率―％）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数（株）
代表取締役社長	－	稲葉　雄一	昭和43年４月29日	平成10年２月 平成10年７月 平成11年２月 平成13年４月 平成18年10月	㈱博報堂キャプコ（現　㈱博報堂ＤＹキャプコ）　入社 ㈱メンバーズ　入社 ㈱インピリック電通（現　㈱電通ワンダーマン）　入社 ㈱電通テック　入社 当社設立　代表取締役社長　就任（現任）	注３	690,000
取締役	ＣＲＭビジネスユニット長	飯岡　晃樹	昭和42年８月31日	平成７年４月 平成13年５月 平成22年４月 平成22年12月 平成26年12月	富士通㈱　入社 イレブンポイントツー㈱（現　モードツー㈱）　入社　取締役　就任 当社入社　執行役員　就任 取締役　ソリューション本部長　就任 取締役　ＣＲＭビジネスユニット長就任（現任）	注３	90,000
取締役	ＣＲＭビジネスユニットソリューション３部長	岡原　達也	昭和47年６月29日	平成８年４月 平成９年６月 平成18年８月 平成19年４月 平成20年５月 平成26年12月	㈱サブアンドリミナル（現㈱セプテーニ）　入社 ㈱スケール　入社 ㈱オプト　入社 当社入社　常務取締役　就任 取締役　クリエーティブ本部長　就任 取締役　ＣＲＭビジネスユニットソリューション３部長　就任（現任）	注３	100,000
取締役	コーポレートビジネスユニット長	柳沢　貴志	昭和49年９月８日	平成９年４月 平成13年７月 平成19年11月 平成20年５月 平成28年12月	㈱ＮＴＴメディアスコープ（現　㈱ＮＴＴアド）　入社 ㈱電通テック　入社 当社入社　常務取締役　就任 取締役　マーケティング本部長　就任 取締役　コーポレートビジネスユニット長　就任（現任）	注３	100,000
取締役	－	古川　征且	昭和44年９月17日	昭和63年４月 平成４年９月 平成６年７月 平成８年10月 平成21年４月 平成23年４月 平成25年２月 平成26年４月 平成29年４月 平成29年11月	茂木薬品商会㈱　入社 日本テレックス㈱　入社 日本デジタル通信㈱　入社 ㈱エヌディーテレコム（現スターティア㈱）取締役　就任 スターティアラボ㈱取締役　就任 スターティア㈱常務執行役員マーケティング部長兼テクニカルソリューション部長　就任 当社取締役　就任（現任） スターティア㈱取締役兼常務執行役員マーケティング本部長　就任 同社取締役兼常務執行役員事業戦略本部長　就任 スターティアレイズ㈱代表取締役社長　就任（現任）	注３	－

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数（株）
取締役	－	和田　信雄	昭和23年12月13日	昭和47年４月 平成元年６月 平成３年４月 平成７年４月 平成11年４月 平成17年４月 平成21年６月 平成25年６月 平成29年５月	㈱富士通　入社 同社大阪支店第二金融部長代理 同社本社第一金融統括第一部長 同社本社第一金融統括 同社関西支社長 ㈱富士通ＦＩＰ入社取締役営業本部長　就任 ㈱富士通ＦＩＰＳ入社取締役副社長就任 ＳａｌｅｓＣｒｅａｔｅ起業（個人事業主） 当社取締役　就任（現任）	注３	－
常勤監査役	－	浅見　靖則	昭和38年１月12日	昭和60年４月 昭和61年９月 平成12年９月 平成16年９月 平成18年９月 平成19年４月 平成19年６月 平成20年７月 平成21年３月 平成23年９月 平成24年10月 平成25年２月 平成25年８月 平成25年11月 平成27年２月	㈱やまと　入社 ㈱インテックリース　入社 ㈱ネットワーク研究所入社管理部次長 ㈱アースシップ入社管理部長 ㈱フラグシップ入社管理部長 ㈱ナラワ　入社 同社取締役管理本部長兼経営企画室長　就任 ㈱アメイズメント　入社 デンタルサポート㈱　入社人事総務部長 同社事業本部長補佐兼総合販売事業部長 同社内部統制担当部長 ㈱エージェントゲート常勤監査役就任 ㈱オリーブメディカルサポート取締役　就任 ㈱ケイティーバイオ代表取締役　就任 当社監査役（常勤）　就任（現任）	注４	－
監査役	－	太田　諭哉	昭和50年12月16日	平成10年４月 平成13年10月 平成17年２月 平成17年７月 平成18年６月 平成19年７月 平成26年12月 平成27年10月	安田信託銀行㈱　（現　みずほ信託銀行㈱）　入行 監査法人トーマツ（現　有限責任監査法人トーマツ）　入所 公認会計士登録 ㈱スパイラル・アンド・カンパニー設立　同社代表取締役　就任（現任） 税理士登録 税理士法人スパイラル設立　代表社員　就任（現任） ㈱シャノン監査役　就任（現任） 当社監査役　就任（現任） ㈱Ｅストアー監査役　就任	注４	－
監査役	－	三浦　謙吾	昭和55年７月１日	平成21年９月 平成22年12月 平成23年１月 平成27年３月 平成29年10月	司法試験合格 弁護士登録（東京弁護士会） みらい総合法律事務所　入所 当社監査役　就任（現任） 銀座高岡法律事務所　設立（現任）	注４	－
計							980,000

（注）１．取締役古川征且、和田信雄は、社外取締役であります。
２．監査役浅見靖則、太田諭哉、三浦謙吾は、社外監査役であります。
３．取締役稲葉雄一、飯岡晃樹、岡原達也、柳沢貴志、古川征且、和田信雄の任期は、平成29年10月4日開催の臨時株主総会終結の時から選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

４．監査役の任期は、平成29年10月4日開催の臨時株主総会終結の時から選任後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
５．当社は執行役員制度を導入しており、ＣＲＭビジネスユニット ソリューション１部 部長 江戸純哉、及び同ユニットＲ＆Ｄ部 部長 雄川賢一、両名で構成されております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（1）【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、独自に開発したクラウドビジネスアプリケーションを通じて、発展するビッグデータ社会における「脳の記憶補助」、「知識の可視化」をテーマに、世界に通じるクラウドテクノロジーカンパニーという理念のもと、顧客企業の重要な情報をお預かりするというサービスの性質上、社会からの信頼を得ることの重要性を認識し、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

② 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

当社の業務執行・監査及び内部統制の仕組みは、以下の通りであります。

イ 会社の機関の基本説明

当社は、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人、及び内部監査担当を設置しております。これら各機関の相互連携により、経営の健全性、効率性及び透明性が確保できるものと認識しております。

当社におけるコーポレート・ガバナンスの概略図は以下の通りです。

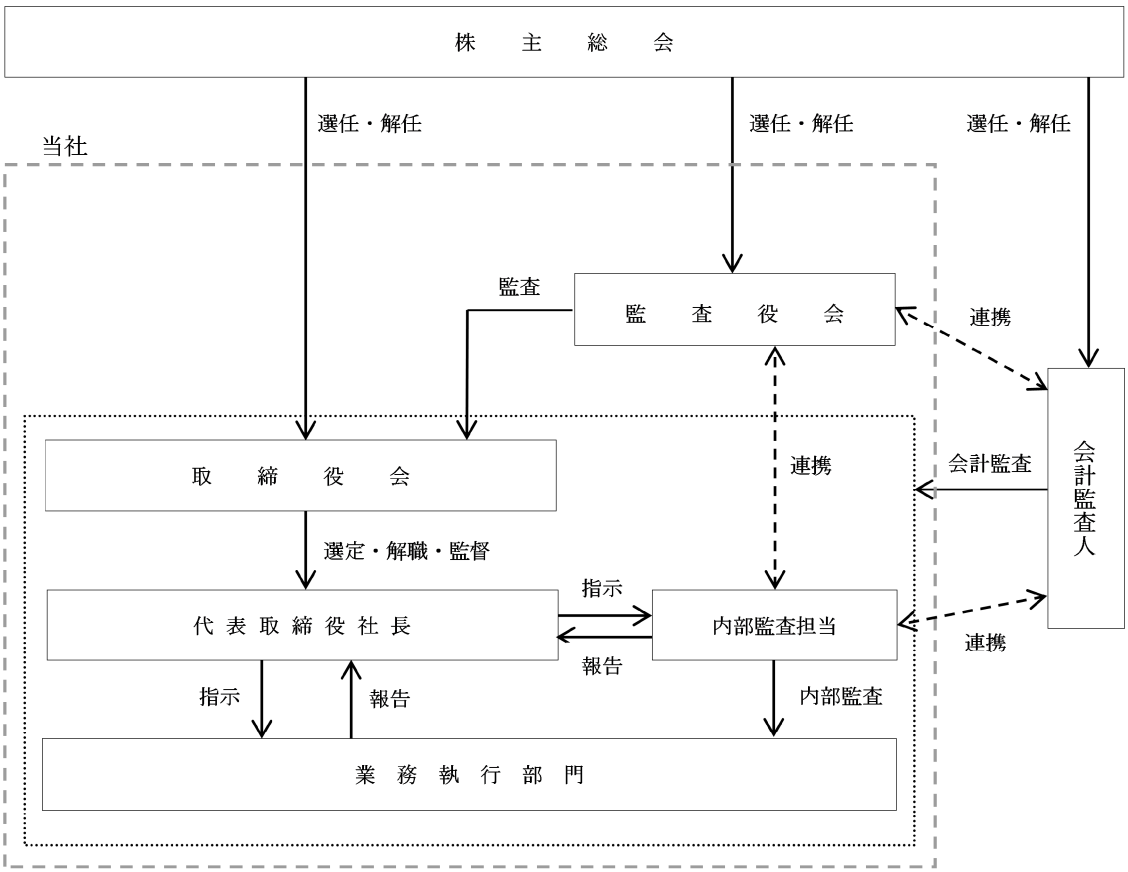

ロ 内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正を確保するための体制として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、この基本方針に則り、業務の適正を確保するための体制を整備、運用しています。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、取締役及び使用人の職務の執行に関する法令等の適合性について、内部監査、監査役監査等の実施による確認、報告、是正措置を実施する。

(2) 企業倫理、法令遵守の推進及び徹底のため、役職員が遵守すべき行動規範として「コンプライアンス規程」を制定する。

(3) 法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実の社内報告体制については、社内規程に従い、その運用を行う。

(4) 役職員に内部通報制度を周知させるとともに通報者の匿名性を最大限確保し、内部通報制度の実効性を高める。

２．取締役の業務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 当社は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書等で記録し、保存期間を定め適切に保存、管理する。

(2) 取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧することができる。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、サービスの品質と安全性の確保を最優先に、お客様、取引先、株主・投資家、地域社会、地球環境等の各ステークホルダー及び役職員の利益阻害要因の除去・軽減を誠実に努め、事業の継続・安定的発展を確保していくことをリスクマネジメントの基本方針とする。

(2) 内部監査担当は、個別のリスクマネジメント上の課題への対策についてその実施状況及び実効性等を監査し、代表取締役社長へ報告する。

４．取締役の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制

(1) 取締役会は原則毎月１回開催するほか必要に応じて機動的に開催し、経営上の重要事項を決議するとともに、各取締役が報告する業務執行の状況を監督する。

(2) 取締役会における意思決定を迅速におこない、また業務執行を適時的確におこなうために、必要に応じて常勤取締役によるミーティングを開催し、経営方針や経営戦略等に関する協議及び意思決定に必要な情報共有を積極的におこなう。

(3) 取締役を含む業務執行全般の効率的な運営を図るべく、「組織規程」において業務分掌及び職務権限を定め、各職位の責任・権限を明確にし、これを適宜見直す。

５．当社における業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役会は、当社の事業計画を決議し、コーポレートビジネスユニットは毎月取締役会にその進捗状況を報告する。

(2) 内部監査担当は、当社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。

６．監査役の職務を補助する使用人とその独立性に関する事項

(1) 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「監査役補助者」という。）を置くことを求めた場合には、監査役補助者の配置を取締役会に要請することができる。

(2) 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長などの指揮・命令は受けない。

７．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 当社は、監査役がその職務を遂行するために必要と判断するときにはいつでも取締役及び使用人に報告を要請することができる。

(2) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、ただちに監査役に報告する。

(3) 内部監査担当は、内部監査の計画及び結果を監査役会に報告する。

８．その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

(1) 監査役は、代表取締役社長との意見交換会の開催や重要な会議への出席により、経営方針、経営課題に関する事項等について意思の疎通を図り、効果的な監査業務の遂行を図る。

(2) 監査役会は、内部監査担当、会計監査人との連携を図り、監査の重点項目や監査結果等について情報の共有に努め、監査業務の実効性、効率性を高める。

(3) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

９．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威をもたらす反社会的勢力及びこれに類する団体とは取引先も含めて一切の関係をもたず、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、外部専門機関等と連携し、毅然とした姿勢で対応しなければならない。

(2) 当社は、反社会的勢力に対し、コーポレートビジネスユニット管掌役員もしくはその指名したものが対応を行い、取締役、顧問弁護士及び関係行政機関との連携を図る。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、各種社内諸規程の整備や業務プロセスの整備を行い、内部統制システムの構築に取り組む。

(2) 監査役は、内部統制報告書を監査し、取締役は財務報告に係る内部統制の継続的な改善を図る。

11. ＩＴへの対応

(1) ＩＴへの投資は、各部門からの要望と事業計画を照らして実施計画を立案する。

(2) 経営者は、システムを利用した業務手続きと手作業による業務手続きの特徴を把握し、いずれの統制が合理的かつ有効であるかを検討し、選択する。

ハ　取締役会の状況

当社の取締役会は取締役６名（うち社外取締役２名）で構成されており、代表取締役社長を除き、各取締役はそれぞれの部門を管掌しております。毎月１回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することで、迅速な経営判断と意思決定行っております。

取締役会には監査役３名（うち２名は非常勤監査役）も出席し、経営に関する重要事項や業務執行の決定のための監査機能を確保しております。

ニ　監査役会及び監査役監査の状況

当社は監査役会設置会社であります。監査役は３名で会社法第２条第16号に定める社外監査役の条件を満たしております。

監査役会は毎月１回開催し、監査役間で情報を共有するとともに意見交換を行っております。

監査役監査につきましては、監査役は取締役の職務執行が法令を遵守しているか否かの観点から、年度監査計画に基づいて監査の実施、取締役会への出席、各取締役との定期的な面談を行うなどして、内部統制の有効性を検証しております。さらに、会社の重要な会議に常勤監査役が出席し、社内の実態を把握するなどして、経営の監視機能を果たしております。

ホ　内部監査の状況

内部監査につきましては、代表取締役社長の指示により内部監査担当１名が、「内部監査規程」に基づき、取締役及び従業員の業務執行が法令、定款及び社内諸規程に適合し、効率的に行われていることの監査を実施しております。また、監査結果については、代表取締役社長に報告するとともに、改善事項があれば代表取締役社長の改善指示が適切に遂行されているかを調査することにより、内部監査の実効性を確保しております。

ヘ　会計監査の状況

当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、当該監査法人の監査を受けております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。なお、会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成については以下の通りです。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員　業務執行社員　　水野　雅史

指定有限責任社員　業務執行社員　　津村　陽介

（注）　継続監査年数については、７年以内であるため記載を省略しております。

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士　６名

その他　　６名

ト　内部監査及び監査役、並びに会計監査人の連携

当社における監査体制は、それぞれが独立した立場で監査を行うことで牽制機能を果たしております。またそれぞれの監査の有効性を高めるため、四半期及び期末決算期においては十分な意見交換を行っております。特に、内部監査担当と監査役は日常的な連携を重視し、適宜互いの監査内容の報告をするなど積極的な連携に努めております。

③　社外取締役及び社外監査役

本書提出日現在において、当社の社外取締役は２名であり、社外監査役は３名であります。

社外取締役については、多様かつ客観的な視点を持ち、経営判断の妥当性の監督を期待しております。経営者としての豊富な経験と経営に関する高い意見を有している者を選任することで、当社経営の透明性確保とコーポレート・ガバナンス体制の強化が図られていると判断しております。

社外取締役の古川征且は、当社新株予約権５個（1,000株）、和田信雄は、当社新株予約権10個（2,000株）を保有しておりますが、それ以外に当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役については、その高い独立性を有する立場から経営の監視機能を発揮すると考えており、監査役のすべてを社外監査役とすることで、監査役会による監視体制が有効に機能していると判断しております。

社外監査役の浅見靖則は、新株予約権12個（2,400株）を保有しておりますが、それ以外に当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の太田諭哉は、公認会計士として高い専門性をもつほか、財務及び会計、及び企業経営に関する知見と経験を有しております。なお、当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の三浦謙吾は、当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものはありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

④　リスク管理体制の整備の状況

当社は、取締役会及びセキュリティ委員会を中心に、適宜リスクを検討し、早期発見と未然防止を図っております。また、各部門もリスクを意識しながら日常の業務の遂行に努めております。内部監査や監査役監査においてもリスクの可能性を監査記録に残し、適宜改善勧告を行っております。弁護士や税理士など、社外協力者にも必要に応じて助言、指導を受ける体制を整えております。また企業価値向上のためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識に立ち、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、これに従い全役職員が法令等を遵守した行動、高い倫理観を持った行動をとることを周知徹底しております。

なお、当社のお客様の重要な情報をお預かりするというサービスの性質上、社会からの信頼を得ることの重要性を認識し、プライバシーマークに取得による個人情報管理体制とともに国際規格ISO/IEC 27001/日本工業規格JIS Q 27001に基づく社内機密情報のセキュリティマネジメントシステムを確立して６年以上経過しています。

取締役コーポレートビジネスユニット長を情報セキュリティ管理責任者および個人情報保護管理者とし、各部長を部門情報管理者とした管理体制を運営するとともに、毎年これら情報管理についての全社研修を実施して参りました。

⑤　役員報酬の内容

イ　役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役（社外取締役を除く。）	29,299	29,299	－	－	－	5
監査役（社外監査役を除く。）	－	－	－	－	－	－
社外取締役	－	－	－	－	－	2
社外監査役	5,250	5,250	－	－	－	3

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．上記には、当事業年度に退任した取締役を含めております。

ロ　使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

ハ　役員報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内において、各役員の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案し、取締役会にて決定しております。

監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内において、各役員の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案し、監査役の協議により決定しております。

ニ　提出会社の役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が１億円以上である役員が存在しないため、記載しておりません。

⑥　取締役の定数

当社の取締役は９名以内とする旨を定款で定めております。

⑦　役員の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務の遂行に当たり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第１項の規定により、同法第423条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

⑧　責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

これに基づき、当社は、社外取締役及び社外監査役との間に、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

⑨　取締役の選任の決議要件

当社は、株主総会における取締役の選任決議について、議決権を行使することのできる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑩　株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、株主総会の円滑な運営の為、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪　中間配当

当社は、会社法第454条第５項の規定により、取締役会の決議によって毎年3月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑫　自己株式の取得

当社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

（２）【監査報酬の内容等】

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
4,000	－	4,400	－

②【その他重要な報酬の内容】

（最近事業年度の前事業年度）

該当事項はありません。

（最近事業年度）

該当事項はありません。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（最近事業年度の前事業年度）

該当事項はありません。

（最近事業年度）

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査法人から提示を受けた監査報酬見積額に対してその監査業務の内容等について説明を受け、両者協議の上、監査役会の同意を得て決定することとしております。

第５【経理の状況】

１　財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

２　監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、前事業年度（平成26年10月１日から平成27年９月30日まで）及び当事業年度（平成27年10月１日から平成28年９月30日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第３四半期会計期間（平成29年４月１日から平成29年６月30日まで）及び第３四半期累計期間（平成28年10月１日から平成29年６月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

３　連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

４　財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の改正に的確に対応することができる体制を整備するため、会計専門誌の購読及び各種セミナーに参加しております。

1 【財務諸表等】

（1）【財務諸表】

①【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （平成27年９月30日）	当事業年度 （平成28年９月30日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	129,356	127,415
受取手形	7,142	998
売掛金	※1 58,786	※1 79,783
仕掛品	174	491
前渡金	1,470	650
前払費用	10,016	12,819
その他	416	1,668
貸倒引当金	△1,090	△596
流動資産合計	206,273	223,229
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※2 15,700	※2 13,226
工具、器具及び備品（純額）	※2 2,427	※2 1,474
リース資産（純額）	※2 7,639	※2 9,021
有形固定資産合計	25,767	23,722
無形固定資産		
のれん	―	49,000
ソフトウエア	178,282	74,927
無形固定資産合計	178,282	123,927
投資その他の資産		
差入保証金	14,458	14,460
長期前払費用	513	661
その他	15,873	13,380
投資その他の資産合計	30,845	28,503
固定資産合計	234,896	176,153
資産合計	441,169	399,383

（単位：千円）

	前事業年度 （平成27年９月30日）	当事業年度 （平成28年９月30日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	7,785	5,556
1年内返済予定の長期借入金	18,535	18,684
リース債務	2,291	3,061
未払金	6,851	22,684
未払費用	5,706	3,340
未払法人税等	1,880	1,706
未払消費税等	10,497	2,484
前受金	6,376	6,264
賞与引当金	9,615	10,823
その他	2,238	2,200
流動負債合計	71,779	76,807
固定負債		
長期借入金	13,964	67,520
リース債務	5,729	6,517
資産除去債務	8,730	8,803
固定負債合計	28,424	82,840
負債合計	100,203	159,648
純資産の部		
株主資本		
資本金	376,820	376,820
資本剰余金		
資本準備金	366,920	366,920
資本剰余金合計	366,920	366,920
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△402,916	△504,147
利益剰余金合計	△402,916	△504,147
株主資本合計	340,823	239,592
新株予約権	141	141
純資産合計	340,965	239,734
負債純資産合計	441,169	399,383

【四半期貸借対照表】

（単位：千円）

	当第３四半期会計期間 （平成29年６月30日）
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	246,085
受取手形及び売掛金	77,376
仕掛品	314
前渡金	250
前払費用	14,175
その他	267
貸倒引当金	△613
流動資産合計	337,855
固定資産	
有形固定資産	19,571
無形固定資産	
のれん	40,750
ソフトウエア	79,057
その他	10,811
無形固定資産合計	130,618
投資その他の資産	29,792
固定資産合計	179,982
資産合計	517,838

（単位：千円）

	当第３四半期会計期間 （平成29年６月30日）
負債の部	
流動負債	
買掛金	6,813
1年内返済予定の長期借入金	18,684
リース債務	3,061
未払金	20,424
未払費用	2,832
未払法人税等	17,810
前受金	15,998
賞与引当金	7,747
その他	18,492
流動負債合計	111,863
固定負債	
長期借入金	53,507
リース債務	4,285
資産除去債務	8,858
固定負債合計	66,650
負債合計	178,514
純資産の部	
株主資本	
資本金	376,820
資本剰余金	366,920
利益剰余金	△404,416
株主資本合計	339,323
純資産合計	339,323
負債純資産合計	517,838

②【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）	当事業年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）
売上高	※1 528,714	※1 588,542
売上原価	248,678	270,255
売上総利益	280,035	318,287
販売費及び一般管理費	※2 255,721	※2 328,372
営業利益又は営業損失（△）	24,314	△10,085
営業外収益		
受取利息	21	12
為替差益	1,390	－
還付加算金	－	57
その他	0	90
営業外収益合計	1,413	160
営業外費用		
支払利息	1,085	1,866
為替差損	－	2,493
その他	153	78
営業外費用合計	1,239	4,437
経常利益又は経常損失（△）	24,488	△14,362
特別損失		
減損損失	－	※3 86,579
特別損失合計	－	86,579
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	24,488	△100,941
法人税、住民税及び事業税	1,956	290
法人税等合計	1,956	290
当期純利益又は当期純損失（△）	22,531	△101,231

【製造原価明細書】

		前事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）		当事業年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）	
区分	注記番号	金額（千円）	構成比（%）	金額（千円）	構成比（%）
Ⅰ　労務費		109,615	34.4	120,183	36.4
Ⅱ　経費	※１	208,904	65.6	209,562	63.6
当期総製造費用		318,519	100.0	329,746	100.0
期首仕掛品たな卸高		546		174	
合計		319,066		329,921	
期末仕掛品たな卸高		174		491	
他勘定振替高	※２	70,212		59,174	
当期製品製造原価		248,678		270,255	

（注）※１　主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）	当事業年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）
外注費（千円）	83,276	77,871
減価償却費（千円）	75,977	77,102
ＷＥＢ関連費用（千円）	34,446	40,433

※２　他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）	当事業年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）
ソフトウエア（千円）	60,753	49,870
その他（千円）	9,458	9,303
計（千円）	70,212	59,174

（原価計算の方法）

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【四半期損益計算書】

【第３四半期累計期間】

（単位：千円）

	当第３四半期累計期間 （自　平成28年10月１日 至　平成29年６月30日）
売上高	583,202
売上原価	188,256
売上総利益	394,946
販売費及び一般管理費	280,886
営業利益	114,059
営業外収益	
受取利息	0
為替差益	1,439
その他	153
営業外収益合計	1,593
営業外費用	
支払利息	1,493
営業外費用合計	1,493
経常利益	114,159
税引前四半期純利益	114,159
法人税、住民税及び事業税	14,427
法人税等合計	14,427
四半期純利益	99,731

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	376,820	366,920	366,920	△425,447	△425,447	318,292	－	318,292
当期変動額								
当期純利益				22,531	22,531	22,531		22,531
新株予約権の発行							141	141
当期変動額合計	－	－	－	22,531	22,531	22,531	141	22,673
当期末残高	376,820	366,920	366,920	△402,916	△402,916	340,823	141	340,965

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	376,820	366,920	366,920	△402,916	△402,916	340,823	141	340,965
当期変動額								
当期純損失（△）				△101,231	△101,231	△101,231		△101,231
当期変動額合計	－	－	－	△101,231	△101,231	△101,231	－	△101,231
当期末残高	376,820	366,920	366,920	△504,147	△504,147	239,592	141	239,734

④【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）	当事業年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	24,488	△100,941
減価償却費	77,750	78,590
減損損失	－	86,579
のれん償却額	－	6,000
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△233	△493
賞与引当金の増減額（△は減少）	△2,850	1,208
受取利息	△10	△12
支払利息	1,085	1,866
為替差損益（△は益）	△1,390	2,493
売上債権の増減額（△は増加）	△1,203	△14,853
たな卸資産の増減額（△は増加）	371	△316
仕入債務の増減額（△は減少）	2,522	△2,228
未払消費税等の増減額（△は減少）	△3,754	△8,012
その他	△3,763	14,766
小計	93,012	64,644
利息及び配当金の受取額	10	12
利息の支払額	△858	△1,665
法人税等の支払額	△3,694	△1,963
営業活動によるキャッシュ・フロー	88,470	61,026
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△866	－
無形固定資産の取得による支出	△65,076	△58,705
事業譲受による支出	－	※2 △55,000
その他	－	△676
投資活動によるキャッシュ・フロー	△65,942	△114,381
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	－	80,000
長期借入金の返済による支出	△23,652	△26,295
リース債務の返済による支出	△2,291	△2,291
新株予約権の発行による収入	141	－
財務活動によるキャッシュ・フロー	△25,802	51,413
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△3,274	△1,941
現金及び現金同等物の期首残高	132,630	129,356
現金及び現金同等物の期末残高	※1 129,356	※1 127,415

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

１．たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（平成10年４月１日以降に取得した建物附属設備を除く建物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	８年～15年
工具、器具及び備品	５年～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

４．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

５．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

１．たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	８年～15年
工具、器具及び備品	５年～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

４．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

５．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

（会計方針の変更）
前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）
該当事項はありません。

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）
（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）
法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。
なお、この変更により損益に与える影響はありません。

（未適用の会計基準等）
前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）
該当事項はありません。

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年３月28日）
１．概要
繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を５つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しを行ったもので、繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に係る会計基準」（企業会計審議会）を適用する際の指針を定めたものであります。
①　（分類１）から（分類５）に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
②　（分類２）及び（分類３）に係る分類の要件
③　（分類２）に該当する企業におけるスケージュリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
④　（分類３）に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
⑤　（分類４）に係る分類の要件を満たす企業が（分類２）又は（分類３）に該当する場合の取扱い

２．適用予定日
平成29年９月期の期首より適用予定であります。

３．当該会計基準等の適用による影響
財務諸表に与える影響はありません。

（表示方法の変更）
前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）
該当事項はありません。

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）
該当事項はありません。

（会計上の見積りの変更）
前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）
該当事項はありません。

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）
該当事項はありません。

（貸借対照表関係）

※１　関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各項目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 （平成27年９月30日）	当事業年度 （平成28年９月30日）
流動資産		
売掛金	25,977千円	25,494千円

※２　有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 （平成27年９月30日）	当事業年度 （平成28年９月30日）
建物	4,907千円	7,381千円
工具、器具及び備品	4,730 〃	5,244 〃
リース資産	3,274 〃	5,457 〃
計	12,911 〃	18,082 〃

（損益計算書関係）

※１　関係会社との取引高

	前事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）	当事業年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）
営業取引による取引高		
売上高	229,824千円	230,909千円

※２　販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度19.7%、当事業年度18.7%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度80.3%、当事業年度81.3%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）	当事業年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）
役員報酬	31,995千円	34,549千円
給料手当	97,236 〃	113,774 〃
賞与引当金繰入額	5,036 〃	3,903 〃
広告宣伝費	29,210 〃	29,841 〃
減価償却費	1,773 〃	1,487 〃
のれん償却費	－ 〃	6,000 〃
貸倒引当金繰入額	96 〃	△113 〃
研究開発費	5,136 〃	3,431 〃

なお、研究開発費は一般管理費のみであります。

※３　減損損失

前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
本社（東京都港区）	事業用資産（注）１．	ソフトウエア	56,842千円
本社（東京都港区）	事業用資産（注）２．	ソフトウエア	29,732千円
本社（東京都港区）	事業用資産（注）２．	工具、器具及び備品	4千円

当社は原則として事業用資産については、管理会計上の区分等をもとに、事業のサービス別に資産のグルーピングを行っております。ただし、資産の処分や事業の廃止に関する意思決定を行った資産及び将来の使用が見込まれない遊休資産については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度においては、旧来型携帯電話の利用率低下等に伴い、クラウドサービスにおけるソフトウエア一部機能の減損損失を計上しております。また、パソコン等の老朽化に伴い、工具、器具及び備品において減損損失を計上しております。

なお、前事業年度については、該当事項はありません。

（注）１．営業キャッシュフローが継続してマイナスとなる資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減損しております。
なお、回収可能価額の算定にあたっては、正味売却価額を零としています。

（注）２．将来使用が見込まれない、もしくは、使用頻度が低下することとなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。
なお、回収可能価額の算定にあたっては、正味売却価額を零としています。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

１　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	10,687	－	－	10,687

２　自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３　新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第１回新株予約権（注）１．	－	－	－	－	－	－
第２回新株予約権（注）１．	－	－	－	－	－	－
第３回新株予約権	普通株式	420	－	－	420	－
第４回新株予約権（注）１．	－	－	－	－	－	－
第５回新株予約権（注）１．	－	－	－	－	－	－
第６回新株予約権（注）１．	－	－	－	－	－	－
第７回新株予約権（注）２．３．	普通株式	－	200	－	200	141
合計		420	200	－	620	141

（注）１．上記の第１回～第２回及び第４回～第６回新株予約権は、ストック・オプションとして付与されたものであります。また、ストック・オプションとしての新株予約権の内容につきましては、「ストック・オプション等関係」に記載しております。

２．第７回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

３．第７回新株予約権の当事業年度増加は、新株予約権の新規発行によるものであります。

４．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

１　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	10,687	－	－	10,687

２　自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３　新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第１回新株予約権（注）１．	－	－	－	－	－	－
第２回新株予約権（注）１．	－	－	－	－	－	－
第３回新株予約権（注）３．	普通株式	420	－	420	－	－
第４回新株予約権（注）１．	－	－	－	－	－	－
第５回新株予約権（注）１．	－	－	－	－	－	－
第６回新株予約権（注）１．	－	－	－	－	－	－
第７回新株予約権（注）２．	普通株式	200	－	－	200	141
合計		620	－	420	200	141

（注）１．上記の第１回～第２回及び第４回～第６回新株予約権は、ストック・オプションとして付与されたものであります。また、ストック・オプションとしての新株予約権の内容につきましては、「ストック・オプション等関係」に記載しております。

２．第７回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

３．第３回新株予約権の当事業年度減少は、新株予約権の消却によるものであります。

４　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※１　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）	当事業年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）
現金及び預金	129,356千円	127,415千円
現金及び現金同等物	129,356千円	127,415千円

※２　事業譲受により増加した資産及び負債の主な内訳

	前事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）	当事業年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）
のれん	－千円	55,000千円
事業譲受の取得価額	－　〃	55,000　〃
差引：事業譲受による支出	－千円	55,000千円

（リース取引関係）

前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

すべてサーバ（工具、器具及び備品）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

すべてサーバ（工具、器具及び備品）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（金融商品関係）

前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

１　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等に限定し、また、資金調達については必要な資金を銀行借入により調達しております。なお、当社はデリバティブ取引を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、賃貸借契約に基づくものであり、契約先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用等は、１年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、そのうち変動金利の借入金は、金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスクの管理

当社は販売管理規程に従い、営業債権について、主要な取引先について定期的にモニタリング等を行い、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②　市場リスクの管理

当社は、資金運用を預金等に限定することにより、市場リスクを回避しております。

しかしながら、資本提携等により投資有価証券等を保有する場合には、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直してまいります。

③　流動性リスクの管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

営業債権のうち、62.8％が大口顧客３社に対するものであります。

２　金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	129,356	129,356	－
(2) 受取手形	7,142	7,142	－
(3) 売掛金　※１	57,696	57,696	－
(4) 差入保証金	14,458	13,355	△1,103
資産計	208,653	207,549	△1,103
(1) 買掛金	7,785	7,785	－
(2) 未払金	6,851	6,851	－
(3) 未払費用	5,706	5,706	－
(4) 未払法人税等	1,880	1,880	－
(5) 長期借入金　※２	32,499	32,894	395
(6) リース債務　※３	8,021	8,047	25
負債計	62,744	63,166	421

※１　売掛金は貸倒引当金を控除しております。

※２　１年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

※３　１年内返済予定のリース債務は、リース債務に含めております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価については、相手先の信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

２．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	129,356	－	－	－
受取手形	7,142	－	－	－
売掛金	57,696	－	－	－
差入保証金	－	－	－	14,458
合計	194,194	－	－	14,458

３．長期借入金、リース債務の決算日後の返済予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
長期借入金	18,535	5,544	5,544	2,876	－	－
リース債務	2,291	2,291	2,291	1,145	－	－
合計	20,826	7,835	7,835	4,021	－	－

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

１　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等に限定し、また、資金調達については必要な資金を銀行借入により調達しております。なお、当社はデリバティブ取引を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、賃貸借契約に基づくものであり、契約先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用等は、１年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、そのうち変動金利の借入金は、金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスクの管理

当社は販売管理規程に従い、営業債権について、主要な取引先について定期的にモニタリング等を行い、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②　市場リスクの管理

当社は、資金運用を預金等に限定することにより、市場リスクを回避しております。

しかしながら、資本提携等により投資有価証券等を保有する場合には、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直してまいります。

③　流動性リスクの管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

営業債権のうち、57.8%が大口顧客３社に対するものであります。

２　金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	127,415	127,415	－
(2) 受取手形	998	998	－
(3) 売掛金　※１	79,187	79,187	－
(4) 差入保証金	14,460	14,289	△171
資産計	222,061	221,890	△171
(1) 買掛金	5,556	5,556	－
(2) 未払金	22,684	22,684	－
(3) 未払費用	3,340	3,340	－
(4) 未払法人税等	1,706	1,706	－
(5) 長期借入金　※２	86,204	86,548	344
(6) リース債務　※３	9,578	9,615	36
負債計	129,071	129,452	380

※１　売掛金は貸倒引当金を控除しております。

※２　１年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

※３　１年内返済予定のリース債務は、リース債務に含めております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価については、相手先の信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

２．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	127,415	－	－	－
受取手形	998	－	－	－
売掛金	79,187	－	－	－
差入保証金	－	－	－	14,460
合計	207,600	－	－	14,460

３．長期借入金、リース債務の決算日後の返済予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
長期借入金	18,684	18,684	16,016	13,140	10,140	9,540
リース債務	3,061	3,061	1,915	769	769	－
合計	21,745	21,745	17,931	13,909	10,909	9,540

（有価証券関係）

前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（平成27年９月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成28年９月30日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は０円であるため、費用計上はしておりません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第１回新株予約権	第２回新株予約権	第４回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　　１名 当社従業員　　８名 顧問税理士　　１名	当社取締役　　１名 当社従業員　　３名	当社取締役　　６名 当社従業員　　21名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　　75,000株	普通株式　　15,000株	普通株式　　52,000株
付与日	平成20年７月１日	平成20年12月１日	平成22年５月27日
権利確定条件	「第４　提出会社の状況　１．株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「第４　提出会社の状況　１．株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「第４　提出会社の状況　１．株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自　平成23年７月１日 至　平成30年６月30日	自　平成23年７月１日 至　平成30年６月30日	自　平成24年５月１日 至　平成32年４月30日

	第５回新株予約権	第６回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　　５名 当社従業員　　32名	当社取締役　　２名 当社監査役　　１名 当社従業員　　27名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　　87,000株	普通株式　　14,400株
付与日	平成26年９月22日	平成27年６月24日
権利確定条件	「第４　提出会社の状況　１．株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「第４　提出会社の状況　１．株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自　平成28年８月７日 至　平成36年８月６日	自　平成28年８月７日 至　平成36年８月６日

（注）　平成29年10月5日付株式分割（１株につき200株）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成27年９月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第１回新株予約権	第２回新株予約権	第４回新株予約権	第５回新株予約権	第６回新株予約権
権利確定前　　（株）					
前事業年度末	－	－	－	87,000	－
付与	－	－	－	－	22,400
失効	－	－	－	1,600	－
権利確定	－	－	－	－	－
未確定残	－	－	－	85,400	22,400
権利確定後　　（株）					
前事業年度末	10,000	12,000	33,000	－	－
権利確定	－	－	－	－	－
権利行使	－	－	－	－	－
失効	－	－	1,000	－	－
未行使残	10,000	12,000	32,000	－	－

（注）　平成29年10月5日付株式分割（１株につき200株）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第１回新株予約権	第２回新株予約権	第４回新株予約権	第５回新株予約権	第６回新株予約権
権利行使価格　　（円）	300	300	300	600	600
行使時平均株価　（円）	－	－	－	－	－
付与日における公正な評価単価　（円）	－	－	－	－	－

（注）　平成29年10月5日付株式分割（１株につき200株）による分割後の価格に換算して記載しております。

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、ＤＣＦ法によっております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額　　－千円

(2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額　－千円

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は０円であるため、費用計上はしておりません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第１回新株予約権	第２回新株予約権	第４回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　１名 当社従業員　８名 顧問税理士　１名	当社取締役　１名 当社従業員　３名	当社取締役　６名 当社従業員　21名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　75,000株	普通株式　15,000株	普通株式　52,000株
付与日	平成20年７月１日	平成20年12月１日	平成22年５月27日
権利確定条件	「第４　提出会社の状況　１．株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「第４　提出会社の状況　１．株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「第４　提出会社の状況　１．株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自　平成23年７月１日 至　平成30年６月30日	自　平成23年７月１日 至　平成30年６月30日	自　平成24年５月１日 至　平成32年４月30日

	第５回新株予約権	第６回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　５名 当社従業員　32名	当社取締役　２名 当社監査役　１名 当社従業員　27名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　87,000株	普通株式　14,400株
付与日	平成26年９月22日	平成27年６月24日
権利確定条件	「第４　提出会社の状況　１．株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「第４　提出会社の状況　１．株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自　平成28年８月７日 至　平成36年８月６日	自　平成28年８月７日 至　平成36年８月６日

（注）　平成29年10月5日付株式分割（１株につき200株）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成28年９月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第１回新株予約権	第２回新株予約権	第４回新株予約権	第５回新株予約権	第６回新株予約権
権利確定前　　（株）					
前事業年度末	－	－	－	85,400	22,400
付与	－	－	－	－	－
失効	－	－	－	5,200	1,600
権利確定	－	－	－	80,200	20,800
未確定残	－	－	－	－	－
権利確定後　　（株）					
前事業年度末	10,000	12,000	32,000	－	－
権利確定	－	－	－	80,200	20,800
権利行使	－	－	－	－	－
失効	－	10,000	6,000	14,000	3,200
未行使残	10,000	2,000	26,000	66,200	17,600

（注）　平成29年10月5日付株式分割（１株につき200株）による分割後の価格に換算して記載しております。

② 単価情報

	第１回新株予約権	第２回新株予約権	第４回新株予約権	第５回新株予約権	第６回新株予約権
権利行使価格　　（円）	300	300	300	600	600
行使時平均株価　（円）	－	－	－	－	－
付与日における公正な評価単価　（円）	－	－	－	－	－

（注）　平成29年10月5日付株式分割（１株につき200株）による分割後の株式数に換算して記載しております。

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、ＤＣＦ法によっております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額　　－千円

(2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額　－千円

（税効果会計関係）

前事業年度（平成27年９月30日）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 （平成27年９月30日）
繰延税金資産	
未払事業税	347千円
貸倒引当金	360 〃
賞与	3,178 〃
減価償却超過額	527 〃
資産除去債務	2,886 〃
繰越欠損金	175,183 〃
繰延税金資産小計	182,484 〃
評価性引当額	△180,290 〃
繰延税金資産合計	2,193 〃
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△2,193 〃
繰延税金負債合計	△2,193 〃
繰延税金資産の純額	－ 〃

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 （平成27年９月30日）
法定実効税率	35.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.7%
住民税均等割	1.2%
評価性引当額の増減	△87.6%
税率変更による影響	56.3%
その他	△0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.0%

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に国会で成立し、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従前の35.6%から平成27年10月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.1%に、平成28年10月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、32.3%となります。

この変更による影響は軽微であります。

当事業年度（平成28年９月30日）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 （平成28年９月30日）
繰延税金資産	
未払事業税	481千円
貸倒引当金	184 〃
賞与	3,340 〃
減価償却超過額	694 〃
資産除去債務	2,695 〃
繰越欠損金	192,038 〃
繰延税金資産小計	199,434 〃
評価性引当額	△197,715 〃
繰延税金資産合計	1,718 〃
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△1,718 〃
繰延税金負債合計	△1,718 〃
繰延税金資産の純額	－ 〃

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 （平成28年９月30日）
法定実効税率 （調整）	△33.1%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0%
住民税均等割	0.3%
評価性引当額の増減	21.5%
税率変更による影響	10.4%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.3%

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.3%から平成28年10月１日に開始する事業年度及び平成29年10月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、平成30年10月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となります。

この変更による影響は軽微であります。

（持分法損益等）

前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

取得による企業結合

＜ジェイズ・コミュニケーション株式会社＞

１．企業結合の概要

(1) 相手先企業の名称及び取得した事業の内容

相手先企業の名称　　ジェイズ・コミュニケーション株式会社

取得した事業の内容　　クラウドサービス販売事業

(2) 企業結合を行った理由

当社のクラウドサービスを販売委託しておりましたが、事業譲受することで、販売体制を構築すること及び顧客のニーズをよりタイムリーにシステム開発につなげていくことができると判断したためです。

(3) 企業結合日

平成28年１月31日

(4) 企業結合の法的形式

事業譲受

(5) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として事業を譲り受けたこと。

２．財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

平成28年１月31日から平成28年９月30日まで

３．取得した事業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	15,000千円
取得原価		15,000千円

４．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

15,000千円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

５年間で均等償却

５．企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

受け入れた資産及び引き受けた負債はありません。

６．企業結合が当事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当事業年度に係る損益計算書に及ぼす影響の概算額

当該企業結合が、被取得企業の一部であり、概算額の算出が困難であるため記載しておりません。

＜スターティア株式会社＞

１．企業結合の概要

(1) 相手先企業の名称及び取得した事業の内容

相手先企業の名称　　スターティア株式会社

取得した事業の内容　　クラウドサービス販売事業

(2) 企業結合を行った理由

当社のクラウドサービスをＯＥＭ提供しておりましたが、事業譲受することで、販売体制を構築すること及び顧客のニーズをよりタイムリーにシステム開発につなげていくことができると判断したためです。

(3) 企業結合日

平成28年３月31日

(4) 企業結合の法的形式

事業譲受

(5) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として事業を譲り受けたこと。

２．財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

平成28年３月31日から平成28年９月30日まで

３．取得した事業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	40,000千円
取得原価		40,000千円

４．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

40,000千円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

５年間で均等償却

５．企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

受け入れた資産及び引き受けた負債はありません。

６．企業結合が当事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当事業年度に係る損益計算書に及ぼす影響の概算額

当該企業結合が、被取得企業の一部であり、概算額の算出が困難であるため記載しておりません。

（資産除去債務関係）

前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ　当該資産除去債務の概要

オフィス等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から13年と見積もり、割引率は当該使用見込期間に応じて算定し、資産除去債務の金額を計算しております。

ハ　当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）
期首残高	8,658千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－
時の経過による調整額	72
資産除去債務に履行による減少額	－
期末残高	8,730

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ　当該資産除去債務の概要

オフィス等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から13年と見積もり、割引率は当該使用見込期間に応じて算定し、資産除去債務の金額を計算しております。

ハ　当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）
期首残高	8,730千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－
時の経過による調整額	72
資産除去債務に履行による減少額	－
期末残高	8,803

（賃貸等不動産関係）

前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

当社は、法人向けクラウドサービス／ソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

当社は、法人向けクラウドサービス／ソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

当社は、法人向けクラウドサービス／ソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に存在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
ＫＤＤＩ株式会社	229,824
株式会社電通	52,947

（注）　当社は、法人向けクラウドサービス／ソリューション事業の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

当社は、法人向けクラウドサービス／ソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に存在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
ＫＤＤＩ株式会社	230,909
株式会社電通アイソバー	80,917

（注）　当社は、法人向けクラウドサービス／ソリューション事業の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】
前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）
該当事項はありません。

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）
当社は、法人向けクラウドサービス/ソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）
該当事項はありません。

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）
当社は、法人向けクラウドサービス/ソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）
該当事項はありません。

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（法人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主	ＫＤＤＩ㈱	東京都新宿区	141,852,000	電気通信事業	（被所有）直接 16.4	当社サービスの販売役員の兼任	当社サービスの販売	229,824	売掛金	25,977

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

２．当社サービスの販売は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

（イ）財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及び主要株主	稲葉　雄一	－	－	当社代表取締役社長	（被所有）直接 32.2	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証	32,499	－	－

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

２．当社は、銀行借入にあたり代表取締役社長の稲葉雄一より債務保証を受けております。なお、債務保証の取引額は、長期借入金残高を記載しております。また、保証料の支払いは行っておりません。

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（法人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主	ＫＤＤＩ㈱	東京都新宿区	141,852,000	電気通信事業	（被所有）直接 16.4	当社サービスの販売役員の兼任	当社サービスの販売	230,909	売掛金	25,494

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

２．当社サービスの販売は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

（イ）財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及び主要株主	稲葉　雄一	－	－	当社代表取締役社長	（被所有）直接 32.2	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証	86,204	－	－

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

２．当社は、銀行借入にあたり代表取締役社長の稲葉雄一より債務保証を受けております。なお、債務保証の取引額は、長期借入金残高を記載しております。また、保証料の支払いは行っておりません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）	当事業年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）
１株当たり純資産額	159.46円	112.10円
１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額（△）	10.54円	△47.36円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

２．当社は、平成29年９月15日開催の取締役会決議に基づき、平成29年10月５日付で普通株式１株につき200株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額（△）を算定しております。

３．１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額（△）の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）	当事業年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）
１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額（△）		
当期純利益金額又は当期純損失金額（△）（千円）	22,531	△101,231
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益金額又は当期純損失金額（△）（千円）	22,531	△101,231
普通株式の期中平均株式数（株）	2,137,400	2,137,400
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	－	－

４．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 （平成27年９月30日）	当事業年度 （平成28年９月30日）
純資産の部の合計額（千円）	340,965	239,734
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	141	141
（うち新株予約権）（千円）	(141)	(141)
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	340,823	239,592
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	2,137,400	2,137,400

（重要な後発事象）

前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

（ストック・オプションの発行（新株予約権））

当社は、平成29年４月28日開催の臨時株主総会及び平成29年５月17日開催の取締役会決議に基づき、当社役員及び従業員並びに外部協力者に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行いたしました。

内容につきましては、「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況（２）新株予約権の状況」に記載しております。

（株式分割及び単元株制度の採用）

当社は、平成29年９月15日開催の取締役会決議により、平成29年10月５日付で普通株式１株につき200株の株式分割を行っております。また、平成29年10月４日開催の臨時株主総会決議により、平成29年10月５日付で単元株制度を採用しております。

１．株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位集約に向けた行動計画」を考慮し、１単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

２．株式分割の概要

（１）分割方法

平成29年10月４日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式１株につき200株の割合をもって分割しております。

（２）分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数　10,687株

今回の分割により増加する株式数　2,126,713株

株式分割後の発行済株式総数　2,137,400株

株式分割後の発行可能株式総数　8,549,600株

（３）株式分割の効力発生日

平成29年10月５日

（４）１株当たり情報に与える影響

「１株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

３．単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（会計上の見積りの変更）

該当事項はありません。

（四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

該当事項はありません。

（追加情報）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年３月28日）を第１四半期会計期間から適用しております。

（四半期貸借対照表関係）

該当事項はありません。

（四半期損益計算書関係）

該当事項はありません。

（四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

当第３四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第３四半期累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	当第３四半期累計期間 （自　平成28年10月１日 至　平成29年６月30日）
減価償却費	26,042千円
のれんの償却額	8,249千円

（株主資本等関係）

当第３四半期累計期間（自　平成28年10月１日　至　平成29年６月30日）

１．配当金支払額

該当事項はありません。

２．基準日が当第３四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第３四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３．株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当第３四半期累計期間（自　平成28年10月１日　至　平成29年６月30日）

当社は、法人向けクラウドサービス/ソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第３四半期累計期間 （自　平成28年10月１日 至　平成29年６月30日）
１株当たり四半期純利益金額	46円66銭
（算定上の基礎）	
四半期純利益金額（千円）	99,731
普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式に係る四半期純利益金額（千円）	99,731
普通株式の期中平均株式数（株）	2,137,400
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	－

（注）１．潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

２．当社は、平成29年９月15日開催の取締役会決議に基づき、平成29年10月５日付で普通株式１株につき200株の株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して、普通株式１株当たり四半期純利益金額を算定しております。

（重要な後発事象）

（株式分割及び単元株制度の採用）

当社は、平成29年９月15日開催の取締役会決議により、平成29年10月５日付で普通株式１株につき200株の株式分割を行っております。また、平成29年10月４日開催の臨時株主総会決議により、平成29年10月５日付で単元株制度を採用しております。

１．株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位集約に向けた行動計画」を考慮し、１単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

２．株式分割の概要

（１）分割方法

平成29年10月４日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式１株につき200株の割合をもって分割しております。

（２）分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数　10,687株

今回の分割により増加する株式数　2,126,713株

株式分割後の発行済株式総数　2,137,400株

株式分割後の発行可能株式総数　8,549,600株

（３）株式分割の効力発生日

平成29年10月５日

（４）１株当たり情報に与える影響

「１株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

３．単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産							
建物	20,607	－	－	20,607	7,381	2,473	13,226
工具、器具及び備品	7,157	－	438 (4)	6,719	5,244	948	1,474
リース資産	10,914	3,564	－	14,478	5,457	2,182	9,021
有形固定資産計	38,678	3,564	438 (4)	41,804	18,082	5,604	23,722
無形固定資産							
のれん	－	55,000	－	55,000	6,000	6,000	49,000
ソフトウエア	438,841	56,205	239,579 (86,574)	255,467	180,539	72,985	74,927
無形固定資産計	438,841	111,205	239,579 (86,574)	310,467	186,539	78,985	123,927
長期前払費用	513	673	526	661	－	－	661

（注）１．当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

リース資産	データベースサーバ増設	3,564千円
のれん	事業譲渡契約に対する対価	55,000千円
ソフトウエア	ソフトウエアの開発	56,205千円

２．当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

なお、当期減少額のうち（）内は内書きで減損損失の計上額であります。

ソフトウエア	ソフトウエアの減損損失	86,574千円
長期前払費用	前払費用への振替	526千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期末残高（千円）	平均利率（%）	返済期限
１年以内に返済予定の長期借入金	18,535	18,684	2.06	－
１年以内に返済予定のリース債務	2,291	3,061	－	－
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く）	13,964	67,520	1.98	平成29年10月～平成35年１月
リース債務（１年以内に返済予定のものを除く）	5,729	6,517	－	平成29年10月～平成33年９月
合計	40,520	95,782	－	－

（注）１．「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
２．リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各事業年度に配分している為、記載しておりません。
３．長期借入金及びリース債務（１年以内に返済予定のものを除く）の貸借対照表日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額

区分	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）
長期借入金	18,684	16,016	13,140	10,140
リース債務	3,061	1,915	769	769

【引当金明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（目的使用）（千円）	当期減少額（その他）（千円）	当期末残高（千円）
貸倒引当金	1,090	596	380	709	596
賞与引当金	9,615	10,823	7,290	2,325	10,823

（注）１．貸倒引当金の「当期減少額（その他）」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。
２．賞与引当金の「当期減少額（その他）」欄の金額は、期首の賞与引当金と実際支給額との差額の戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第８条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

（２）【主な資産及び負債の内容】

①　現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	39
預金 普通預金	127,375
計	127,375
合計	127,415

②　受取手形

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
㈱電通ワンダーマン	998
合計	998

期日別内訳

期日	金額（千円）
平成28年10月	998
合計	998

③　売掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
ＫＤＤＩ㈱	25,494
電通アイソバー㈱	16,062
ＫＤＤＩまとめてオフィス㈱	4,635
㈱電通	4,298
㈱富士通マーケティング	1,301
その他	27,991
合計	79,783

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高（千円） (A)	当期発生高（千円） (B)	当期回収高（千円） (C)	当期末残高（千円） (D)	回収率（%） $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間（日） $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{366}}$
58,786	644,205	623,208	79,783	88.7	39

（注）　消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

④　仕掛品

品名	金額（千円）
ＷＥＢマーケティング支援未完了分	491
合計	491

⑤　買掛金

相手先	金額（千円）
ユーエム・サクシード㈱	1,579
ウイングアーク１ｓｔ㈱	1,138
Ｒｅｐｒｏ㈱	693
レゴリス㈱	566
ニフティ㈱	504
その他	1,074
合計	5,556

⑥　未払金

相手先	金額（千円）
ＫＤＤＩまとめてオフィス㈱	1,698
㈱ＬＩＧ	1,080
㈱アール・アンド・エーシー	979
従業員立替経費	710
スターティア㈱	548
その他	17,666
合計	22,684

（３）【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

平成29年11月13日開催の取締役会において承認された第11期事業年度（平成28年10月1日から平成29年9月30日まで）の財務諸表は次のとおりであります。

なお、この財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領しておりません。

①　財務諸表

イ　貸借対照表

（単位：千円）

	当事業年度 （平成29年９月30日）
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	233,224
受取手形	323
売掛金	87,072
仕掛品	393
前渡金	762
前払費用	16,981
繰延税金資産	18,692
その他	317
貸倒引当金	△402
流動資産合計	357,364
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	11,168
工具、器具及び備品（純額）	914
リース資産（純額）	6,125
有形固定資産合計	18,207
無形固定資産	
のれん	38,000
ソフトウエア	84,050
その他	10,673
無形固定資産合計	132,723
投資その他の資産	
差入保証金	14,378
その他	14,916
投資その他の資産合計	29,295
固定資産合計	180,226
資産合計	537,591

（単位：千円）

	当事業年度 （平成29年９月30日）
負債の部	
流動負債	
買掛金	10,416
1年内返済予定の長期借入金	6,000
リース債務	3,061
未払金	20,563
未払費用	3,069
未払法人税等	24,803
未払消費税等	21,524
前受金	16,595
賞与引当金	11,412
その他	5,461
流動負債合計	122,908
固定負債	
長期借入金	15,000
リース債務	3,519
資産除去債務	8,877
固定負債合計	27,396
負債合計	150,305
純資産の部	
株主資本	
資本金	376,820
資本剰余金	
資本準備金	366,920
資本剰余金合計	366,920
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	△356,453
利益剰余金合計	△356,453
株主資本合計	387,286
純資産合計	387,286
負債純資産合計	537,591

ロ　損益計算書

（単位：千円）

	当事業年度 （自　平成28年10月１日 至　平成29年９月30日）
売上高	790,671
売上原価	255,493
売上総利益	535,178
販売費及び一般管理費	379,867
営業利益	155,311
営業外収益	
受取利息	1
為替差益	1,536
その他	153
営業外収益合計	1,691
営業外費用	
支払利息	3,880
その他	2,168
営業外費用合計	6,048
経常利益	150,954
特別損失	
固定資産除却損	2,201
特別損失合計	2,201
税引前当期純利益	148,752
法人税、住民税及び事業税	19,751
法人税等調整額	△18,692
法人税等合計	1,058
当期純利益	147,693

ハ　株主資本等変動計算書

当事業年度（自　平成28年10月１日　至　平成29年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	376,820	366,920	366,920	△504,147	△504,147	239,592	141	239,734
当期変動額								
当期純利益				147,693	147,693	147,693		147,693
新株予約権の消却							△141	△141
当期変動額合計	－	－	－	147,693	147,693	147,693	△141	147,552
当期末残高	376,820	366,920	366,920	△356,453	△356,453	387,286	－	387,286

二　キャッシュ・フロー計算書

（単位：千円）

	当事業年度 （自　平成28年10月１日 至　平成29年９月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	148,752
減価償却費	38,887
固定資産除却損	2,201
のれん償却額	11,000
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△193
賞与引当金の増減額（△は減少）	588
受取利息	△1
支払利息	3,880
為替差益（△は益）	△1,536
売上債権の増減額（△は増加）	△6,613
たな卸資産の増減額（△は増加）	98
仕入債務の増減額（△は減少）	2,461
未払消費税等の増減額（△は減少）	19,040
その他	14,430
小計	232,995
利息及び配当金の受取額	1
利息の支払額	△3,656
法人税等の支払額	△2,987
法人税等の還付額	1,188
営業活動によるキャッシュ・フロー	227,541
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△1,591
無形固定資産の取得による支出	△52,022
その他	82
投資活動によるキャッシュ・フロー	△53,530
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△65,204
リース債務の返済による支出	△2,997
財務活動によるキャッシュ・フロー	△68,201
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	105,809
現金及び現金同等物の期首残高	127,415
現金及び現金同等物の期末残高	233,224

第６【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月１日から翌年９月30日まで
定時株主総会	毎年12月
基準日	毎年９月30日
株券の種類	―
剰余金の配当の基準日	毎年９月30日、毎年３月31日
１単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）１	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社　全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	―
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社　全国各支店　（注）１
買取手数料	無料（注）２
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。 https://ksj.co.jp/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）１．当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第１項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

２．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

３．当社の株主は、その所有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

(1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第７【提出会社の参考情報】

１【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

２【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第１【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数（株）	価格（単価）（円）	移動理由
平成28年11月29日	NIFSMBC-V2006S3投資事業有限責任組合 無限責任組合員SMBCベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長 石橋　達史	東京都中央区八重洲一丁目３番４号	特別利害関係者等（大株主上位10名）	飯岡　晃樹	東京都目黒区	特別利害関係者等（当社取締役）	450	5,400,000 (12,000) （注）４	所有者の事情による
平成28年11月29日	NIFSMBC-V2006S1投資事業有限責任組合 無限責任組合員大和企業投資株式会社 代表取締役社長 川崎　健一	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号	特別利害関係者等（大株主上位10名）	スターティア株式会社 代表取締役 本郷　秀之	東京都新宿区西新宿二丁目３番１号	特別利害関係者等（大株主上位10名）	300	3,600,000 (12,000) （注）４	所有者の事情による

（注）１．当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して２年前の日（平成26年10月１日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第１項第２号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Ｉの部）」に記載するものとするとされております。

２．当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から５年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

３．特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下、「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第８項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社

４．移動価格は、株主間契約に定める譲渡価格であります。

５．平成29年10月４日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成29年10月５日付で普通株式１株につき200株の株式分割を行っておりますが、当該分割により前の株式等の移動に係る「移動株数」及び「価格（単価）」については、株式分割前の数値で記載しております。

第２【第三者割当等の概況】

１【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	平成27年６月24日	平成27年６月30日	平成29年５月17日
種類	第６回新株予約権 （ストックオプション）	第７回新株予約権	第８回新株予約権 （ストックオプション）
発行数	普通株式　72株 （注）２．	普通株式　200株 （注）３．	普通株式　323株 （注）４．
発行価格	120,000円 （注）５．	120,000円 （注）６．	130,000円 （注）５．
資本組入額	60,000円	60,000円	65,000円
発行価額の総額	8,640,000円	24,000,000円	41,990,000円
資本組入額の総額	4,320,000円	12,000,000円	20,995,000円
発行方法	平成26年８月６日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条に基づく新株予約権（ストックオプション）の付与に関する決議を行っております。	平成27年６月24日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。	平成29年４月28日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条に基づく新株予約権（ストックオプション）の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	－	－	（注）７．８．

（注）１．第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則等並びにその期間は、以下のとおりであります。

（１）同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して１年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権（会社法第238条第１項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。）の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

（２）同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して１年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

（３）新規上場申請者が、前２項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。

（４）当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、平成28年９月30日であります。

２．退職等により従業員12名40株分の権利が喪失しております。

３．権利確定条件の未達により当社株主１名200株分の権利が喪失しております。また、本新株予約権は、スターティア株式会社と締結した新株予約権割当契約について、当該新株予約権行使条件を満たさず、スターティア株式会社はその行使権利を喪失したため、平成29年３月21日開催の取締役会の決議により、同日付で消却しております。

４．退職等により従業員4名19株分の権利が喪失しております。

５．株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、ＤＣＦ法（ディスカウンテッド・キャッシュフロー法）により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

６．安定株主及び取引先との関係強化を目的としたもので、発行価格は、ＤＣＦ法（ディスカウンテッド・キャッシュフロー法）により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

７．同取引所の定める同施行規則第257条第１項第１号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、割当てを受けた新株予約権（以下「割当新株予約権」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場

日以後６ヶ月間を経過する日（当該日において割当新株予約権の割当日以後１年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後１年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。

８．同取引所の定める同施行規則第259条第１項第１号の規定に基づき、当社は、役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

９．新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	１株につき120,000円 （注）10.	１株につき120,000円 （注）10.	１株につき130,000円 （注）10.
行使期間	平成28年８月７日から 平成36年８月６日まで	平成28年10月１日から 平成38年９月30日まで	平成29年５月18日から 平成39年５月17日まで
行使の条件	「第二部　企業情報　第４提出会社の状況　１　株式等の状況　(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部　企業情報　第４提出会社の状況　１　株式等の状況　(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部　企業情報　第４提出会社の状況　１　株式等の状況　(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

10．当社は、平成29年10月４日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成29年10月５日付で普通株式１株につき200株の株式分割を行っておりますが、上記の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

２【取得者の概況】

平成26年８月６日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
飯岡　晃樹	東京都目黒区	会社役員	14	1,680,000 (120,000)	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社取締役）
浅見　靖則	千葉県八千代市	会社役員	9	1,080,000 (120,000)	特別利害関係者等（当社監査役）
雄川　賢一	埼玉県さいたま市中央区	会社員	5	600,000 (120,000)	当社の従業員
江戸　純哉	神奈川県川崎市中原区	会社員	5	600,000 (120,000)	当社の従業員
藤田　徳浩	東京都三鷹市	会社員	5	600,000 (120,000)	当社の従業員
森谷　尚子	東京都江戸川区	会社員	4	480,000 (120,000)	当社の従業員
梅津　龍太	東京都新宿区	会社員	4	480,000 (120,000)	当社の従業員
山﨑　裕介	東京都目黒区	会社員	4	480,000 (120,000)	当社の従業員
小原　祥寛	東京都世田谷区	会社員	3	360,000 (120,000)	当社の従業員
萩原　正彦	神奈川県横浜市西区	会社員	3	360,000 (120,000)	当社の従業員
山田　隆	神奈川県横須賀市	会社員	2	240,000 (120,000)	当社の従業員
佐藤　博之	東京都江戸川区	会社員	2	240,000 (120,000)	当社の従業員
岩崎　敦之	東京都荒川区	会社員	2	240,000 (120,000)	当社の従業員
上野　元理	東京都新宿区	会社員	2	240,000 (120,000)	当社の従業員
小髙　梓	東京都杉並区	会社員	2	240,000 (120,000)	当社の従業員
森島　佑	東京都世田谷区	会社員	2	240,000 (120,000)	当社の従業員
岡本　優	神奈川県川崎市中原区	会社員	2	240,000 (120,000)	当社の従業員
山際　真代	埼玉県川口市	会社員	2	240,000 (120,000)	当社の従業員

（注）１．退職等により権利を喪失したものについては、記載しておりません。

２．当社は、平成29年10月５日付で、普通株式１株につき200株の株式分割を行っております。
上記の「割当株数」及び「価格（単価）」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」で記載しております。

平成27年６月24日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
スターティア株式会社 代表取締役　本郷　秀之 資本金　824,315千円	東京都新宿区西新宿二丁目３番１号	ＩＴソリューション	200	24,000,000 （120,000）	特別利害関係者等 （大株主上位10名）

（注）１．本新株予約権は、スターティア株式会社と締結した新株予約権割当契約について、当該新株予約権行使条件を満たさず、スターティア株式会社はその行使権利を喪失したため、平成29年３月21日開催の取締役会の決議により、同日付で消却しております。

２．当社は、平成29年10月５日付で、普通株式１株につき200株の株式分割を行っております。
上記の「割当株数」及び「価格（単価）」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」で記載しております。

平成29年４月28日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
岡原　達也	千葉県松戸市	会社役員	30	3,900,000 (130,000)	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社取締役）
柳沢　貴志	東京都中央区	会社役員	30	3,900,000 (130,000)	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社取締役）
稲葉　雄一	東京都世田谷区	会社役員	24	3,120,000 (130,000)	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社代表取締役社長）
飯岡　晃樹	東京都目黒区	会社役員	20	2,600,000 (130,000)	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社取締役）
雄川　賢一	埼玉県さいたま市中央区	会社員	15	1,950,000 (130,000)	当社の従業員
桜井　雄司	埼玉県新座市	会社員	15	1,950,000 (130,000)	当社の従業員
藤田　徳浩	東京都三鷹市	会社員	10	1,300,000 (130,000)	当社の従業員
江戸　純哉	神奈川県川崎市中原区	会社員	10	1,300,000 (130,000)	当社の従業員
和田　信雄	東京都杉並区	会社役員	10	1,300,000 (130,000)	特別利害関係者等（当社取締役）
梅津　龍太	東京都新宿区	会社員	8	1,040,000 (130,000)	当社の従業員
山﨑　裕介	東京都目黒区	会社員	8	1,040,000 (130,000)	当社の従業員
小原　祥寛	東京都世田谷区	会社員	8	1,040,000 (130,000)	当社の従業員
萩原　正彦	神奈川県横浜市西区	会社員	8	1,040,000 (130,000)	当社の従業員
森谷　尚子	東京都江戸川区	会社員	6	780,000 (130,000)	当社の従業員
岩崎　敦之	東京都荒川区	会社員	6	780,000 (130,000)	当社の従業員
山際　真代	埼玉県川口市	会社員	6	780,000 (130,000)	当社の従業員
葛岡　あゆみ	神奈川県横浜市中区	会社員	6	780,000 (130,000)	当社の従業員
名和　恵祐	神奈川県相模原市緑区	会社員	6	780,000 (130,000)	当社の従業員
今野　貴幸	神奈川県横浜市栄区	会社員	6	780,000 (130,000)	当社の従業員
上野　元理	東京都新宿区	会社員	5	650,000 (130,000)	当社の従業員
清水　寛之	神奈川県川崎市宮前区	会社員	5	650,000 (130,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
古川　征且	東京都豊島区	会社役員	5	650,000 (130,000)	特別利害関係者等 （当社取締役）
佐藤　博之	東京都江戸川区	会社員	4	520,000 (130,000)	当社の従業員
山田　隆	神奈川県横須賀市	会社員	4	520,000 (130,000)	当社の従業員
森島　佑	東京都世田谷区	会社員	4	520,000 (130,000)	当社の従業員
岡本　優	神奈川県川崎市中原区	会社員	4	520,000 (130,000)	当社の従業員
山本　行人	東京都大田区	会社員	4	520,000 (130,000)	当社の従業員
酒井　健二	東京都練馬区	会社員	4	520,000 (130,000)	当社の従業員
舘山　雄大	千葉県船橋市	会社員	4	520,000 (130,000)	当社の従業員
山本　賢太郎	神奈川県藤沢市	会社員	4	520,000 (130,000)	当社の従業員
高橋　達也	東京都足立区	会社員	4	520,000 (130,000)	当社の従業員
百合野　健	東京都豊島区	会社員	4	520,000 (130,000)	当社の従業員
浅見　靖則	千葉県八千代市	会社役員	3	390,000 (130,000)	特別利害関係者等 （当社監査役）
本間　朱音	神奈川県川崎市高津区	会社員	3	390,000 (130,000)	当社の従業員
鈴木　康弘	千葉県市川市	会社員	3	390,000 (130,000)	当社の従業員
神野　晋太郎	東京都西東京市	会社員	3	390,000 (130,000)	当社の従業員
黒江　友里	東京都江戸川区	会社員	3	390,000 (130,000)	当社の従業員
篠井　悠	東京都豊島区	会社員	3	390,000 (130,000)	当社の従業員
福田　博文	東京都文京区	会社員	3	390,000 (130,000)	当社の従業員
塚本　彩花	東京都立川市	会社員	3	390,000 (130,000)	当社の従業員
奥　浩二郎	千葉県市川市	会社員	3	390,000 (130,000)	当社の従業員
坊薗　景治	埼玉県所沢市	会社員	3	390,000 (130,000)	当社の社外協力者
田畑　浩之	千葉県松戸市	会社員	3	390,000 (130,000)	当社の社外協力者
白倉　邦裕	東京都練馬区	会社員	3	390,000 (130,000)	当社の社外協力者

（注）１．退職等により権利を喪失したものについては、記載しておりません。
２．当社は、平成29年10月５日付で、普通株式１株につき200株の株式分割を行っております。
上記の「割当株数」及び「価格（単価）」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」で記載しております。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第３【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
稲葉　雄一　（注）１．２．	東京都世田谷区	701,800 (11,800)	30.44 (0.51)
ＫＤＤＩ株式会社　（注）２．	東京都新宿区西新宿二丁目３番２号	350,000	15.18
スターティア株式会社　（注）２．10.	東京都新宿区西新宿二丁目３番１号	226,000	9.80
ジェイズ・コミュニケーション株式会社　（注）２．	大阪府大阪市淀川区西中島五丁目５番15号	166,000	7.20
ジャフコ・スーパーＶ３共有投資事業有限責任組合　（注）２．	東京都千代田区大手町一丁目５番１号	166,000	7.20
飯岡　晃樹　（注）２．３．	東京都目黒区	116,800 (26,800)	5.07 (1.16)
岡原　達也　（注）２．３．	千葉県松戸市	113,000 (13,000)	4.90 (0.56)
柳沢　貴志　（注）２．３．	東京都中央区	113,000 (13,000)	4.90 (0.56)
稲葉　貴美子　（注）２．５．	東京都世田谷区	100,000	4.34
ＤＢＪキャピタル投資事業有限責任組合　（注）２．	東京都千代田区大手町二丁目２番１号	66,000	2.86
株式会社エイジア	東京都品川区西五反田七丁目20番９号	50,000	2.17
エクイニクス・ジャパン・エンタープライズ株式会社	東京都港区浜松町二丁目４番１号	33,400	1.45
藤田　徳浩　（注）６．	東京都三鷹市	13,000 (13,000)	0.56 (0.56)
江戸　純哉　（注）６．	神奈川県川崎市中原区	10,000 (10,000)	0.43 (0.43)
雄川　賢一　（注）６．	埼玉県さいたま市中央区	8,000 (8,000)	0.35 (0.35)
森谷　尚子　（注）６．	東京都江戸川区	7,000 (7,000)	0.30 (0.30)
梅津　龍太　（注）６．	東京都新宿区	5,400 (5,400)	0.23 (0.23)
山﨑　裕介　（注）６．	東京都目黒区	5,400 (5,400)	0.23 (0.23)
萩原　正彦　（注）６．	神奈川県横浜市西区	4,200 (4,200)	0.18 (0.18)
小原　祥寛　（注）６．	東京都世田谷区	4,200 (4,200)	0.18 (0.18)
上野　元理　（注）６．	東京都新宿区	3,400 (3,400)	0.15 (0.15)
佐藤　博之　（注）６．	東京都江戸川区	3,200 (3,200)	0.14 (0.14)
西塚　智裕　（注）７．	東京都中央区	3,000 (3,000)	0.13 (0.13)
桜井　雄司　（注）６．	埼玉県新座市	3,000 (3,000)	0.13 (0.13)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
岩崎　敦之　（注）６．	東京都荒川区	2,600 (2,600)	0.11 (0.11)
小髙　梓　（注）６．	東京都杉並区	2,400 (2,400)	0.10 (0.10)
浅見　靖則　（注）４．	千葉県八千代市	2,400 (2,400)	0.10 (0.10)
山田　隆　（注）６．	神奈川県横須賀市	2,200 (2,200)	0.10 (0.10)
清水　寛之　（注）６．	神奈川県川崎市宮前区	2,000 (2,000)	0.09 (0.09)
和田　信雄（注）３．	東京都杉並区	2,000 (2,000)	0.09 (0.09)
山際　真代　（注）６．	埼玉県川口市	1,600 (1,600)	0.07 (0.07)
森島　佑　（注）６．	東京都世田谷区	1,200 (1,200)	0.05 (0.05)
岡本　優　（注）６．	神奈川県川崎市中原区	1,200 (1,200)	0.05 (0.05)
葛岡　あゆみ　（注）６．	神奈川県横浜市中区	1,200 (1,200)	0.05 (0.05)
名和　恵祐　（注）６．	神奈川県相模原市緑区	1,200 (1,200)	0.05 (0.05)
今野　貴幸　（注）６．	神奈川県横浜市栄区	1,200 (1,200)	0.05 (0.05)
古川　征且　（注）３．	東京都豊島区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
山本　行人　（注）６．	東京都大田区	800 (800)	0.03 (0.03)
酒井　健二　（注）６．	東京都練馬区	800 (800)	0.03 (0.03)
舘山　雄大　（注）６．	千葉県船橋市	800 (800)	0.03 (0.03)
山本　賢太郎　（注）６．	神奈川県藤沢市	800 (800)	0.03 (0.03)
高橋　達也　（注）６．	東京都足立区	800 (800)	0.03 (0.03)
百合野　健　（注）６．	東京都豊島区	800 (800)	0.03 (0.03)
本間　朱音　（注）６．	神奈川県川崎市高津区	600 (600)	0.03 (0.03)
鈴木　康弘　（注）６．	千葉県市川市	600 (600)	0.03 (0.03)
神野　晋太郎　（注）６．	東京都西東京市	600 (600)	0.03 (0.03)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
黒江　友里　（注）６．	東京都江戸川区	600 (600)	0.03 (0.03)
篠井　悠　（注）６．	東京都豊島区	600 (600)	0.03 (0.03)
福田　博文　（注）６．	東京都文京区	600 (600)	0.03 (0.03)
塚本　彩花　（注）６．	東京都立川市	600 (600)	0.03 (0.03)
奥　浩二郎　（注）６．	千葉県市川市	600 (600)	0.03 (0.03)
坊薗　景治　（注）７．	埼玉県所沢市	600 (600)	0.03 (0.03)
田畑　浩之　（注）７．	千葉県松戸市	600 (600)	0.03 (0.03)
白倉　邦裕　（注）７．	東京都練馬区	600 (600)	0.03 (0.03)
計	－	2,305,400 (168,000)	100.00 (7.29)

（注）１．特別利害関係者等（当社代表取締役社長）
２．特別利害関係者等（大株主上位10名）
３．特別利害関係者等（当社取締役）
４．特別利害関係者等（当社監査役）
５．特別利害関係者等（当社代表取締役の配偶者）
６．当社従業員
７．当社社外協力者
８．（　）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
９．株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。
10．平成28年11月29日に、当社株主であったNIFSMBC-V2006S1投資事業有限責任組合より300株（平成29年10月５日付で普通株式１株につき200株の株式分割）を譲り受けたことによって、主要株主となりました。

独立監査人の監査報告書

平成29年11月７日

ナレッジスイート株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　水野　雅史　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　津村　陽介　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているナレッジスイート株式会社の平成26年10月１日から平成27年９月30日までの第９期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナレッジスイート株式会社の平成27年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年11月７日

ナレッジスイート株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　水野　雅史　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　津村　陽介　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているナレッジスイート株式会社の平成27年10月１日から平成28年９月30日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナレッジスイート株式会社の平成28年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年11月７日

ナレッジスイート株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　水野　雅史　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　津村　陽介　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているナレッジスイート株式会社の平成28年10月１日から平成29年９月30日までの第11期事業年度の第３四半期会計期間（平成29年４月１日から平成29年６月30日まで）及び第３四半期累計期間（平成28年10月１日から平成29年６月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ナレッジスイート株式会社の平成29年６月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第３四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

株式会社プロネクサス　印刷